官報

号外

国会会議録

令和八年七月十三日

○第二百二十一回国会

参議院会議録第二十八号

令和八年七月十三日（月曜日）

午後一時一分開議

○議事日程　第二十八号

令和八年七月十三日

午後一時開議

第一　国務大臣の報告に関する件（令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について）

第二　防災庁設置法案（内閣提出、衆議院送付）

第三　防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。

日程第一　国務大臣の報告に関する件（令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について）

総務大臣から発言を求められております。発言を許します。林芳正総務大臣。

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君）　令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告の概要について御説明を申し上げます。

政策評価制度は、効率的で質の高い行政や、成果重視の行政を実現するとともに、国民に対する説明責任を果たしていくことを目的としております。

令和七年度は、各府省において二千四百二十六件の政策評価が実施され、その結果が政策の改善、見直しに活用されています。

総務省においても、複数の府省にまたがる政策の評価や各府省が行った政策評価の点検を行うとともに、評価手法などに悩みを抱える各府省に対して、共同で政策効果の把握、分析に取り組むなど、伴走型での支援を積極的に進めてまいりました。

また、令和五年三月の政策評価に関する基本方針の一部変更後の取組を振り返り、意思決定への更なる活用、めり張り付けの実現、関係者間のコミュニケーションの充実の観点から、各府省への今後の支援策を取りまとめました。

以上が、令和七年度の報告の概要でございます。

総務省といたしましては、引き続き、各府省の政策立案、改善の取組を後押しするとともに、行政運営改善調査等の機能も活用しつつ、行政運営の改善が図られるよう、適切に取り組んでまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。浅尾慶一郎君。

〔浅尾慶一郎君登壇、拍手〕

○浅尾慶一郎君　自由民主党の浅尾慶一郎です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました政策評価実施状況等報告について質問いたします。

議会に期待される基本的な機能は四つあり、それらは国民代表、立法、審議、行政監視の各機能と言われています。そのうち、解散があり、政権選択に直結する衆議院と異なり、任期六年で解散のない参議院では、中長期的な、中長期的、持続的な視点で政府が進める政策に物を申す環境が整っていることから、行政監視に力を入れてまいりました。

しかし、行政監視や政策評価が実を結ぶには、参議院から指摘するだけではなく、この指摘に対して政府が真摯に対応し、自ら改善努力を尽くすことが不可欠であります。

参議院における御活躍の期間も長く、当院での行政監視をよく御存じの林大臣にお伺いいたしますが、我が国の政策能力の更なる向上に向けて、参議院による行政監視と政府における行政監視活動がより有効に機能していくためには、政府として、勧告に対する改善措置状況の継続的なフォローアップなど、どのような取組に力を入れていくべきとお考えでしょうか。

参議院では、これまで、行政監視委員会を中心として、国と地方の行政の役割分担の視点から、地方自治体間での税財源の偏在是正や、物価上昇期における官公需の価格転嫁の遅れへの対応などについて議論を深めてきました。

あわせて、地方自治法第九十九条に基づき地方議会から参議院に提出された意見書は、院での受理後、関係委員会に参考送付されています。

そこで、毎年、地方議会からの意見書の中で求められている地方財政の充実強化に関連してお伺いいたします。

著しい人口減少に直面する小規模自治体では、財源に乏しく、行政サービスの提供に困難さが増しています。

また、大都市圏では、例えば東京都と神奈川県のように、隣接する地方自治体間での財政力の違いが、どこに住んでいるかによって提供される行政サービスが異なるという不公平感につながっています。

ある民間調査によれば、勤務先と居住地の一致度は、東京都では六八％、大阪府では八〇％のところ、その他の道府県では九五％と大きな違いがあります。

そこで、地方税の偏在と提供される行政サービスの格差に関する行政評価の実施と、それを踏まえた財源調整の在り方について、林大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

令和七年国勢調査速報値によると、我が国の人口は前回から約三百十万人減の一億二千三百五万人、しかも、人口増は東京都、沖縄県の二都県のみで、そのほかの道府県は減少しています。

合計特殊出生率の低下も歯止めが掛かっておらず、昨年は一・一四となり、統計開始以降で過去最低。出生数も六十七万人と、前年と比べて一万五千人近く減少しています。

これまで政府においては、こども未来戦略を掲げて、二〇二四年度から二〇二六年度までの三年間を加速化プランとして少子化対策の大幅な拡充を進めてきましたが、出生数と人口の状況を見ると、効果が上がっているとは言いにくい状況にあります。

一方、東京都は、豊富な財政力を背景に、婚活支援や、卵子凍結、無痛分娩への費用助成、第一子の保育無償化など、結婚、出産、子育ての各段階で独自の支援策を次々と打ち出し、昨年の出生数は増加に転じました。

我が国の人口減少に歯止めを掛けるには、ＥＢＰＭの更なる展開により、一部の自治体だけではなく、オールジャパンで支援策の底上げを図るべきと考えますが、政策評価と地方自治の双方を所管する林大臣に御所見をお伺いして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君）　浅尾議員からの御質問にお答えいたします。

まず、参議院の行政監視と政府による行政監視活動、これが有効に機能していくための取組について御質問がありました。

今御指摘がありましたように、参議院の行政監視機能と政府の行政監視活動が相まって行政運営の改善が図られることは、国民の行政に対する信頼を確保するために重要であると考えております。

総務省としては、担当府省とは異なる立場から、管区行政評価局等の全国ネットワークを活用して、現場の実態を丁寧に把握する行政運営改善調査の実施、調査結果に基づく関係府省の改善措置や地方公共団体等の現場における改善状況のフォローアップなどを通じて、行政運営の改善に一層取り組んでまいります。

次に、地方税の偏在と提供される行政サービスの格差に関する行政評価の実施等について御質問がございました。

地方税の偏在是正につきましては、令和八年度与党税制改正大綱におきまして、東京都も含めた我が国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる必要があるとされておりまして、この方針に沿って検討を進めてまいります。

他方、地方税の充実を図り、偏在性の小さい地方税体系を構築してもなお自治体間の財政力格差は残ることになります。どのような地域であっても一定水準の行政サービスを提供できますように財源を保障することは国の責務であると考えておりまして、地方交付税を含む一般財源総額を確保するということが重要であると考えております。

これらに関し、必要があれば、行政評価局の調査機能の活用も検討してまいります。

最後に、ＥＢＰＭの更なる展開による日本全体での支援策の底上げに関する御質問がありました。

社会経済の変化に対応し、限られた資源から高い政策効果を生み出すためには、客観的なデータや分析に基づいて政策の立案や改善を行うことが重要でございます。このことから、政府全体でエビデンスに基づいて政策を進めるＥＢＰＭの強化を図っております。

総務省におきましては、政策評価を推進する一環として、各府省や自治体と共同で政策の効果分析等の実施、自治体が保有するデータの個人情報を抽象化加工などすることで政策分析に活用できるようにするシステム構築の実証事業の支援といった国や自治体への支援を行っておるところでございます。

こうした取組を通じまして、引き続き、各府省や自治体においてエビデンスに基づいた政策の立案や改善が行われるよう、政策効果の向上に寄与してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　古賀之士君。

〔古賀之士君登壇、拍手〕

○古賀之士君　立憲民主・無所属の古賀之士です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました政策評価実施状況報告について質問いたします。

行政監視の年間サイクルにおける本会議報告は今年で七回目となります。これまでの取組に敬意を払いつつ、しかしまだまだ新しい制度ですので、改善できる余地があるのではないかという期待を込めて質問させていただきます。

まずは、令和八年、二〇二六年二月の総選挙の執行に関する検証について、四問お尋ねをいたします。

国会冒頭の解散により十分な予算審議や与野党論戦が行われず、公示まで四日、投票まで十六日間という戦後最短の選挙戦となりました。主権者たる国民が各党のこれまでの実績や公約を客観的に政策評価する時間を著しく奪った今回の執行プロセスをどう総括しているのでしょうか。

今後は、主権者の評価の質を担保するために、解散から投票まで最低限必要な期間を定量的に定め、制度の形骸化を防ぐ公職選挙法の改正に着手すべきと考えますが、林芳正総務大臣の見解を伺います。

これほどの超短期決戦でありながら、不在者投票や在外投票の手続は依然としてアナログのままであり、投票機会の損失を招きました。

特に在外投票において、令和八年、二〇二六年二月に行われた総選挙では、在外有権者百五万人に対する投票数は比例区で三万人にも及ばず、実質的な投票率は三％を下回りました。さらに、投票用紙を郵送した方についても、郵便の到着が締切りに間に合わなかった割合が実に二七％という制度創設以来最悪の数字を記録しており、投票権が担保できなかったという大きな問題があると考えます。

現在の在外投票制度が投票率にどのように影響しているかの政策評価について、総務大臣の見解を伺います。

次に、遠洋航海中の船員の方々が投票できる洋上投票制度です。

これは在外投票とは全く異なる制度です。現行法では、対象が国政選挙、つまり衆議院議員選挙、参議院議員選挙、さらに最高裁裁判官の国民審査のみに限定され、地方選挙や国政の補欠選挙では投票権が行使できないという政策上の制度的欠陥が放置されています。この投票権の不平等がもたらす社会的損失をどう評価していますか。

洋上投票制度では、非常に煩雑で、当該船員の方がまず船長に投票の希望を申し出ます。そして、船長が投票の送信用紙を選挙管理委員会に依頼をして、用紙を選挙管理委員会から受領して、船に持ち込んで、そして、選挙が行われるときに船員の方に投票用紙が船の中で船長から渡されて、そしてセキュリティーが万全と言われているファクスによってそれが最終的には選挙管理委員会に届くというシステムになっています。

いまだに実物の投票用紙をファクスで送信するというアナログの運用を改め、衛星インターネットを活用した暗号化電子投票システムへ移行した場合のコスト対効果を評価し、速やかに法改正を進めるべきだと思います。ホルムズ海峡で働く方々や遠洋航海に従事する方々など、まさに海洋国家たる日本を支える方々の権利を奪ってはならないと考えるからです。

前回、行政監視委員会で質問した際には、海上投票制度自体が議員立法によるため、議員立法によるものであるため、総務省としては検討しないというような御答弁がありましたが、そもそも行政が船員の投票権を担保しないから議員立法として取り組まなければならなかったわけですから、行政がそれを盾に取り組まないという理由にするのは筋が違うと考えます。各党協議会での議論に敬意を払いつつ、行政もそれに負けぬよう奮闘されることを期待して、総務大臣の見解を伺います。

続いて、クールジャパン機構の累積赤字と統廃合の問題について伺います。

政府が一千四百億円以上を出資しながら累積赤字が五百四十億円にまで膨らんだクールジャパン機構について、これまでの投資判断における政策評価基準がいかに甘かったかを問います。

私も決算委員会や国際経済・外交に関する調査会にて七回にわたって質問してきましたが、最終年度には累積損益がプラス十億円となり黒字化するという予想はどうなったのでしょうか。これは、何も十年前の予想ではなく、二〇二五年、去年の決算委員会で答弁された数字です。余りにも甘い見積りではないでしょうか。

個別案件の撤退基準、つまり損切りルールが機能しなかった要因をどう分析されているのでしょうか。廃止、統廃合の議論を進める前に、外部の第三者委員会による失敗の本質に関する厳格な政策評価レポートを作成し、主権者たる国民の皆様方に全面開示することを強く求めますが、この提案はいかが受け止められますでしょうか。赤澤亮正経産大臣、お答えください。

さらには、市場環境と政策効果のミスマッチに関する分析も必要です。

足下では、歴史的な円安の追い風もあり、訪日外国人観光客は近年増加しています。アニメも漫画も世界中で広く親しまれています。これほど日本のコンテンツや文化の市場需要が高まっている絶好の環境において、なぜクールジャパン機構の投資効果だけがマイナスという真逆の結果になったのでしょうか。市場のトレンド分析と政府のいわゆるお墨付き政策との間に生じた致命的なミスマッチについて、マーケティング視点での評価を経産大臣に求めます。

また、組織解体に伴う知的資産、機能移管の評価はどうでしょうか。経済産業省は統廃合を視野に入れた有識者検討会を設置しましたが、だらだらと組織を存続させる延命措置であってはなりません。これまでの投資活動から得られた教訓や人的、知的ネットワークを正当に評価した上で、当機構は速やかに清算、廃止すべきです。

今後のコンテンツ海外展開支援は、官製ファンドではなく、民間主導の融資保証やプロデューサーへの直接補助へのスキームとドラスチックに切り替えた方がベターと考えますが、経産大臣の決断を伺います。

次に、官公需における価格転嫁の実効性について伺います。

政府が民間企業に賃上げと価格転嫁を強く迫る一方で、官公需の価格転嫁率がさえません。中小企業庁調査における官公需の価格転嫁率は、去年、二〇二五年三月時点で五二・三％にとどまっていました。さらに、今年、令和八年、二〇二六年三月では、まさかの四ポイント減で四八・四％となっています。

この政府自身による買いたたきとも言えるような現状は、これまでの価格転嫁促進政策の評価として著しく不十分と言わざるを得ませんが、政府の自己評価を伺います。なぜ、民間への手本となるべき国の発注現場でこれほど政策浸透の遅れが生じているのでしょうか。経産大臣に伺います。

政府は、令和八年、二〇二六年四月に加速化プランを発表し、二〇二七年度までに実施率一〇〇％を目指すとしていますが、この目標達成に向けた中間評価はどう設定されていますか。特に、財政が逼迫する地方自治体の発注現場において、本プランの効果をどう測定、評価されるのでしょうか。経産大臣に伺います。

転嫁に応じた自治体に対して地方交付税上の優遇措置を設けるなど、政策のインセンティブ設計を定量的な評価と連動させるべきではないでしょうか。こちらは林総務大臣に伺います。

中小企業が労務費や原材料費の高騰を官公需において転嫁しようとしても、変更手続の、変更契約の手続に関わる事務負担が過大であるため、申請を断念するケースが多発しています。この手続の煩雑さが政策効果を阻害している現状をどう評価していますか。個別の価格交渉を不要とし、消費者物価指数や主要資材マイルストーンに応じて発注金額を自動改定する自動物価スライド制を標準装備し、契約の見直しの事務コストを削減すべきではないでしょうか。総務大臣の御所見を伺います。

インフレ下における公務員の方々の出張費、留学費用の適正化についてお尋ねをいたします。

海外出張においては歴史的な円安と物価の格差、一方、国内出張費においてはインバウンド需要の急増によりホテルの宿泊費が高騰しており、従来の旅費規程が定める宿泊上限では宿が確保できない事態も見聞しております。仄聞しております。職員の方々が手出しで差額を埋めている実態があるのかどうか、上限まで請求された事例において定量的に把握、評価しているのでしょうか。

定額上限を今のままにしておくことは、実質的な職員への不利益処分です。主要都市ごとの宿泊上限を毎年見直したり、海外においては為替と連動させたりするなど、適正な実費補填を行うべきと考えますが、片山さつき財務大臣に答弁願います。

根本的な解決も必要です。旅費高騰を前提とした場合、出張そのものの費用対効果を厳格に評価する必要があります。民間企業では、出張をウェブ会議へ置き換えることで移動コストを削減する事例があります。省庁においては、対面での挨拶や手交といった形骸化した慣例による随行出張がいまだに散見されるようです。

各省庁の出張旅費枠に対してオンライン代替による削減実績を政策評価の項目に追加し、無駄な渡航をスクリーニングする仕組みを導入すべきと

いう声も聞きますが、現時点での総務大臣の御所見を伺います。

国費留学制度の投資対効果評価と返還規定の厳格化についてもお尋ねします。

国家公務員総合職を中心に、給与や日当を支給したまま国費で海外留学へ派遣する制度がありますが、円安とインフレの影響で一人当たりの国費負担額は数千万円規模に跳ね上がっていると聞いています。それにもかかわらず、帰国後僅かの期間で外資系企業や民間へ転職してしまうケースがあり、そこで、帰国後五年間は国家公務員として奉職しなければ留学費用を返還という留学費用の償還に関する法律が平成十八年に制定されました。しかし、法律の制定後も離職が絶えず、令和六年度においては、国外研修の後に離職し、償還義務が発生したケースが五十五件発生しています。

この人材育成投資における投資対効果及び離職率という政策の失敗を政府はどう評価されていますか。留学費用の償還に関する法律の見直しを進めていくとともに、国家公務員の処遇と職場環境についても、国家国民の皆様方のために働き続けていただくための見直しを進めていくべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。松本尚国家公務員制度担当大臣にお伺いいたします。

今日指摘させていただきましたことは、いずれも国民の皆様方の理解と応援が必要なことばかりです。前向きで具体的な御答弁を期待して、質問を結びます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君）　古賀議員からの御質問にお答えいたします。

まず、解散から投票までの期間について御質問がございました。

憲法第五十四条におきまして、衆議院の解散の日から四十日以内に総選挙を行わなければならないとされておりますが、現行法令上、選挙の実施日に関して、解散から何日以後に行うとするような規定はありません。

本年二月の総選挙は、公職選挙法の規定にのっとり適正に行われたものと認識しておりますが、いずれにいたしましても、解散・総選挙の選挙期日に関する規定の改正を検討する場合には、選挙の仕組みを変えることになり、各方面に影響を与えることから、各党各会派において幅広い観点からの議論が必要であると考えております。

次に、現在の在外投票制度が投票率にどのように影響しているかの政策評価について御質問がございました。

投票は権利であり、投票するか否かは有権者の任意に委ねられていることに加え、投票率については、選挙の争点、当日の天候など様々な事情が影響して上下するものであり、目標の設定にはなじまないものと考えております。このため、政策評価においてもアウトカムとして投票率を掲げていないところであり、現在の在外投票制度が投票率にどのような影響を与えるかについてはお答えを差し控えます。

その上で、在外投票については、今回の衆議院選に限らず、これまでも投票する意思を持ちながら投票ができなかった方がいらっしゃることは承知をしております。

総務省としては、今回の総選挙においても、有権者の投票機会の確保に努めたところでございます。

具体的には、在外選挙人登録申請に関しては、申請をされる方の負担軽減を図るため、国外への転出届の提出時に在外選挙人名簿への登録申請を行うことができる出国時申請につきまして国外転出予定者に対して周知をするなど取り組んできているところでございます。

また、在外郵便等投票に関しては、在外選挙人に対し、衆議院の解散日や公示日にかかわらず、いつでも郵便等投票の投票用紙を請求できるということを周知してまいりましたほか、各選挙管理委員会に対し、衆議院の解散の日よりも前に投票用紙等を発送することとしても差し支えない旨を周知するとともに、在外選挙人への投票用紙を最も迅速な方法で送付することを要請したところでございます。

総務省といたしましては、在外邦人の皆様に積極的かつ適正に選挙に参加いただくことは重要だと考えており、今後とも有権者の投票機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、洋上投票の地方選挙、国政の補欠選挙への拡大やインターネット投票の導入について御質問がありました。

洋上投票制度は、各党各会派における議論、協議を経て創設、改正されてまいりましたが、投票送信用紙等を交付、受信する選挙管理委員会や不在者投票管理者となる船長等の事務負担が過大となること等の課題があり、衆議院総選挙及び参議院通常選挙に限って導入されたものと理解をしております。

また、洋上投票制度におけるインターネット投票の導入に当たっては、技術面やコスト面のみならず、選挙の公正確保や投票の秘密保持などといった観点が十分に踏まえられるべきものと考えます。

いずれにいたしましても、洋上投票制度について、地方選挙等への拡大や、インターネットを利用する方法など新たな投票方法の導入を行うのであれば、各党各会派においても十分御議論いただく必要があると考えております。

次に、自治体の価格転嫁の取組の地方交付税への反映について御質問がございました。

総務省におきましては、各自治体が官公需における適切な価格転嫁に取り組めますように、普通交付税の算定費目、地域の元気創造事業費におきまして新たに一千億円程度の価格転嫁分を創設し、各自治体の価格転嫁の取組状況を反映することとしております。

具体的には、各自治体における価格転嫁の取組状況の調査結果に基づきまして、低入札価格調査制度の導入率等を自治体別に算出し、これを指標といたしまして、価格転嫁に積極的に取り組む自治体の財政需要を算定に反映する方向で検討しております。

こうした措置を通じて、各自治体が価格転嫁の取組を積極的に実施していただくことを期待をしております。

次に、地方の官公需における契約変更の手続の円滑化についての御質問がございました。

契約後、賃金や物価が上昇した場合等に改めて価格交渉を行って契約内容を変更することは、発注者、受注者双方の負担が大きく、円滑な価格転嫁の支障となり得ると考えております。このため、一定の条件を満たす場合には効率的かつ的確な契約変更を行うことができますように、あらかじめ契約にスライド条項を定めるということが推奨されておりまして、総務省においても、自治体に対し、その導入を働きかけているところでございます。

また、スライド条項の適用に関しましては、必要な確認事務等に過度の負担を生じることがない

よう運用することが重要と考えておりまして、事務負担の簡素化に関する優良事例の横展開などによりまして、自治体における適切な運用を促してまいります。

最後に、オンライン代替による出張費の削減について御質問がございました。

旅費法第四条第二項におきましては、旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができるとされておりまして、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段にはオンライン会議も含まれているものと承知をしております。

まずは、各府省において、旅費法第四条の趣旨に従って適切に旅行命令が出されるべきものと考えております。（拍手）

〔国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手〕

○国務大臣（赤澤亮正君）　古賀之士議員から、五問御質問をいただきました。

まず、個別案件の撤退基準及び失敗の本質の国民への全面開示についてお尋ねがありました。

クールジャパン機構は、投資先の多くが非上場企業であるため、市場価格に基づく機械的な撤退基準を設けず、事業の進捗を踏まえて判断し、投資の継続や売却を行ってまいりました。

経済産業省としては、二〇二二年十一月の財政制度等審議会において示された方針に従い、クールジャパン機構の廃止又は統合を前提として今後検討を進める予定でございます。

まずは、外部有識者による検討会を早期に立ち上げ、累積損失拡大の要因について徹底的な検証を行い、その結果を公表してまいります。

クールジャパン機構に係る市場のトレンドと政策のミスマッチについてお尋ねがありました。

クールジャパン機構は、日本の文化、地域の特色を生かした商品の海外需要開拓を行う事業のうち、民間資金が十分に集まらない事業に対し、リスクマネーを供給するために設立されました。

こうした中、設立当初は、ゼロから事業を立ち上げる不確実性の高い事業に投資したことによる損失拡大に直面をいたしました。収益性の改善に取り組んでまいりましたが、これまでの累積損失を取り戻すほどの収益を上げられませんでした。

こういう状況となったことを重く受け止め、早期に民間有識者を交えた検討会を立ち上げ、徹底的に検証してまいります。

今後のコンテンツ海外展開支援についてお尋ねがありました。

官民ファンドによる支援については、今後、有識者検討会を立ち上げて検討することとしております。

その上で、経済産業省では、民間による融資を促進するため、完成保証のモデル構築などの資金調達環境の整備や、個人クリエーターから大規模な作品をプロデュースする制作会社まで、作品の作り手に対する支援を行っております。これらを含むコンテンツ産業支援を通じて、日本発のコンテンツの海外売上高を二〇三三年に二十兆円にする目標を達成してまいりたいと考えております。

官公需における価格転嫁の遅れ及び加速化プランの評価について、それぞれお尋ねがありました。

中小企業庁が先月二十六日金曜日に公表した中小企業三十万社に対する調査では、官公需における価格転嫁率は、委員御指摘のとおり、昨年度より三・九ポイント低い四八・四％となりました。

国や地方自治体が率先して価格交渉、転嫁に取り組むべきにもかかわらず、官公需の価格転嫁率が低下したことは誠に遺憾であります。国や地方自治体の価格転嫁への認識や対応が不十分だったのではないかと受け止めております。

このため、経済産業省では、官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの達成に向けて、各府省庁や全ての地方自治体に対して取組状況の実態把握を毎年行い、その結果を公表してまいります。

加えて、今年度より新たに官公需に特化した受注側中小企業に対する調査も実施をし、発注者ごとに価格交渉、転嫁の状況を公表することで、国や地方自治体の対応改善につなげてまいりたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣片山さつき君登壇、拍手〕

○国務大臣（片山さつき君）　古賀議員から、国家公務員の旅費の適正な実費弁償についてお尋ねがありました。

国家公務員の出張に係る宿泊費については、令和六年度に改正された旅費法に基づき上限となる基準額を定めておりますが、当該基準額については、毎年度、海外を含む主要都市ごとに調査した上で、必要に応じて見直すこととしております。

また、基準額を超過する宿泊があった場合でも、一定の要件に該当する場合や個別の協議により、現に支払った費用を支給することが可能となっております。

こうした国家公務員の出張に係る宿泊実績については、基準額を超過した宿泊日数を含め、各府省庁から財務省に定期的に報告をいただいているところであります。（拍手）

〔国務大臣松本尚君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本尚君）　古賀之士議員の御質問にお答えいたします。

国家公務員の留学費用の償還に関する法律についてのお尋ねがありました。

この法律は、国家公務員の留学及びこれに相当する研修等について、その成果を公務に活用させるようにするとともに、国民の信頼を確保することを目的としております。

この法律については、制定後、その趣旨に沿って運用されているところと考えているところですが、毎年度、償還者も一定数存在することも事実であります。この背景には、若手の離職傾向などもあると考えております。

このため、公務を選ばれる職場とする観点から、国家公務員の処遇の改善のみならず、ポジティブフィードバックの推進、ＡＩの活用等を通じて、働きがいの向上や職場環境の改善に向けた取組を行っております。

今後、担当大臣として、私自身が先頭に立ってこうした取組を一層加速したいと考えております。（拍手）

○議長（関口昌一君）　後藤斎君。

〔後藤斎君登壇、拍手〕

○後藤斎君　国民民主党・新緑風会の後藤斎です。

会派を代表し、令和七年度政策評価等の実施状況について質問をいたします。

政策の目的は、国民生活をより良くすることにあります。そのためには、政策を評価し、その結果を次の改善に結び付ける不断の努力が不可欠です。

政策評価制度は、政策評価書を作成し、報告書を取りまとめること自体を目的とするものではありません。限られた財源の下で政策効果を客観的に検証し、その結果を次の政策へ反映させる、いわゆるＰＤＣＡサイクルを実質的に機能させるための重要な基盤です。しかし、現実には、評価書の作成が自己目的化し、評価結果が政策改善に十分に結び付いていないと思われる事例も見受けられます。

国民が求めているのは、評価を行ったという事実ではなく、評価を踏まえて何を改め、どのような成果につなげたかという結果です。評価結果が予算要求、制度改正、事業の廃止、見直しにどう反映されたかまで示されて初めて国会による行政監視機能も実効性を持ちます。

政府は、政策評価制度の実効性をどのように高め、各府省のＰＤＣＡサイクルをどのように機能させていくお考えなのか、総務大臣にお尋ねをいたします。

次に、官民ファンドについてお伺いをいたします。

官民ファンドは、民間だけでは十分な資金供給が難しい成長分野に政策的に投資をし、産業競争力の強化や新たな需要の創出を図るため設立をされてきました。しかし、先日、クールジャパン機構の累積赤字が約五百四十億円に達していることが明らかとなり、官民ファンド制度全体の在り方にも厳しい目が向けられています。

全ての官民ファンドが政策目的に照らして十分な成果を上げているのか、政府全体で検証すべきです。損益だけではなく、民間資金の呼び水になったのか、政策目的の達成に資したのかという観点も不可欠です。

現在、政府が所管する官民ファンドは総計で何件あり、投融資総額及び累積損益はどのような状況か、官房長官にお伺いをいたします。

次に、クールジャパン機構についてお伺いをします。

我が国の優れた文化、コンテンツ、食、ファッション、ビューティー、観光などを海外に発信し、新たな需要を開拓するという政策目的は今なお重要です。しかし、多額の公的資金を投入している以上、成果と責任は厳格に検証されなければなりません。

クールジャパンのこれまでの成果と課題をどのように評価しているのか、また、制度の見直しや官民ファンド全体の統廃合を含め、今後どのような方向性で取り組むのか、経産大臣にお伺いします。

次に、リニア中央新幹線について伺います。

私は、国土交通委員会において、累次にわたりリニア中央新幹線の整備状況と今後の見通しについて質してまいりました。

そうした中、七月七日に、静岡県知事が着工容認を表明をされました。当初は、二〇二七年度、来年度が開業予定でした。しかし、現在も新たな開業時期は示されておりません。東海道新幹線は、老朽化や南海トラフ地震等により長期不通になるというリスクを抱えています。東京、名古屋、大阪を結ぶ大動脈を二重系化するリニア中央新幹線は、国土強靱化、地方創生、国際競争の観点からも、我が国の将来を左右する国家プロジェクトです。政策評価の観点からも、当初計画と現状を冷静に分析をし、一日も早い開業に向けた工程を示すべきです。国として、ＪＲ東海任せにせず、関係自治体との調整も含め、責任ある関与を強めるべきです。

早期に開業すべきと考えますが、国土交通大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、花粉症対策について伺います。

今や花粉症は日本人の二人に一人が罹患するとも言われる国民病です。労働生産性の低下、医療費、医薬品費などを含む社会的損失は極めて大きく、経済損失は一日当たり約二千四百五十億円、一か月では約七兆円を上回るという推計もあります。

政府は、二〇二三年に花粉症対策に関する閣議決定を行い、総合的な取組を進めていますが、社会的損失の大きさに見合う実効性が今問われております。

農林水産省が開発を進めてきた杉花粉症緩和米は、二十年以上研究が続けられ、安全性確認など一定の成果が得られながら、いまだ実用化に至っていません。二〇一〇年度に約五億五千万円、二〇一一年度には約六億円の予算が計上された時期もありましたが、継続的な予算措置は十分とは言い難く、研究成果が国民生活の改善に生かされていないと考えます。長年研究開発を続けてきた以上、出口戦略を明確にする責任があります。

政府は、これまでの研究開発成果をどのように評価をしているのか、そして実用化に至っていない要因をどう分析しているのか、農林水産大臣に伺います。

また、当初は御飯としての実用化を目指し、その後、医薬品としての開発へ重点を移してきましたが、医薬品に加え、機能性食品との実用化も二刀流で検討し、具体化すべきです。早期実用化に向けたお考えを農林水産大臣にお尋ねをいたします。

次に、米価と食料システム法について伺います。

昨年来高騰していた米価については、備蓄米放出による価格上昇の抑制効果は限定的でした。足下では過剰在庫圧力等から米価が低下をし、秋以降の新米価格の大幅下落も懸念されています。

消費者にとって米価下落は歓迎すべき面もありますが、生産者が再生産を維持できない水準まで価格が下がれば、我が国の主食であり、食料安全保障を支える米作りそのものが持続できません。必要なのは、消費者に過度な負担を求めず、同時に生産者が将来にわたって安心して生産を続けられる適正な価格形成です。

本年施行された食料システム法は、食品等の持続的な供給を実現するため、取引の適正化と合理的な費用を考慮した価格形成を進める法律です。価格上昇時だけではなく価格下落時にも、生産者と消費者の双方にとって望ましい価格形成が図られるよう運用されるべきです。

政府は、生産コストも踏まえ、適正な価格形成を実現するため、同法をどのように運用されていくのか、農林水産大臣にお伺いをいたします。

最後に、ナフサについて伺います。

中東情勢の緊張緩和等を背景に、原油やナフサの国際価格は一時的に落ち着きを取り戻しましたが、現状は、米・イラン暫定和平合意は機能不全に陥り、先行き不透明感が改めて高まっています。塗料、樹脂、包装材など、ナフサを原料とする製品価格はなお高い水準にあります。多くの中小企業や国民生活への影響は続き、今後、価格の動向は予断を許しません。

私は、六月の本会議代表質問において、燃料価格抑制策の対策にナフサを加えるべきではないかと質問しましたが、再質問の総理答弁は、現時点では対象に加える考えはないという内容でした。

政府は、再び中東情勢が緊迫化しているこの局面でも、ナフサを対象に加える考えはないのか、改めて経産大臣にお伺いをいたします。

また、ナフサ製品は我が国産業を支える基礎素材であり、経済安全保障の観点からも安定供給の確保が極めて重要です。ナフサ備蓄制度の創設に向け、どのような検討を進め、今後どのように具体化していくお考えなのか、経産大臣にお尋ねをいたします。

行政評価制度は、過去を振り返るためだけの制度ではありません。評価を国民の説明責任の起点とし、改善に結び付け、改善を成果に結び付けること、その成果を国民一人一人が実感できる制度へと高めていくことを強く求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君）　後藤議員からの御質問にお答えをいたします。

政策評価の実効性の向上について御質問がありました。

政策評価は、各府省が、その所掌する政策について政策効果を把握し、自ら評価を行い、その結果を政策に適切に反映させることにより、政策のＰＤＣＡサイクルを回し、効果的、効率的な行政を実現するものです。

令和五年三月には、政策評価の機能を最大限活用した新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われるよう、政策評価に関する基本方針を見直し、各府省において新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行に取り組んでいるところでございます。

総務省といたしましては、基本方針の見直しの趣旨を踏まえ、政策改善の取組が推進するよう、各府省の取組をしっかりと支援をしてまいります。（拍手）

〔国務大臣木原稔君登壇、拍手〕

○国務大臣（木原稔君）　後藤斎議員の御質問にお答えいたします。

官民ファンドの件数、投融資総額及び累積損益についてお尋ねがございました。

全ての官民ファンドの決算が公表されている令和七年三月末時点で申し上げると、官民ファンドの数は十五、官民ファンド全体の実投融資総額は、実投融資額は約五・三兆円、累積損益は七千百二十三億円の黒字となっています。（拍手）

〔国務大臣赤澤亮正君登壇、拍手〕

○国務大臣（赤澤亮正君）　後藤斎議員から、四問御質問をいただきました。

まず、クールジャパンの機構のこれまでの成果と課題の評価についてお尋ねがありました。

クールジャパン機構については、政策性や収益性の達成状況を評価するＫＰＩが四つ設定されており、一番、他の企業の海外需要獲得等への貢献、二番、民間企業との連携、三番、機構の出資による民間資金の誘発という四つのうち三つのＫＰＩについては、二〇二五年度末時点でいずれも目標を達成しております。

他方で、四つ目のＫＰＩである累積損益については、二〇二五年度にマイナス五百四十億円となり、修正後計画における目標値マイナス四百二十六億円を下回ったことについて、経済産業省として重く受け止めております。

クールジャパン機構の今後の方向性についてお尋ねがありました。

二〇二二年十一月の財政制度等審議会財政投融資分科会で示された方針では、修正後計画における累積損益の目標値を下回った場合には、クールジャパン機構及び経済産業省は他の機関との統合又は廃止を前提に具体的な道筋を検討するとされています。

今般、二〇二五年度の累積損益マイナス五百四十億円が、先ほど申し上げたとおり、修正後計画における目標値マイナス四百二十六億円を下回ったことを踏まえ、経済産業省としては、早期に外部有識者による検討会を立ち上げ、その議論を踏まえて具体化してまいります。

ナフサに対する補助についてお尋ねがありました。

原油や石油製品は、日本全体として必要な量を確保できておりますが、引き続き、供給の偏りや流通の目詰まりが生じていると承知をしており、全力で対応しているところでございます。

御指摘のナフサに対する補助については、ナフサ以降のサプライチェーンが広範かつ多層にわたるため、最終需要家や消費者にとって直接的な効果が届きにくいと考えています。したがいまして、ナフサを燃料価格抑制策の対象に加えることは現時点で考えておりません。

川下の関連製品の価格の上昇については、ナフサ価格の上昇だけでは説明できないと考えています。川上のナフサに補助金を入れれば問題が解決するとも限らないため、川上と川中で供給見通しが共有されず供給量を制限している、あるいは事業者間のコミュニケーション不足から供給の偏り、流通の目詰まりが生じている、あるいは川下の実績以上の発注などの原因を一つ一つ解消していくことが必要であると考えています。

いずれにしても、国民の皆様の命と暮らしを守るべく、必要な措置については、あらゆる選択肢を排除せずに検討をしてまいります。

ナフサの備蓄についてお尋ねがありました。

ナフサの備蓄については、ナフサは、御案内のとおり、揮発性が高く、年単位の長期備蓄が難しいといった特性がございます。また、燃えやすい特性があり、備蓄するには消防規制に対応した特別な設備が必要となります。こうした特性を踏まえつつ、どのような方法で備蓄することが適切なのか、また、支援の必要性など、その在り方について引き続き検討してまいります。

その上で、検討内容については、予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきたいと考えます。（拍手）

〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子恭之君）　後藤斎議員から、リニア中央新幹線の早期開業に向けた今後の見通しについてお尋ねがありました。

品川―名古屋間の早期開業にとって重大な課題であった静岡工区について、静岡県知事が、七月十八日に、ＪＲ東海との間で自然環境保全協定を締結することを表明しました。この協定締結により静岡工区の着工にめどが付くこととなり、ＪＲ東海からは、静岡工区のトンネル掘削工事に着手をすれば、開業時期について一定の見通しを立てることはできると聞いております。

かねてより、ＪＲ東海の社長に対して、静岡工区着工後、品川―名古屋間の開業の見通しを明らかにするよう要請してきた国土交通大臣といたしましては、同社が、他工区の工事の現状等も分析の上、新たな開業の見通しを速やかに明らかにされることを期待しております。

国土交通省といたしましては、引き続き、リニア中央新幹線の早期整備に向けた環境を整え、一日も早い開業に向けて、関係自治体やＪＲ東海と連携し、しっかりと取り組んでまいります。（拍手）

〔国務大臣鈴木憲和君登壇、拍手〕

○国務大臣（鈴木憲和君）　後藤斎議員の御質問にお答えいたします。

花粉症緩和米の研究成果の評価、実用化に至っていない要因の分析についてお尋ねがありました。

花粉症緩和米に関する研究については、平成十二年から開始し、これまで杉花粉症に対する薬の服用量が減少するなどの効果が確認されております。

一方、実用化に至っていない要因は、主に臨床試験のデータが十分でないこと、花粉症緩和米の品質が安定していないことと考えております。

次に、花粉症緩和米について、医薬品に加え、機能性食品としての早期実用化に向けて並行して検討すべきではないかとのお尋ねがありました。

花粉症緩和米は、安全性や有効性などに関する研究を更に進めることにより、まずは医薬品としての実用化を目指しています。

一方、機能性食品の実用化に当たっては、花粉症緩和米は、これまで食品として提供されていないため、個々人の消費量とアレルギー反応が起きる摂取量の関係についてのデータを幅広に取得する必要があるという課題があります。

農林水産省としては、医薬品、機能性食品のいずれにしても、花粉症緩和米の早期実用化に向けて、引き続き安全性や有効性を明らかにするための取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、適正な米の価格形成に向けた食料システム法の運用についてのお尋ねがありました。

食料システム法は、生産から販売に至る各段階のコストを明確にし、コスト割れでの供給を抑止しようとするものです。

この実効性を確保するため、農林水産省では、フードＧメンの体制を整備し、取引の実態調査を行い、関係者の間で協議に応じないなどの事案が確認された場合には厳正に対処していく考えです。

これらの措置により、生産者の再生産、再投資が可能で、消費者にも理解が得られるような価格形成の推進に取り組んでまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　竹内真二君。

〔竹内真二君登壇、拍手〕

○竹内真二君　公明党の竹内真二です。

会派を代表し、令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について質問いたします。

総務省の政策評価制度は、本年で二十五年という大きな節目を迎えました。制度創設当時は、政策は実施して終わりではなく、その効果を客観的に検証し、その結果を次の政策へ反映させるというＰＤＣＡサイクルを行政に定着させることが大きな理念であったと承知しています。

それまでの行政は、政策を着実に執行することに重点が置かれていましたが、政策評価制度は、成果を検証し、改善を繰り返しながら行政の質そのものを高めていくという、新しい行政運営の考え方を制度として位置付けた点に大きな意義があったと考えます。

また、参議院行政監視委員会においても、総務省の政策評価結果を踏まえた議論が積み重ねられ、その結果を、失礼しました、行政監視機能の充実が図られてきました。行政が政策を評価し、その結果を国会が検証し、更なる政策改善につなげていく。この行政と立法府の取組が相まって、より良い行政運営につながることこそが制度本来の意義ではないでしょうか。

政策評価制度二十五年をどのように総括し、その成果と課題をどのように認識されているのか、また、今後、国会との連携を含め、政策評価制度にどのような役割を期待しているのか、林総務大臣の御所見を伺います。

次に、令和五年の政策評価に関する基本方針の見直しについて伺います。

近年は、社会経済情勢の変化が極めて速くなり、政策も柔軟かつ機動的な見直しが求められる時代となっています。

こうした中、令和五年には政策評価制度の運用が大きく見直され、従来の画一的な評価様式から、各府省が政策の特性に応じて工夫できる仕組みへと転換されました。その背景には、評価のための評価や評価書作成が目的化しているといった課題認識があり、評価そのものではなく、政策改善につながる評価へ転換するという考え方があったものと理解しております。

現在は試行的取組期間の途上にありますが、各府省において政策評価の質や政策立案、政策改善への活用はどのように変化してきていると認識されているでしょうか。また、評価様式の自由度を高める一方で、政策評価の質をどのように確保し、更に向上させていく考えか、総務大臣に伺います。

次に、伴走型支援について伺います。

基本方針の見直しでは、各府省が政策の特性に応じて、より実効的な政策評価を行えるよう、総務省が制度官庁として支援していく方向性が示されました。

政策評価は、各府省が自らの政策について主体的に行うものであります。しかし、評価手法や効果分析に関する知見、人材、経験が十分でなければ、政策改善に資する質の高い評価を行うことは容易ではありません。その意味で、総務省が研修、助言、実証的共同研究などを通じて各府省を支援する伴走型支援は、政策評価制度を実質化する上で重要な取組であると考えます。

ただし、伴走型支援は手助けにとどまってはなりません。支援を通じて、各府省の中に政策評価への理解が深まり、評価人材が育ち、より質の高い評価を行える能力を蓄積していかなければならないからです。

伴走型支援は、各府省において政策評価に対する理解や評価人材の育成が着実に進む取組としていくべきと考えますが、林総務大臣の見解を求めます。

次に、政策評価におけるアウトカム重視の評価について伺います。

政府は、近年、リスキリングや職業訓練に年間約一千二百億円規模の予算を投入し、人への投資を成長戦略の重要な取組として進めています。しかし、政策を評価する際には、何人が受講したか、何件の講座を実施したかという実績だけではなく、その結果として政策が国民生活にどのような成果をもたらしたのかを検証することが重要です。

そこで、まず上野厚生労働大臣に伺います。

職業訓練について、受講者数や就職率にとどまらず、希望職種への就職、人手不足分野とのマッチングなど、政策効果をより実質的に把握し、訓練内容の改善につなげるべきではないかと考えますが、大臣の見解を伺います。

続いて、林総務大臣に伺います。

職業訓練は一つの例でありますが、政策評価制度全体についても、事業を実施したというアウトプットだけでなく、政策が国民生活にどのような成果をもたらしたのかというアウトカムを重視し

て評価し、その結果を次の政策立案や予算編成、更なる政策改善につなげていくことが重要です。政策評価制度については、アウトプット中心の評価から、政策の成果や政策改善を重視するアウトカム重視の評価へ転換していくべきであると考えますが、大臣の見解を求めます。

次に、ＥＢＰＭと政策評価の関係について伺います。

ＥＢＰＭは、政策立案の段階からデータやエビデンスを活用して政策の質を高めようとする考え方ですが、ＥＢＰＭの推進においても政策評価制度の進展が不可欠であると考えます。政策が十分なエビデンスやデータに基づいて立案されることで、より的確な検証や評価が可能となり、その結果が政策改善に向けたフィードバックの充実やより良い政策立案につながっていくからであります。

一方で、政府はＥＢＰＭの推進を掲げておりますが、ＥＢＰＭと政策評価がどのような関係にあり、その中で政策評価がどのような役割を担うかについては、国民に分かりやすく整理されているとは言えません。

そこで、ＥＢＰＭと政策評価制度との関係についての認識と、ＥＢＰＭが推進される中で、それを踏まえた政策評価制度の具体的な進行、進展の方向性について、総務大臣の見解をお示しいただきたいと思います。

次に、政策評価制度の高度化について伺います。

総務省が実施した生活道路の交通安全対策に関する政策評価は、事故データなどを丁寧に分析し、その結果を政策改善につなげた、大変優れた取組であると評価しております。

一方、参議院行政監視委員会の参考人質疑では、政策評価の客観性や信頼性を更に高めるため、研究者や専門家など外部の知見を一層活用できる環境を整備すべきではないかとの指摘がありました。

個人情報の保護や、調査協力を得るため匿名性に十分配慮しなければならないデータがあることは私も十分理解しております。しかし、公開可能なデータについては、研究者や専門家による分析や検証が進むことによって新たな知見が生まれ、それが政策評価制度へ還元されるという好循環も期待できます。行政だけでは気付きにくい視点や分析手法を積極的に取り入れ、多様な知見を政策改善に生かしていくことは、政策評価制度の信頼性と政策改善の質を更に高めることにもつながる、高めることにつながるものと考えます。

外部の知見の活用については、評価の客観性や専門性を高めるだけでなく、政策評価制度そのものを不断に高度化していく取組としてより積極的に進めていくべきと考えますが、総務大臣の見解を求めます。

最後に、政策評価制度の将来像について伺います。

政策評価制度は、制度創設から二十五年を迎え、政策改善に一定の役割を果たしてきました。一方で、現在は政策評価のほかにも、行政事業レビュー、ＥＢＰＭ、行政データの活用など、それぞれ異なる制度や取組が進められています。このため、行政の現場では、各制度への対応に追われ、評価疲れとも言われる状況が生じており、更なる対応が必要になっております。

また、ＡＩやデジタル技術の進展により、行政データをこれまで以上に有効活用できる環境も整いつつあります。政策評価制度についても、より視認性や利便性を高め、データを有効に利活用しやすい仕組みやリアルタイム評価のような新たな手法についても検討していくことが必要ではないでしょうか。

さらに、ＥＢＰＭが推進される中では、それに対応した政策評価制度の進展も求められます。これまで申し上げてきた制度創設二十五年の総括や、調査データ、専門的知見の活用も踏まえれば、それぞれの制度を個別に運用するのではなく、政策評価、行政事業レビュー、ＥＢＰＭ、行政データの活用などを有機的に結び付け、政策改善につなげる、政策改善システムという発想が重要ではないかと考えます。このような政策改善システムの構築について是非御検討をいただきたいと考えます。

その上で、次の二十五年を見据えた政策評価制度の長期的な展望について林総務大臣の見解を伺い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君）　竹内議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、これまでの政策評価制度の総括及び国会との連携を含めた政策評価制度の役割について御質問がありました。

政策評価法の施行から二十五年がたち、政策評価制度が定着をしてまいりました。その上で、近年、デジタル化など社会経済が急速に変化する中、政策の効果検証をし、機動的かつ柔軟に軌道修正を行いながら改善を進めていく政策展開が特に必要となっております。

このため、令和五年には政策評価に関する基本方針を見直し、各府省において新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行に取り組んでいるところでございます。

国会との連携に関しましては、参議院において、行政監視委員会を中心に、総務省の行政評価機能も活用していただきまして御審議をいただいているものと承知をしております。

こうした政府の取組と立法府の行政監視機能が相まって行政運営の改善が図られることが重要であると考えており、総務省として各府省の政策立案、政策改善の取組を積極的に後押しをしてまいります。

次に、政策評価に関する基本方針の見直し後の状況と評価の質の確保について御質問がございました。

令和五年の基本方針の見直しにおきましては、政策評価の機能を最大限活用した新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われるよう、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握、分析機能の強化を行うため、画一的、統一的な制度運用を転換しました。その後、各府省においては、ロジックモデルを活用した効果発現経路の整理や指標の設定、審議会における政策評価書の使用など政策の企画立案過程との連携といった工夫が着実に進んできております。

さらに、令和八年三月には、政策評価の意思決定への更なる活用、めり張りを付けた政策評価の実現、基本方針見直しの趣旨を踏まえた運用の徹底のためのコミュニケーションの充実について、総務省が各府省を後押しするための今後の支援策を取りまとめました。

総務省としては、これらの支援策を通じて政策評価の質の向上を図ってまいります。

次に、伴走型支援による各府省の評価能力の向上について御質問がありました。

政策評価は政策の質を向上するための取組であり、各府省の評価能力の向上は大変重要であると認識をしております。

令和八年三月に取りまとめました今後の支援策では、基本方針見直しの趣旨を踏まえた運用の徹底のため、政府全体の職員向け研修の充実改善、省幹部を始めとするマネジメント層や有識者といった多様な関係者への働きかけ等を行うこととしております。

総務省といたしましては、各府省の政策担当職員がその能力を十分に発揮でき、政策評価を適切に実施できますように、各府省における政策評価に対する理解促進、人材育成を図るための取組を推進してまいります。

次に、アウトカムを重視した評価への転換について御質問がございました。

政策評価に関する基本方針におきましては、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握、分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとしております。

総務省といたしましては、各府省との実証的共同研究などにより得られた政策効果の把握、分析に関する知見を整理、提供するなど、各府省において政策の効果であるアウトカムを重視した評価が行われるように支援してまいりたいと考えております。

次に、政策評価とＥＢＰＭの関係に関する御質問がございました。

政策評価は、政策効果を把握し評価を行うことにより政策の企画立案を的確に行うための重要な情報を提供するものであり、エビデンスに基づいて政策を立案するＥＢＰＭの実践につながるものでございます。

総務省としては、政策評価の質を高め、政策の立案や改善のために必要となる客観的なデータや分析が提供されますように、評価に関する様々な知見や手法をガイドラインとして整理し、研修を行うなど、引き続き各府省におけるＥＢＰＭに資する政策評価を推進をしてまいります。

次に、外部知見の活用について御質問がございました。

御指摘がございましたような、研究者や専門家の方々が公表されたデータを活用し、新たな検証などを行うことは、より良い分析に資するものであり、政策評価の質の向上にも役立つものと考えております。

総務省が各府省と行った実証的共同研究におきましては、外部の研究者や専門家の先行研究を活用した効果検証にも取り組んでおりまして、そういった知見を横展開することで、政府における効果検証の質の向上にも役立ててまいりたいと考えております。

最後に、政策改善システムの構築や今後の政策評価の展望について御質問がございました。

御指摘の政策評価と行政事業レビューは、その位置付けなどには違いはございますけれども、いずれも各府省自らが政策や事業の内容や効果を把握することで政策を改善していく取組でございます。そのため、これらの取組が一体として効果を発揮できるように、政策評価において行政事業レビュー等の評価関連作業から得られた情報を活用し、重複の排除と評価書等の質的充実を図ってきたところでございます。

また、政策評価におきましては、デジタル技術の進展等により使用可能となったデータや分析手法の活用等も念頭に置いて、新たな評価の手法を模索していくことが重要であると考えております。

政策評価は制度として定着をしてまいりましたけれども、今後は、社会経済の変化に機動的、柔軟に対応し、限られた資源から高い政策効果を生み出すための政策評価であるべきと、このように考えておるところでございます。

このため、政策効果の把握、分析の強化、意思決定過程での活用などを一層推進するとともに、ＡＩなどの新しい技術も活用しつつ、客観的なデータや分析に基づいて政策の立案や改善が着実に行われますように取り組んでまいります。

（拍手）

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（上野賢一郎君）　竹内真二議員の御質問にお答えをいたします。

職業訓練についてお尋ねがありました。

公的職業訓練は、職業に必要な能力の向上、職業の安定等を目的としているため、政策評価については、就職率などを指標に設定し、効果検証を行っています。

他方、御指摘のように、職業訓練により、求職者の希望する職種への就職、人手不足分野への就職につながることも重要であると認識をしております。このため、地域の関係者が参画し、当該地域の訓練内容を設定する地域職業能力開発促進協議会において、訓練修了者や採用企業からヒアリングを行うこと等により、訓練効果を把握、検証しながら、訓練内容の改善につなげています。

今後更に、地域の人手不足分野における訓練受講者の確保のため、ハローワークでの積極的な受講あっせんにも注力して取り組んでまいります。

（拍手）

○議長（関口昌一君）　金子道仁君。

〔金子道仁君登壇、拍手〕

○金子道仁君　日本維新の会の金子道仁です。

会派を代表し、令和七年度政策評価等の実施状況等に関する報告について御質問します。

まず、令和七年度の政策評価対象事業千五十四件のうち、休止、中止と判定された事業は僅か一件、割合は約〇・一％です。過去三年間を見ても、休止、中止となった事業は各年度に二件程度にとどまっています。

他方、二十三年前の平成十五年、対象、評価対象は四千三百二十五件のうち五十三件、約一・二％、総額八千八百七十億円の事業が中止、休止と判定されました。休止、中止事業の割合は現在の約十二倍です。

この大きな違いを総務大臣はどのように受け止めておられますか。また、過去二十年間に実施された事業は政策効果が飛躍的に向上し、その結果、中止、休止となる事業が大幅に減少したという御認識でしょうか。

令和七年度に実施した省庁横断の政策評価は一件のみ、過去二十四年間の累計でも三十五件、年平均一・五件であり、極めて少ないと言えます。重複行政を解消するため、省庁横断的な政策評価は極めて重要であり、今後はその数を抜本的に増やしていくべきだと考えますが、総務大臣のお考えを伺います。

今回の政策評価のための実証的共同研究で、少年院の入院者のアンケートや日記を生成ＡＩで分析し、再犯要因の関連性や在院中の心情変化を可視化して政策効果を検討するという先駆的な取組が行われました。行政記録として蓄積されるデータを生成ＡＩで分析する手法は、例えば、過去の膨大なカルテ情報から各個人に効果的な治療、投

薬判断に結び付け、ポリファーマシー解消を目指すなど、医療、教育、福祉など幅広い政策領域に応用可能と考えます。

今後、この生成ＡＩを活用した政策効果検証をどのような分野で推進するのか、総務大臣にお伺いします。

続いて、教育分野における政策評価について、文科大臣にお伺いします。

まず、日本語教育について、令和五年に成立した日本語教育機関認定法により、認定日本語教育機関制度と登録日本語教員制度がスタートしました。秩序ある共生社会の実現のためには、適切なＫＰＩを設定して政策効果を評価することが不可欠です。

認定日本語教育機関は、本年四月までに計九十六機関が認定されましたが、ほぼ全てが留学課程であり、生活分野の認定はゼロです。

外国籍の方々が様々な地域に散在、居住する中、全国どこでも秩序ある共生社会を実現するために、日本語教育機関の多様化や地理的アクセスの確保は、適切な指標を設定し、評価すべきです。

本制度による日本語教育の質の向上と、日本語教育機会の提供の現状をどのような指標で把握すべきか、文科大臣のお考えを伺います。

次に、小中学校の不登校児童生徒、令和六年度には約三十五万人、十二年連続で増加しています。令和五年のＣＯＣＯＬＯプランでは、不登校により学びにアクセスできない子供をゼロにすることを目標としましたが、令和八年度時点で学びの多様化学校は八十四校にとどまり、目標の三百校には遠く及ばず、その一方で、フリースクール等の民間施設の活用が進んでいるとは言い難い状況です。

令和五年の総務省の政策評価では、保護者の約七割が民間施設の情報提供を望んでいた一方で、これらの情報を提供していた学校は約三割にとどまったと報告されています。教育機会確保法とその基本方針で示されている学校への登校という結果のみを目標とせずという方針や、学校と民間団体の連携協力による支援の方針を踏まえれば、多様な学びの受皿の一つとなっている民間団体の機能を正確に評価する必要があります。

フリースクール等の民間施設との連携強化と、不登校児童生徒の学びの質の向上のため、民間施設で学ぶ児童生徒の学習状況を国としてどう把握し評価するのか、現在行われている不登校児童生徒に係る特別の教育課程の議論も踏まえて、文科大臣のお考えを伺います。

我が党は、これからも客観的指標による政策評価の徹底、行財政改革の推進のため、具体的な提言を重ねていくことを申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君）　金子議員からの御質問にお答えいたします。

まず、政策評価の結果、休止又は中止となった事業の減少に関する御質問がございました。

これまで総務省といたしましては、各府省の評価書の点検等を通じて、客観的かつ厳格な評価の実施を促してまいりました。また、政策評価制度に基づく取組が各府省の現場で定着してきており、各府省において政策効果の把握、分析手法に関する知見が蓄積されてきました。

政策評価法におきましては、五年未着手又は十年未了の事業については各府省における政策評価を義務付けております。評価を行った結果、休止又は中止となる事業が減少した原因は様々であると考えられますが、同法による義務付け対象となる事業の総数自体が減少していることも一つの原因と考えられます。

いずれにいたしましても、政策評価の実施は政策に責任を持つ各府省が適切に判断すべきものであり、総務省としては、客観的かつ厳格な評価が実施されるよう、政策評価制度を推進してまいります。

次に、省庁横断的な政策の評価について御質問がございました。

議員御指摘のように、省庁横断的な政策の評価は重要であると認識をしております。

総務省といたしましては、複数の府省にまたがる政策について、政府全体としての政策の総合性を確保するため、担当府省における政策見直しのタイミングや、行政評価局の調査担当部門のリソースなども考慮しながら、政策の評価に着実に取り組んでまいります。

最後に、生成ＡＩを活用した政策効果検証の推進について御質問がございました。

御指摘の実証的共同研究の結果を踏まえますと、ＡＩを活用し、テキストデータから要因間の関係を抽出し、優先度の高い対策の検討に役立てる、時系列変化を抽出いたしまして、注目すべき事例と要因を把握するといった形で、他省庁においても応用可能と考えられるところでございます。

このような実証的共同研究等で得られたＡＩ分析のノウハウは、ガイドラインとして整理をし、提供するなど、引き続き各府省の政策効果の把握、分析の取組を支援してまいります。（拍手）

〔国務大臣松本洋平君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本洋平君）　金子道仁議員にお答えいたします。

まず、日本語教育機関認定制度についてお尋ねがありました。

秩序ある共生社会の実現に向けて、日本語教育の充実は重要な課題であると認識をしており、我が国における日本語教育の質の維持向上を目的に、令和六年度から日本語教育機関認定制度を開始しております。

当該制度に基づき、質が担保された認定日本語教育機関や登録日本語教員を十分に確保するとともに、育成就労制度における日本語講習などの様々な日本語教育の場において活用を進めていくことが重要と考えております。

本年一月に取りまとめられました政府の外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策におきましても、今後創設が検討される外国人が日本語や我が国の制度、ルールなどを学習するプログラムや、外国人児童生徒に対する日本語指導におきまして、認定日本語教育機関や登録日本語教員活用方策を検討することが求められております。

文部科学省としては、この方針も踏まえ、認定日本語教育機関及び登録日本語教員の数やその活用状況に着目しながら、日本語教育の充実にしっかりと取り組んでまいります。

次に、フリースクール等民間施設で学ぶ不登校児童生徒の学習の評価についてお尋ねがありました。

不登校児童生徒の民間施設を含む学校外における努力の成果を学校として評価し、継続的な学習活動を支援していくことは重要と考えております。このため、文部科学省としては、令和六年八

月に、不登校児童生徒がフリースクール等学校外の機関や自宅等で行った学習の成果について、一定の要件の下、成績評価を行うことができることを法令上明確化したところであり、令和六年度は全国で約八万一千人の児童生徒が成績評価を受けているところであります。

また、こうした取組の更なる促進が必要であると考えており、このため、本年四月には新たにリーフレットを作成し、その内容や趣旨について、ＳＮＳなども活用しながら周知に取り組んでいるところであります。

次期学習指導要領に向けては、個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成、実施し、その学習を柔軟に評価できる仕組みの創設についても中央教育審議会で検討をしております。

このような検討も含めて、不登校児童生徒の努力の適切な評価につながるよう、必要な取組を進めてまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　中田優子君。

〔中田優子君登壇、拍手〕

○中田優子君　参政党の中田優子です。

会派を代表いたしまして、ただいま報告のありました令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について、政府が推進する証拠に基づく政策立案、いわゆるＥＢＰＭの在り方について、関係大臣に質問をいたします。

我が国では、少子高齢化に伴う人口減少が急速に進み、経済状況も厳しさを増す中で、政府が掲げる諸政策が本当に国民のためになっているのか、予算が効果的に使われているのかを厳格に検証する政策評価の仕組みは、これからの国家経営において欠かすことのできない最重要の基盤であります。

また、前例踏襲や部分最適な政治から脱却し、客観的なデータや統計的エビデンスに基づいて政策を立案、検証していくＥＢＰＭの考え方は、まさに限られた国家の資源を最適に配分し、真に実効性のある国益を生み出すための基盤として極めて重要な意義を持つものでございます。

しかし、本制度の設計そのものが抱える構造的な課題と、重要政策におけるＥＢＰＭによるエビデンスを基にした政策評価の具体的な落とし込みの弱さという、この二つの大きな問題点があると考えます。

まず第一に、制度設計が抱える構造的な課題として、内閣の政策の中心となる骨太の方針に対する政策評価への網羅性について伺います。

現在の政策評価制度は、基本的に各府省庁が自らの省庁の事業を評価するという縦割りの仕組みが中心となっております。一方で、現在の我が国が直面する少子化対策、外国人問題、そして経済対策などの最重要課題は、全て単一の省庁で完結するものではなく、内閣の司令塔機能の下に進められる、いわゆる骨太の方針に代表される省庁横断の巨大な政策ばかりです。

この骨太の方針のような複数府省にまたがる包括的な政策評価の必要性について、政府はこれまで、関係府省の施策の実行状況を、実施状況を注視しつつ、総合性や統一性の確保の観点から必要と考える場合に政策評価を実施すると答弁されてきました。しかし、本年度の報告書を拝見する限り、依然として個別の縦割り評価の域にとどまっている印象を受けます。この骨太の方針が評価の対象外のままでは、重要政策が一体どこまで進んでいるのか、戦略全体の費用対効果がどうなっているのか、国民に対して客観的に説明することは困難ではないでしょうか。

骨太の方針のような省庁横断的な国家戦略の戦略そのものに対して、総務省が主導、あるいは内閣と密に連携し、全体最適の観点から包括的な行政評価を行えるような制度設計へと具体的にどのように移行し、実行させていくお考えか、林総務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、第二の課題として、重要政策におけるＥＢＰＭの具体的な落とし込みの状況について、各大臣にお伺いします。

一つ目は、少子化対策について、担当大臣に伺います。

政府は、二〇三〇年までが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとして、様々な施策を展開しています。しかし、その目標設定の経緯を見ると、出生率一・八の実現という具体的な数値目標から、現在では少子化トレンドの反転という表現へと変更されています。また、二〇二五年度時点の実態を見ていくと、こども家庭庁予算は右肩上がりで約七・三兆円まで増加しているに対して、合計特殊出生率は一・一四であり、十年連続の低下で過去最低を更新しております。二〇三〇年の目標達成期限が迫る中、これまでの施策が結果にどう寄与しているのかという現状評価も不可欠です。

そこで伺います。

二〇三〇年の少子化トレンド反転に向けて、具体的数値を伴うエビデンスを用いてこれまでの政策効果の検証状況をどう総括しておられるのか、また、二〇三〇年の目標達成をどの程度見込んでおられるのか、黄川田担当大臣の御見解を伺います。

二つ目は、環境、脱炭素政策について、環境大臣に伺います。

政府は、二〇五〇年までにカーボンニュートラルを目指すと宣言し、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すＧＸの実現に向け、官民合わせて百五十兆円規模の投資誘導を行っております。しかし、これほどの膨大な予算を投じる以上、その投資が地球環境や世界の気温抑制にどれだけの具体的な効果をもたらすのかという、最も根本的な科学的エビデンスが数値として示されるべきであります。

特に、脱炭素政策に至っては、日本だけがカーボンニュートラルを達成しても、世界全体での温室効果ガスの排出量が増えては何の意味もございません。さらには、日本がカーボンニュートラルを達成しても、世界の気温は約〇・〇〇六度しか下がらないという試算、研究結果も報告されております。

日本独自の取組がもたらす地球環境への実質的な影響を現在どのように数値的に評価、検証をされているのか、巨大な環境予算を裏付けるエビデンスとして、環境大臣の明確な御答弁を求めます。

三つ目は、外国人政策について、担当大臣に伺います。

政府は、ゼロベースでの制度改革を掲げてこられました。しかし、現在の運用状況を見てみますと、外国人受入れの総量が設定されないまま、目先の労働力不足の解消に主眼が置かれているように見受けられます。

外国人の急増に伴う将来的な社会保障費の増大や、地方自治体、警察の対応、そして顕在化している教育現場への負荷といった中長期的な社会コストについてのデータ試算、評価は、国家の持続可能性を議論する上で不可欠です。具体的な試算

データがどのように進展しているのか、国民への開示が必要であると考えます。

ゼロベースでの改革を実効性あるものにするためにも、将来の社会保障費への影響などのコスト試算を行い、データ評価により適切な受入れ総量や比率を設定すべきではないでしょうか。小野田担当大臣にお伺いいたします。

四つ目は、新型コロナウイルス感染症について、担当大臣にお尋ねいたします。

コロナ禍において投じられた総額百兆円以上にも及ぶコロナ対策予算や各施策が感染拡大防止や国民の命を救うためにどれだけ有効に機能したのかという事後検証は、今後の新たなパンデミックに備えるためのＥＢＰＭの核心であります。

さらに、参政党が客観的な検証を重ねて求めているのは、新型コロナワクチンの健康被害に関する評価、検証です。これまで、予防接種健康被害救済制度において、新型コロナワクチンを起因とする死亡一時金又は葬祭料として厚生労働大臣が認定した件数は、本年六月三十日時点で実に千七十五件にも上ります。この厳然たるファクトがある以上、引き続き安全性に関する情報の収集に努めるという姿勢から一歩進め、蓄積されたデータに基づいた多角的な因果関係を検証、公表が行われるべきです。

この総額百兆円以上の予算の効果検証、そして新型コロナワクチンの健康被害に関する客観的なデータを用いた事後評価を現在どのように進めており、その事後評価を今後危機管理のどう落とし込んでいくのか、政府として明確な御答弁を城内担当大臣に求めます。

形だけの言葉に終わらせず、国家の骨格を正す真の行政評価制度と実効性あるＥＢＰＭを確立せねばなりません。検討の段階から一歩進んだ実行の成果を示すことこそが行政の説明責任であると確信いたします。

国を愛し、子供たちに豊かな日本を引き継ぐという大局に立ち、政府が更なる前向きな制度改革を進められることを強く求めまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君）　中田議員からの御質問にお答えをいたします。

省庁横断的な国家戦略への行政評価について御質問がございました。

骨太の方針に関しましては、経済財政諮問会議におきまして、ＥＢＰＭアクションプラン等に基づき、毎年、経済・財政一体改革の進捗管理、点検、評価を行うこととされておりまして、各府省の政策評価の取組と相互に連携し、一体的、効率的に進めることとされております。

総務省といたしましては、骨太の方針に盛り込まれた政策の担当府省の取組状況や経済財政諮問会議における点検、評価の状況を踏まえつつ、必要な場合には複数府省にまたがる政策の評価を実施してまいります。（拍手）

〔国務大臣黄川田仁志君登壇、拍手〕

○国務大臣（黄川田仁志君）　少子化対策とその効果検証についてお尋ねがありました。

少子化の流れに歯止めを掛けるため、こども未来戦略の加速化プランに基づき、これまで子ども・子育て政策を抜本的に強化しているところです。

この加速化プランの効果検証については、三年間の集中取組期間における実施状況や各種施策の効果等を具体的な数値を含む指標を用いて検証しております。これまでの検証では、少子化の課題である結婚や妊娠、出産、子育ての環境整備は着実に進んでいるものと認識しております。

一方、出生数等の側面から見た場合、効果が表れるには一定の期間が掛かるものであります。

引き続き、各種施策の効果検証、評価を踏まえ、子ども・子育て政策の適切な見直しを行いつつ、こども家庭庁を中心に、各府省庁が一体となって、希望する若者が子供を持ち、安心して子育てできる社会の実現に取り組んでまいります。（拍手）

〔国務大臣石原宏高君登壇、拍手〕

○国務大臣（石原宏高君）　中田優子議員から、環境、また脱炭素政策についてのお尋ねがありました。

お尋ねの地球環境への実質的な影響に関しては、ＩＰＣＣの報告書では、世界全体のCO_2累積排出量と平均気温には一定の関係があるものの、その関係には大きな幅があるとされています。このように、国内の排出削減が世界の気候、気温変化に与える影響を数値化することは困難です。

他方、同報告書では、世界の気温上昇の特定の水準に抑えるためには、CO_2の累積排出量を一定の範囲内に抑える必要があることを示唆しています。そのためには、世界全体で新たな排出量を正味ゼロにする必要があると考えています。

気候変動は人類共通の喫緊の課題です。パリ協定の一・五度目標の達成に向けて、各国で連携して取組を進めています。

国内CO_2排出量が世界で第五位である我が国としても、昨年二月に国連に提出した温室効果ガス削減目標の達成に向けて、政府一丸となって取り組みます。また、我が国の経験や技術等も活用して、世界の脱炭素に貢献してまいります。（拍手）

〔国務大臣小野田紀美君登壇、拍手〕

○国務大臣（小野田紀美君）　中田優子議員から、外国人の受入れの在り方についてお尋ねがありました。

在留外国人数が増加する中で、中長期的かつ多角的視点から外国人の受入れの基本的な在り方を検討していくことは、非常に重要な課題であると認識しています。

出入国在留管理庁における基礎的な調査検討を受け、総合的対応策に基づき、本年四月以降、担当大臣である私の下で、省庁横断的に更に具体的な調査検討等を行っています。

引き続き、社会保障や教育等を含む外国人に係る諸課題を整理しつつ、将来推計等も行いながら、外国人の受入れの基本的な在り方について政府全体での検討を着実に進めてまいります。（拍手）

〔国務大臣城内実君登壇、拍手〕

○国務大臣（城内実君）　中田優子議員より、新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについてお尋ねがございました。

新型コロナの対応を振り返り、次の感染症拡大にしっかりと対応できる体制を構築していくことは重要であります。

政府としては、社会経済の専門家や医療関係者等の外部有識者を構成員とした有識者会議等を開催して対応の振り返りを行い、その結果を踏まえて、内閣感染症危機管理統括庁の設置や政府行動計画の全面改定など必要な対応を講じております。

また、個別の事業、施策についての評価、検証につきましては、厚生労働省を始めとする所管各省における政策評価の取組等の中で適切に対応されているものと認識しております。

新型コロナワクチンの安全性につきましては、厚生労働省において、医師等から報告される副反応疑い報告のほか、国内外の様々な科学的知見を収集した上で審議会において評価しており、現時点では重大な懸念は認められないと評価されていると承知しております。

政府行動計画におきましても、国は、ワクチンの安全性について、副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供、共有を行うこととされております。

引き続き、厚生労働省において、予防接種の安全性について審議会において適切に評価を行い、新たな知見が得られた場合には、速やかに医療機関や国民の皆様に情報提供するとともに、説明責任を果たしてまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（関口昌一君）　日程第二　防災庁設置法案
日程第三　防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策及び東日本大震災復興特別委員長下野六太君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔下野六太君登壇、拍手〕

○下野六太君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策及び東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、防災庁設置法案は、防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものであります。

次に、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、防災庁設置法の施行に伴い、内閣府の所掌事務を見直すほか、災害対策基本法において災害の復旧及び災害からの復興を推進するための本部の設置に関する規定を追加する等関係法律の規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、江東区有明の丘地区の東京湾臨海部基幹的広域防災拠点を視察したほか、参考人から意見を聴取するとともに、内閣総理大臣にも出席を求め、勧告権の運用方法及びその対象、被災市町村が被災者支援等を担う現行の仕組みを見直す必要性、複合災害時の関係府省庁との役割分担及び連携体制、ふるさと防災職員の人員及び任期を拡充する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十一
賛成　二百三十六
反対　五

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第四　公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治改革に関する特別委員長櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、選挙に関するインターネット等の利用の状況に対応するため、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る規制の廃止、インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務及び選挙に関しインターネット等を利用する者の責務並びに大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取した後、選挙におけるインターネット上の偽・誤情報及び誹謗中傷の状況と本法律案による対応、大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置の内容、在外投票制度をめぐる現状認識、街頭演説の妨害に対するための施策の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、参政党を代表して宮出千慧委員より賛成、日本共産党を代表して山添拓委員より賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百三十九
反対　五

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　**日程第五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長松下新平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松下新平君登壇、拍手〕

○松下新平君　ただいま議題となりました法律案につきまして、デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、イノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする先端技術研究成果活用推進機構を設立し、その機関、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、機構に対する行政財産の貸付けについて有償化する修正が行われております。

委員会におきましては、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の意義、機構の運営及び拠点整備の方向性、ディープテック分野の研究開発、事業化支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員及び沖縄の風の伊波委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三
賛成　二百十二
反対　三十一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口　昌一君								
副議長	福山　哲郎君								
議員	中田　優子君	宮出　千慧君	浅田　均君	猪瀬　直樹君					
	平戸　航太君	櫻井　祥子君	上野ほたる君	若林　洋平君					
	後藤　翔太君	小林さやか君	新実　彰平君	山本　啓介君					
	安達　悠司君	塩入　清香君	ながえ孝子君	佐々木りえ君					
	庭田　幸恵君	杉本　純子君	永井　学君	友納　理緒君					
	初鹿野裕樹君	竹詰　仁君	石井めぐみ君	福山　守君					
	堂込麻紀子君	大津　力君	脇　雅昭君	古庄　玄知君					
	岩本　麻奈君	山中　泉君	長谷川英晴君	藤井　一博君					
	浜口　誠君	松田　学君	星　北斗君	小林　一大君					
	安藤　裕君	梅村みずほ君	加藤　明良君	生稲　晃子君					
	礒﨑　哲史君	神谷　宗幣君	赤松　健君	宮本　周司君					
	上田　清司君	奥村　祥大君	阿達　雅志君	山田　宏君					
	白川　容子君	かごしま彰宏君	井上　義行君	滝波　宏文君					
	岩渕　友君	大門実紀史君	上月　良祐君	北村　経夫君					
	牛田　茉友君	水野　孝一君	三原じゅん子君	堀井　巌君					
	山添　拓君	江原くみ子君	舞立　昇治君	山下　雄平君					
	原田　秀一君	吉良よし子君	野上浩太郎君	松村　祥史君					
	山田　吉彦君	伊藤　辰夫君	古賀友一郎君	酒井　庸行君					
	仁比　聡平君	岡崎　太君	佐藤　啓君	山谷えり子君					
	田村　まみ君	芳賀　道也君	宮沢　洋一君	野村　哲郎君					
	小池　晃君	石　平君	小野田紀美君	牧野たかお君					
	足立　康史君	後藤　斎君	片山さつき君	望月　良男君					
	金子　道仁君	松野　明美君	北村　晴男君	平山佐知子君					
	浜野　喜史君	伊藤　孝恵君	齊藤健一郎君	百田　尚樹君					
	青島　健太君	中条きよし君	神谷　政幸君	梶原　大介君					
	舟山　康江君	榛葉賀津也君	越智　俊之君	若井　敦子君					
	川合　孝典君	嘉田由紀子君	宮本　和宏君	東野　秀樹君					
	高木かおり君	串田　誠一君	山本佐知子君	吉井　章君					
	片山　大介君	石井　苗子君	いんどう周作君	かまやち敏君					
	柴田　巧君	松沢　成文君	寺田　静君	臼井　正一君					
			本田　顕子君	加田　裕之君					
			朝日健太郎君	進藤金日子君					
			今井絵理子君	こやり隆史君					
			石田　昌宏君	馬場　成志君					

藤川　政人君　　長谷川　岳君
江島　潔君　　渡辺　猛之君
青木　一彦君　　磯﨑　仁彦君
石井　浩郎君　　中西　祐介君
山本　順三君　　岡田　直樹君
石井　準一君　　松山　政司君
末松　信介君　　有村　治子君
高良　沙哉君　　安野　貴博君
伊波　洋一君　　尾辻　朋実君
高橋はるみ君　　清水　真人君
郡山りょう君　　出川　桃子君
西田　英範君　　泉　房穂君
見坂　茂範君　　小林孝一郎君
鈴木　大地君　　高木　真理君
岩本　剛人君　　小川　克巳君
船橋　利実君　　山田　太郎君
自見はなこ君　　藤木　眞也君
松川　るい君　　打越さく良君
大家　敏志君　　上野　通子君
森　まさこ君　　古川　俊治君
猪口　邦子君　　松下　新平君
福岡　資麿君　　浅尾慶一郎君
西田　昌司君　　吉田　忠智君
櫻井　充君　　鶴保　庸介君
橋本　聖子君　　木村　義雄君
鈴木　宗男君　　吉川　沙織君
中曽根弘文君　　ラサール石井君
奥田ふみよ君　　福島みずほ君
山内佳菜子君　　伊勢崎賢治君
福士　珠美君　　小島とも子君
大島九州男君　　横沢　高徳君
村田　享子君　　三上　えり君
古賀　千景君　　柴　愼一君
鬼木　誠君　　羽田　次郎君

塩村あやか君　　田島麻衣子君
岸　真紀子君　　石垣のりこ君
熊谷　裕人君　　木戸口英司君
古賀　之士君　　杉尾　秀哉君
小沢　雅仁君　　石橋　通宏君
勝部　賢志君　　森本　真治君
小西　洋之君　　徳永　エリ君
斎藤　嘉隆君　　水岡　俊一君
田名部匡代君　　広田　一君
牧山ひろえ君　　森　ゆうこ君
青木　愛君　　蓮　舫君
辻元　清美君　　長浜　博行君
川村　雄大君　　佐々木雅文君
司　隆史君　　下野　六太君
窪田　哲也君　　原田大二郎君
伊藤　孝江君　　宮崎　勝君
竹内　真二君　　里見　隆治君
三浦　信祐君　　杉　久武君
横山　信一君　　上田　勇君
秋野　公造君　　高橋　光男君
平木　大作君　　竹谷とし子君
石川　博崇君　　谷合　正明君
西田　実仁君　　天畠　大輔君
木村　英子君

国務大臣

総　務　大　臣　　林　芳正君
財　務　大　臣　　片山さつき君
文部科学大臣　　松本　洋平君
厚生労働大臣　　上野賢一郎君
農林水産大臣　　鈴木　憲和君
経済産業大臣　　赤澤　亮正君
国土交通大臣　　金子　恭之君
環　境　大　臣　　石原　宏高君

国　務　大　臣
（内閣官房長官）　　木原　稔君
国　務　大　臣
（内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画））　　黄川田仁志君
国　務　大　臣
（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））　　小野田紀美君
国　務　大　臣　　松本　尚君
国　務　大　臣　　牧野たかお君
国　務　大　臣　　城内　実君

副大臣

総　務　副　大　臣　　堀内　詔子君

議長の報告事項

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠
山添　拓君　　大門実紀史君

総務委員

辞任　　補欠
山崎　正昭君　　脇　雅昭君
横山　信一君　　佐々木雅文君

法務委員

辞任　　補欠
脇　雅昭君　　山崎　正昭君
佐々木雅文君　　横山　信一君

外交防衛委員

辞任　　補欠
進藤金日子君　　岩本　剛人君
大門実紀史君　　山添　拓君

農林水産委員

辞任　　補欠
岩本　剛人君　　進藤金日子君

国家基本政策委員

辞任　　補欠
後藤　翔太君　　神谷　宗幣君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員

辞任　　補欠
自見はなこ君　　櫻井　充君
本田　顕子君　　星　北斗君
松川　るい君　　橋本　聖子君

政治改革に関する特別委員

辞任　　補欠
生稲　晃子君　　長谷川英晴君
渡辺　猛之君　　小林孝一郎君
塩村あやか君　　石垣のりこ君
杉尾　秀哉君　　熊谷　裕人君
三上　えり君　　吉川　沙織君

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員

辞任　　補欠
岩本　剛人君　　上月　良祐君
吉井　章君　　古庄　玄知君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会

委員長　松山　政司君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会

理事　岡田　直樹君
理事　中西　祐介君
理事　田名部匡代君
理事　川合　孝典君
理事　谷合　正明君

同日議員から次の議案が提出された。
少額投資非課税制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置等に関する法律案（原田秀一君発議）（参第一七号）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案（舟山康江君外七名発議）
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。
防災庁設置法案（閣法第一三号）審査報告書
防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一四号）審査報告書
公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）審査報告書
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ君提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問に対する答弁書（第五七号）
参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の実態に関する質問に対する答弁書（第五八号）
参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書（第五九号）
参議院議員福島みずほ君提出六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問に対する答弁書（第六〇号）
参議院議員福島みずほ君提出むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問に対する答弁書（第六一号）
参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問に対する答弁書（第六二号）
参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問に対する答弁書（第六三号）
参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問に対する答弁書（第六四号）
参議院議員塩村あやか君提出不当労働行為に関する質問に対する答弁書（第六五号）
参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問に対する答弁書（第六六号）
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律
同日内閣から、水循環基本法第十二条の規定に基づく「令和七年度水循環施策」に関する報告を受領した。
同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。
同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく令和七年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。
同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「令和七年度首都圏整備に関する年次報告」を受領した。
同日内閣から、土地基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。
同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度観光施策」についての文書を受領した。
同日内閣から、交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和七年度交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度交通施策」についての文書を受領した。

審査報告書

防災庁設置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十日

災害対策及び東日本大震災復興特別委員長　下野　六太

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行のため、令和八年度一般会計予算（防災庁所管）において、防災庁一般行政に必要な経費として約二十四億千五百万円が計上されているほか、同年度一般会計予算（デジタル庁所管）において、情報通信技術調達等適正・効率化推進費として四千四百万円が計上されている。また、令和八年度東日本大震災復興特別会計予算において、防災行政復興政策費として約九千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一　防災庁がその任務を遂行するに当たっては、縦割り行政の弊害を排除し、政府一丸となった防災施策の先頭に立つとともに、関係府省庁、地方公共団体等との連携を十分に担保するため、司令塔として、調整力のみならず、勧告権の躊躇なき行使を始めとする強い指導力を発揮できる環境を整備すること。

二　地方公共団体における防災力強化の取組が円滑に進むよう、人材育成、専門人材の派遣その他の必要な人的支援や財政支援を講じるよう努めること。また、災害からの復旧・復興に関する事業について、被災自治体及び被災者のニーズに対しワンストップで伴走型支援を実施する被災地支援体制を速やかに構築するため、防災庁においては、総合調整に加え、政府の防災施策全体の司令塔として、事業の統括、管理が積極的に実施されるよう努めること。

三　大規模災害時における被災自治体の過重負担を軽減する制度を構築すること。特に、市町村職員が被災者でありながら支援者として避難所運営、物資や住宅の確保、被災者対応等を担う実態を踏まえ、国及び都道府県による人的・実務的支援を強化し、被災自治体及び現場職員に業務が集中しない運用体制を整備すること。

四　防災庁がその機能を十分に発揮するために必要となる人材の確保については、防災・減災に係る専門人材やプロパー職員の計画的な採用、育成の制度設計を行うこと。また、国及び地方公共団体において、防災担当職員の兼務や頻繁な異動により知見が蓄積されにくい実情を考慮し、平時から専任性・専門性を確保できる人員配置、研修支援のほか、とりわけ防災施策を実施するための体制がぜい弱な地方公共団体への財政支援及び助言の在り方を検討すること。

五　防災大学校（仮称）の設置に当たっては、防災庁における専門性の蓄積及び官民の実務者による強固なネットワーク構築を図るため、国・地方公共団体の職員のほか、ボランティア団体やＮＰＯ等の民間人材等もその対象とし、官民協働の学びの場として位置付け、平時から顔の見える関係性を構築するための具体的措置を講ずること。

六　東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた教訓については、防災庁へと引き継がれることが重要である。復興庁が担っている司令塔機能を含めた東日本大震災からの復興に係る取組は、今後とも中長期的な対応が必要となることを踏まえ、着実に進めること。

七　防災分野におけるＤＸを推進するに当たっては、市町村の区域を超えた広域災害及び広域避難に対しても、被災者に係る情報を集約・共有できるようにしていくため、被災者支援システムの広域連携のための仕組みの構築に努めること。また、個人情報の取扱いについては、セキュリティの観点から確実な保護を行いながら、災害対応及び被災者支援が円滑に進められるよう、関係者間において必要な範囲で適切に情報を共有・活用するための技術開発、制度、運用について検討すること。

八　防災ＤＸの推進により、発災時における政府による迅速な情報の収集・発信やプッシュ型支援等を実施できる体制を構築するとともに、いずれの被災地においても一定水準以上の災害対応が担保されるよう、既存のマニュアルや指針等を体系的に整理し、地方公共団体の規模や財政基盤に応じた支援を行うことにより、防災・減災に係る自治体間格差を解消し、全国的な水準を底上げするよう努めること。

九　防災局の設置場所及び管轄区域については、各地方公共団体等の要望や意見が多数寄せられていることから、災害発生リスク等を踏まえて慎重に検討するとともに、その選定プロセスや基準の明確化及び透明性に留意すること。

十　災害対策基本法第二条の二に定める基本理念に、「全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにする」ことが明記された趣旨に鑑み、被災者の人権を尊重した取組に万全を期すとともに、特に、女性や子ども、障害者に配慮した環境整備をより一層推進するため、地方公共団体に対し、適切な助言及び支援を行うこと。

十一　被災者支援及び避難生活環境の抜本的改善に関し、災害支援システム構築の必要性に鑑み、有識者が参画する場を設け、その意見を聴取すること。なお、意見聴取の場においては、保健・医療・福祉の専門家、人権に配慮した避難生活環境等に関して知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。

十二　国及び地方公共団体による災害時に備えた物資について、規格の標準化やユニット化を進めること。また、十分な数量の備蓄を確保するとともに、発災時に迅速な輸送・分配を行い、確実かつ円滑に被災者へ行き渡るよう、平時からの訓練及び相互の連携体制の整備を行い、その実施状況を定期的に検証・公表すること。

十三　各地域における科学的な災害リスク評価に基づく事前防災の推進に当たっては、人的・財政的基盤の弱い地方公共団体に対する国の支援を適切に行う方策を検討すること。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び南海トラフ地震対策に万全を期すため、地方防災会議等が災害リスク評価の結果等を踏まえて地震防災対策推進計画の見直しを行うに当たり、国として、必要かつ十分な情報提供及び助言を行うことにより、その見直しの円滑化を図ること。

十四　富士山の噴火を始めとする火山防災対策については、関係府省庁及び地方公共団体による総合的な対策が重要となることから、防災庁が司令塔として、関係機関との緊密な連携及び円滑な調整に努めるとともに、平時のリスク評価に基づく事前防災から噴火時の応急対応に至るまで、実効性のある対策の立案及び実施を図ること。

十五　防災庁発足後も現場の実態に即して検証・見直しを重ね、官民協働防災の実効性を高めることが不可欠であることに鑑み、平時からの人材確保や教育・訓練、備蓄や防災ＤＸ等の推進状況、また、平時、発災時及び復旧・復興の各段階における国・地方公共団体・民間事業者等の役割分担について検証する場を設けること。なお、検証の場においては、地方公共団体や民間事業者における現場の労働者の代表を始め、産官学民労言の多様な防災関係者が参画するものとすること。

十六　災害対応及び被災者支援等における国・地方公共団体・民間事業者等の役割分担及び意思決定の在り方については、平時から復旧・復興に至る時系列に沿って明確化するとともに、実施可能な体制が整備されているかの検証及び制度の見直しも含めた検討を行うこと。

十七　複合災害への対応を一層強化するため、関係府省庁及び地方公共団体等と連携し、被害を防止・軽減する施策の実施を加速化するとともに、複合災害発生時における避難所運営や救援物資の供給等の在り方の見直しを行うこと。特に、自然災害と原子力発電所事故の発生が重なる複合災害については、防災庁が中心的な役割を果たしながら、防災庁と内閣府原子力防災担当部局との間で、発災から復旧・復興までの各段階における役割分担を明確化し、原子力災害対策マニュアルにおいても防災庁の役割を追加するとともに、緊密な連携体制を構築することにより、被災者支援に万全を期すこと。

十八　防災庁において、障害当事者等の参画の下で防災施策の検討を行うことや、事前防災の取組に障害当事者等の参画を促すこと等を通じ、インクルーシブ防災を推進すること。

十九　在留外国人やインバウンドの増加を踏まえ、各地方公共団体における、多様な食習慣・文化的慣習を有する外国人に対応した避難所環境の整備や防災教育・訓練の実施、地域防災力の向上に資する外国人防災リーダー育成の取組に対し、必要な助言及び支援を行うこと。

右決議する。

防災庁設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月十九日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

防災庁設置法案

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　防災庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
第一節　通則（第五条）
第二節　防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職（第六条―第十二条）
第三節　防災庁に置かれる職（第十三条）
第四節　中央防災会議（第十四条）
第五節　施設等機関（第十五条）
第六節　防災局（第十六条）
第七節　雑則（第十七条）
第四章　雑則（第十八条・第十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、防災庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　防災庁の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条　内閣に、防災庁を置く。

（任務）

第三条　防災庁は、次に掲げることを任務とする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二の基本理念（次号において「基本理念」という。）にのっとり、防災（災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興をいう。以下同じ。）に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二　基本理念にのっとり、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

（所掌事務）

第四条　防災庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一　防災のための施策に関する基本的な方針及び計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三　関係行政機関が講ずる防災のための施策の実施の推進に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　防災庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　災害対策基本法第二章に規定する防災に関する組織の設置及び運営並びに同法第二条第七号に規定する防災計画に関すること。

二　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。）の救援に関すること。

三　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の激甚災害及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

四　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

五　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関すること。

六　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項の台風常襲地帯及び同法第二条第一項に規定する災害防除事業の指定に関すること。

七　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定並びに同法第三条第一項の火山災害警戒地域、同法第十三条第一項の避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項の降灰防除地域の指定に関すること。

八　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

九　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十一　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

十二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する復興推進計画の認定、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する復興特区支援利子補給金の支給、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十三　防災に関する関係行政機関の事務の調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

十四　防災に関する技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及及び活用の促進に関すること。

十五　所掌事務に係る国際協力に関すること。

十六　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修及び研究を行うこと。

十七　前各号に掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

十八　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防災庁に属させられた事務

3　前二項の規定にかかわらず、第一項各号並びに前項第十二号から第十四号まで及び第十七号に掲げる事務のうち内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第十八号に規定する原子力防災のみに係るものについては、防災庁の所掌事務としない。

第三章　組織

第一節　通則

（組織の構成）

第五条　防災庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、防災に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2　防災庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節　防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職

（防災庁の長）

第六条　防災庁の長は、内閣総理大臣とする。

2　内閣総理大臣は、防災庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。

（内閣総理大臣の権限）

第七条　内閣総理大臣は、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣総理大臣は、防災庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、防災庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、防災庁の命令として防災庁令を発することができる。

4　防災庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5　内閣総理大臣は、防災庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6　内閣総理大臣は、防災庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7　内閣総理大臣は、第三条第二号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（防災大臣）

第八条　防災庁に、防災大臣を置く。

2　防災大臣は、国務大臣をもって充てる。

3　防災大臣は、内閣総理大臣を助け、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

4　防災大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

5　防災大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

6　防災大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7　防災大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（副大臣）

第九条　防災庁に、副大臣一人を置く。

2　防災庁に、前項の副大臣のほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3　副大臣は、防災大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。

4　各副大臣の行う前項の職務の範囲については、防災大臣の定めるところによる。

5　副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6　副大臣は、内閣総理辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十条　防災庁に、大臣政務官一人を置く。

2　防災庁に、前項の大臣政務官のほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

3　大臣政務官は、防災大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4　各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、防災大臣の定めるところによる。

5　大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

6　前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

（大臣補佐官）

第十一条　防災庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。

2　大臣補佐官は、防災大臣の命を受け、特定の政策に係る防災大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、防災大臣を補佐する。

3　大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

4　内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、防災大臣の意見を聴くものとする。

5　大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

6　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

7　常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（事務次官）

第十二条　防災庁に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、防災大臣を助け、庁務を整理し、防災庁の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節　防災庁に置かれる職

第十三条　防災庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

2　防災庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。

3　前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

第四節　中央防災会議

第十四条　防災庁に、防災に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関として、災害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところにより、中央防災会議を置く。

第五節　施設等機関

第十五条　防災庁には、第四条第二項に規定する所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）を置くことができる。

第六節　防災局

第十六条　防災庁に、地方機関として、防災局を置く。

2　防災局は、防災庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号から第四号まで及び第二項各号（第十六号を除く。）に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

3　防災局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定める。

第七節　雑則

（政令への委任）

第十七条　前各節に定めるもののほか、防災庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（職員）

第十八条　防災庁に、防災事務官、防災技官その他所要の職員を置く。

2　防災事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3　防災技官は、命を受け、技術をつかさどる。

（国会への報告等）

第十九条　政府は、第十三条第三項又は第十五条の規定により政令で設置される組織（同項の規定により設置される第十三条第二項の職を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2　政府は、少なくとも毎年一回防災庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条の規定　公布の日

二　第十六条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（所掌事務の特例）

第二条　防災庁は、第三条第二号の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる事項の認可に関すること。

イ　設立

ロ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

ハ　取締役及び監査役の選任及び解任の決議

ニ　定款の変更の決議

ホ　合併、分割及び解散の決議

二　関係行政機関の事務の調整に関すること。

第三条　第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第十三号及び第十七号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に関するもの並びに同項第十二号に掲げる事務については、防災庁の所掌事務としない。

2　前条の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条（第一号イ及びロ並びに第二号（第一号イ及びロに係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、防災庁の所掌事務としない。

（同意等に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした同意その他の行為（当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定により防災庁の長である内閣総理大臣がした同意その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされている協議（当該協議に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定により防災庁の長である内閣総理大臣に対してされた協議とみなす。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に効力を有する内閣府設置法第七条第三項の内閣府令（この法律の施行後に防災庁が所掌する事務に係るものに限る。）は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、第七条第三項の防災庁令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十日

災害対策及び東日本大震災復興特別委員長　下野　六太

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、防災庁設置法の施行に伴い、内閣府の所掌事務を見直すほか、災害対策基本法において災害の復旧及び災害からの復興を推進するための本部の設置に関する規定を追加する等関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律及び防災庁設置法の施行のため、令和八年度一般会計予算（防災庁所管）において、防災庁一般行政に必要な経費として約二十四億千五百万円が計上されているほか、同年度一般会計予算（デジタル庁所管）において、情報通信技術調達等適正・効率化推進費として四千四百万円が計上されている。また、令和八年度東日本大震災復興特別会計予算において、防災行政復興政策費として約九千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一　防災庁がその任務を遂行するに当たっては、縦割り行政の弊害を排除し、政府一丸となった防災施策の先頭に立つとともに、関係府省庁、地方公共団体等との連携を十分に担保するため、司令塔として、調整力のみならず、勧告権の躊躇なき行使を始めとする強い指導力を発揮できる環境を整備すること。

二　地方公共団体における防災力強化の取組が円滑に進むよう、人材育成、専門人材の派遣その他の必要な人的支援や財政支援を講じるよう努めること。また、災害からの復旧・復興に関する事業について、被災自治体及び被災者のニーズに対しワンストップで伴走型支援を実施する被災地支援体制を速やかに構築するため、防災庁においては、総合調整に加え、政府の防災施策全体の司令塔として、事業の統括、管理が積極的に実施されるよう努めること。

三　大規模災害時における被災自治体の過重負担を軽減する制度を構築すること。特に、市町村職員が被災者でありながら支援者として避難所運営、物資や住宅の確保、被災者対応等を担う実態を踏まえ、国及び都道府県による人的・実務的支援を強化し、被災自治体及び現場職員に業務が集中しない運用体制を整備すること。

四　防災庁がその機能を十分に発揮するために必要となる人材の確保については、防災・減災に係る専門人材やプロパー職員の計画的な採用、育成の制度設計を行うこと。また、国及び地方公共団体において、防災担当職員の兼務や頻繁な異動により知見が蓄積されにくい実情を考慮し、平時から専任性・専門性を確保できる人員配置、研修支援のほか、とりわけ防災施策を実施するための体制がぜい弱な地方公共団体への財政支援及び助言の在り方を検討すること。

五　防災大学校（仮称）の設置に当たっては、防災庁における専門性の蓄積及び官民の実務者による強固なネットワーク構築を図るため、国・地方公共団体の職員のほか、ボランティア団体やＮＰＯ等の民間人材等もその対象とし、官民協働の学びの場として位置付け、平時から顔の見える関係性を構築するための具体的措置を講ずること。

六　東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた教訓については、防災庁へと引き継がれることが重要である。復興庁が担っている司令塔機能を含めた東日本大震災からの復興に係る取組は、今後とも中長期的な対応が必要となることを踏まえ、着実に進めること。

七　防災分野におけるＤＸを推進するに当たっては、市町村の区域を超えた広域災害及び広域避難に対しても、被災者に係る情報を集約・共有できるようにしていくため、被災者支援システムの広域連携のための仕組みの構築に努めること。また、個人情報の取扱いについては、セキュリティの観点から確実な保護を行いながら、災害対応及び被災者支援が円滑に進められるよう、関係者間において必要な範囲で適切に情報を共有・活用するための技術開発、制度、運用について検討すること。

八　防災ＤＸの推進により、発災時における政府による迅速な情報の収集・発信やプッシュ型支援等を実施できる体制を構築するとともに、いずれの被災地においても一定水準以上の災害対応が担保されるよう、既存のマニュアルや指針等を体系的に整理し、地方公共団体の規模や財政基盤に応じた支援を行うことにより、防災・減災に係る自治体間格差を解消し、全国的な水準を底上げするよう努めること。

九　防災局の設置場所及び管轄区域については、各地方公共団体等の要望や意見が多数寄せられていることから、災害発生リスク等を踏まえて慎重に検討するとともに、その選定プロセスや基準の明確化及び透明性に留意すること。

十　災害対策基本法第二条の二に定める基本理念に、「全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにする」ことが明記された趣旨に鑑み、被災者の人権を尊重した取組に万全を期すとともに、特に、女性や子ども、障害者に配慮した環境整備をより一層推進するため、地方公共団体に対し、適切な助言及び支援を行うこと。

十一　被災者支援及び避難生活環境の抜本的改善に関し、災害支援システム構築の必要性に鑑み、有識者が参画する場を設け、その意見を聴取すること。なお、意見聴取の場においては、保健・医療・福祉の専門家、人権に配慮した避難生活環境等に関して知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。

十二　国及び地方公共団体による災害時に備えた物資について、規格の標準化やユニット化を進めること。また、十分な数量の備蓄を確保するとともに、発災時に迅速な輸送・分配を行い、確実かつ円滑に被災者へ行き渡るよう、平時からの訓練及び相互の連携体制の整備を行い、その実施状況を定期的に検証・公表すること。

十三　各地域における科学的な災害リスク評価に基づく事前防災の推進に当たっては、人的・財政的基盤の弱い地方公共団体に対する国の支援を適切に行う方策を検討すること。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び南海トラフ地震対策に万全を期すため、地方防災会議等が災害リスク評価の結果等を踏まえて地震防災対策推進計画の見直しを行うに当たり、国として、必要かつ十分な情報提供及び助言を行うことにより、その見直しの円滑化を図ること。

十四　富士山の噴火を始めとする火山防災対策については、関係府省庁及び地方公共団体による総合的な対策が重要となることから、防災庁が司令塔として、関係機関との緊密な連携及び円滑な調整に努めるとともに、平時のリスク評価に基づく事前防災から噴火時の応急対応に至るまで、実効性のある対策の立案及び実施を図ること。

十五　防災庁発足後も現場の実態に即して検証・見直しを重ね、官民協働防災の実効性を高めることが不可欠であることに鑑み、平時からの人材確保や教育・訓練、備蓄や防災ＤＸ等の推進状況、また、平時、発災時及び復旧・復興の各段階における国・地方公共団体・民間事業者等の役割分担について検証する場を設けること。なお、検証の場においては、地方公共団体や民間事業者における現場の労働者の代表を始め、産官学民労言の多様な防災関係者が参画するものとすること。

十六　災害対応及び被災者支援等における国・地方公共団体・民間事業者等の役割分担及び意思決定の在り方については、平時から復旧・復興に至る時系列に沿って明確化するとともに、実施可能な体制が整備されているかの検証及び制度の見直しも含めた検討を行うこと。

十七　複合災害への対応を一層強化するため、関係府省庁及び地方公共団体等と連携し、被害を防止・軽減する施策の実施を加速化するとともに、複合災害発生時における避難所運営や救援物資の供給等の在り方の見直しを行うこと。特に、自然災害と原子力発電所事故の発生が重なる複合災害については、防災庁が中心的な役割を果たしながら、防災庁と内閣府原子力防災担当部局との間で、発災から復旧・復興までの各段階における役割分担を明確化し、原子力災害対策マニュアルにおいても防災庁の役割を追加するとともに、緊密な連携体制を構築することにより、被災者支援に万全を期すこと。

十八　防災庁において、障害当事者等の参画の下で防災施策の検討を行うことや、事前防災の取組に障害当事者等の参画を促すこと等を通じ、インクルーシブ防災を推進すること。

十九　在留外国人やインバウンドの増加を踏まえ、各地方公共団体における、多様な食習慣・文化的慣習を有する外国人に対応した避難所環境の整備や防災教育・訓練の実施、地域防災力の向上に資する外国人防災リーダー育成の取組に対し、必要な助言及び支援を行うこと。

右決議する。

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月十九日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（財政法等の一部改正）

第一条　次に掲げる法律の規定中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改め、「、デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

一　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条

二　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項

三　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第四号

四　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第三号

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十五条中「デジタル庁、」の下に「防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる防災庁、」を加える。

第二百四十五条の四第一項中「若しくはデジタル庁設置法」を「、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法」に改める。

（災害救助法等の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第三項及び第六項、第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条第二項

二　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第三項及び第四項、第七条並びに第八条第一項

三　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）附則第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第四条

四　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第十一条第三項及び第十二条

（国家公務員法の一部改正）

第四条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第四項並びに第二十五条第一項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第五十五条第一項中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

第六十一条の七第一項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第六十一条の八第一項中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正）

第五条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第五項中「第四条第三項若しくは」を「第四条第三項、」に改め、「第四条第二項」の下に「若しくは防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第四条第二項」を加える。

（地方交付税法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

一　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第五条第四項

二　行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）第二条第一項第一号

三　行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第一項及び第二条

四　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第三条

五　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号イ

六　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第四項第一号

（原子力基本法の一部改正）

第七条　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

（災害対策基本法の一部改正）

第八条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　災害時における職員の派遣　第五節　登録被災者援護協力団体（第三十三条）」を「第四節　特定災害復旧復興本部及び非常災害復旧復興本部（第二十九条―第三十三条の二―第三十三条の十一）　第五節　災害時における職員の派遣　第六節　登録被災者援護協力団体（第三十三条の十二―第三十三条の十一）」に改める。

第二条第二号中「及び災害の復旧」を「並びに災害の復旧及び災害からの復興（以下「復旧復興」という。）」に改め、同条第三号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第十五条」を加え、同条第九号中「及び第二十八条の六第二項」を「、第二十八条の六第二項及び第二十八条の十二第六項第二号」に改める。

第二条の二第三号中「科学的知見及び」を「災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価並びに」に改め、同条第五号中「踏まえ、」の下に「全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにする等」を加え、同条第六号中「災害復旧及び災害からの復興」を「復旧復興」に改める。

第三条第二項中「災害復旧」を「復旧復興」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第三項中「あたつては」を「当たつては」に改め、同条第四項中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七条第二項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第十一条第一項中「内閣府」を「防災庁」に改め、同条第二項第二号中「内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣（以下「防災担当大臣」という。）」を「防災大臣」に改め、同項第三号中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　防災に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

第十二条第五項第一号を次のように改める。

一　防災大臣

第十二条第五項第二号中「防災担当大臣」を「防災大臣」に、「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改める。

第十四条第二項第四号中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第二十三条の三第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第二十三条の四第一項中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同条第五項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第二十四条第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第二十五条第四項中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同条第六項第二号中「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改め、同条第七項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第二十八条の二第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第二十八条の三第四項中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同条第六項第三号を次のように改める。

三　防災庁の事務次官

第二十八条の三第七項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第三十三条の二第一項、第二項、第三項第二号ロ及びホ、第四項第一号、第五項第四号並びに第六項、第三十三条の五並びに第三十三条の七第一項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　特定災害復旧復興本部及び非常災害復旧復興本部等

（特定災害復旧復興本部の設置）

第二十八条の七　特定災害（第二十三条の三第一項の規定により特定災害対策本部が設置されたものに限る。）が発生した場合において、当該特定災害に係る復旧復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、特定災害復旧復興本部を設置することができる。

2　第二十三条の三第二項の規定は、特定災害復旧復興本部について準用する。

（特定災害復旧復興本部の組織）

第二十八条の八　特定災害復旧復興本部の長は、特定災害復旧復興本部長とし、防災大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

2　特定災害復旧復興本部長は、特定災害復旧復興本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　特定災害復旧復興本部に、特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部員その他の職員を置く。

4　特定災害復旧復興副本部長は、特定災害復旧復興本部長を助け、特定災害復旧復興本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害復旧復興副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ特定災害復旧復興本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

5　特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部員その他の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　特定災害復旧復興本部に、当該特定災害復旧復興本部の所管区域にあつて当該特定災害復旧復興本部長の定めるところにより当該特定災害復旧復興本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、特定災害現地復旧復興本部を置くことができる。

7　第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、特定災害現地復旧復興本部について準用する。

8　特定災害現地復旧復興本部に、特定災害現地復旧復興本部長及び特定災害現地復旧復興本部員その他の職員を置く。

9　特定災害現地復旧復興本部長は、特定災害復旧復興本部長の命を受け、特定災害現地復旧復興本部の事務を掌理する。

10　特定災害現地復旧復興本部長及び特定災害現地復旧復興本部員その他の職員は、特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部員その他の職員のうちから、特定災害復旧復興本部長が指名する者をもつて充てる。

（特定災害復旧復興本部の所掌事務）

第二十八条の九　特定災害復旧復興本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二　所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する特定災害に係る復旧復興の総合調整に関すること。

三　第一号の方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四　次条の規定により特定災害復旧復興本部長の権限に属する事務

五　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（特定災害復旧復興本部長の権限）

第二十八条の十　特定災害復旧復興本部長は、当該特定災害復旧復興本部の所管区域における特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2　特定災害復旧復興本部長は、特定災害現地復旧復興本部が置かれたときは、前項の規定による権限の一部を特定災害現地復旧復興本部長に委任することができる。

3　特定災害復旧復興本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（非常災害復旧復興本部の設置）

第二十八条の十一　非常災害（第二十四条第一項の規定により非常災害対策本部が設置されたものに限る。）が発生した場合において、当該非常災害に係る復旧復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、非常災害復旧復興本部を設置することができる。

2　第二十三条の三第二項の規定は、非常災害復旧復興本部について準用する。

（非常災害復旧復興本部の組織）

第二十八条の十二　非常災害復旧復興本部の長は、非常災害復旧復興本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

2　非常災害復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　非常災害復旧復興本部に、非常災害復旧復興副本部長、非常災害復旧復興本部員その他の職員を置く。

4　非常災害復旧復興副本部長は、内閣官房長官、防災大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

5　非常災害復旧復興副本部長は、非常災害復旧復興本部長を助け、非常災害復旧復興本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害復旧復興副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害復旧復興本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6　非常災害復旧復興本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　非常災害復旧復興本部長及び非常災害復旧復興副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二　副大臣、大臣政務官、防災庁の事務次官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7　非常災害復旧復興副本部長及び非常災害復旧復興本部員以外の非常災害復旧復興本部の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　非常災害復旧復興本部に、当該非常災害復旧復興本部の所管区域にあつて当該非常災害復旧復興本部長の定めるところにより当該非常災害復旧復興本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、非常災害現地復旧復興本部を置くことができる。

9　第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害現地復旧復興本部について準用する。

10　非常災害現地復旧復興本部に、非常災害現地復旧復興本部長及び非常災害現地復旧復興本部員その他の職員を置く。

11　非常災害現地復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部長の命を受け、非常災害現地復旧復興本部の事務を掌理する。

12　非常災害現地復旧復興本部員その他の職員は、非常災害現地復旧復興本部長及び非常災害

害復旧復興副本部長、非常災害復旧復興本部員その他の職員のうちから、非常災害復旧復興本部長が指名する者をもつて充てる。

（非常災害復旧復興本部の所掌事務）

第二十八条の十三　非常災害復旧復興本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二　所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する非常災害に係る復旧復興の総合調整に関すること。

三　第一号の方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四　次条の規定により非常災害復旧復興本部長の権限に属する事務

五　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（非常災害復旧復興本部長の権限）

第二十八条の十四　非常災害復旧復興本部長は、当該非常災害復旧復興本部の所管区域における非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2　非常災害復旧復興本部長は、前項の規定による権限の全部又は一部を非常災害復旧復興副本部長に委任することができる。

3　非常災害復旧復興本部長は、非常災害現地復旧復興本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を非常災害現地復旧復興本部長に委任することができる。

4　非常災害復旧復興本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（著しく異常かつ激甚な非常災害に係る復旧復興の組織）

第二十八条の十五　著しく異常かつ激甚な非常災害（第二十八条の二第一項の規定により緊急災害対策本部が設置されたものに限る。）に係る復旧復興を推進するための組織については、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の定めるところによる。

第四十条第二項第二号及び第三項並びに第四十二条第二項第二号及び第三項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第四十二条の二第二項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第四十九条第一項、第四十九条の二第一項及び第四十九条の三中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第四十九条の五、第四十九条の九、第五十二条第一項、第六十一条の四第四項及び第六項から第八項まで、第六十一条の五第六項、第十項、第十一項及び第十四項、第六十一条の六第五項、第七項、第九項及び第十項、第六十四条第九項、第八十六条の八第五項、第七項、第九項及び第十項、第八十六条の九第九項、第十三項、第十五項及び第十八項、第八十六条の十一並びに第八十六条の十五第一項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　復旧復興

第八十七条（見出しを含む。）中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第九十条の三第二項第八号及び第九十条の四第二項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第百十一条中「デジタル庁令」の下に「、防災庁令」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第百十一条の二　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

第百十六条第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（消費者基本法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「及びデジタル大臣」を「、デジタル大臣及び防災大臣」に改める。

一　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二十八条第三項第二号

二　環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十六条第三項

三　高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第十六条第三項

（交通安全対策基本法の一部改正）

第十条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第五十五条」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第十五条」を加える。

第十五条第三項第四号中「及びデジタル大臣」を「、デジタル大臣及び防災大臣」に改める。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第十一条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第八号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第十条第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第十一条第六項第三号を次のように改める。

三　防災庁の事務次官

第十一条第六項第四号中「内閣府副大臣」を「防災副大臣」に改める。

第三十九条第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正）

第十二条　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「内閣府」を「内閣府　防災庁」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第十三条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第五条第六項中「及びデジタル大臣」を「、デジタル大臣及び防災大臣」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第十四条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和三年法律第三十六号」の下に「、第七条第三項、防災庁設置法（令和八年法律第　　号）を、「デジタル庁設置法第七条第五項」の下に「、防災庁設置法第七条第五項」を、「機関、デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第十五条」を加える。

一　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第二条第一号イ

二　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項第一号

（環境影響評価法の一部改正）

第十六条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十七条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第三条中「前条第一項第四号及び第五号」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第十八条　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を加え、同条第七項第三号中「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

第二十八条第一項の表第二条第二号の項中

「災害の	原子力災害の	」を「災害の
	原子力災害からの	災害からの」

に改め、同表第四十条第二項第二号の項、第四十条第三項の項、第四十二条第二項第二号の項、第四十二条第三項の項、第四十九条第一項の項、第四十九条の二第一項の項及び第四十九条の三の項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第十九条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる防災庁

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第二十条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。

第五条第一項中「は同条第九号」を「。第六条の二において同じ。）は同法第二条第九号」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村長。第六条の二において「地方防災会議等」という。」に改め、「協議会」の下に「（第六条の二において「石油コンビナート等防災本部等」という。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（指定公共機関等への援助）

第六条の二　国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第八条第一項第九号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第九条第六項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第十一条及び第十二条第八項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十二条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十七条

二　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条
（構造改革特別区域法等の一部改正）
第二十二条　次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。
一　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十九条
二　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第三十条
三　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十九条
四　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十七条第三項
五　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第三十九条
（個人情報の保護に関する法律の一部改正）
第二十三条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第八項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。
六　防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの
第二条第八項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）
第六十三条中「第二条第八項第四号及び第五号」を「第二条第八項第五号から第七号まで」に改める。
（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正）
第二十四条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第五号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第十五条」を加える。
（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）
第二十五条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5　中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。
第五条第一項中「指定公共機関（以下この項及び第八条において」を「指定公共機関（以下」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に、「この」を「次条において同じ。）は」に改め、同条第二項中「市町村長）」を「市町村長。次条において「地方防災会議等」という。）」に改め、「協議会」の下に「（次条において「石油コンビナート等防災本部等」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。
（指定公共機関等への援助）
第五条の二　国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。
第六条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。
第七条第一項第八号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。
第八条第六項中「内閣府」を「防災庁」に改める。
第十条及び第十一条第八項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。
第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。
（権限の委任）
第二十二条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。
（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）
第二十六条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。
六　防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第十五条の施設等機関
第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三　防災庁
第五十二条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。
（公文書等の管理に関する法律の一部改正）
第二十七条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。
六　防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第十五条の施設等機関
第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三　防災庁
第五十二条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。
（公文書等の管理に関する法律の一部改正）
第二十七条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）
第二十九条第一号中「第二条第一項第四号若しくは第五号」を「第二条第一項第五号から第七号まで」に改める。
（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）
第二十八条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項及び第五十六条第三項中「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」を「内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第二十九条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」を「内閣府令（告示を含む。）・防災庁令（告示を含む。）・主務省令」に、「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に改める。

第四条第一項及び第六条第一項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第十二条第九項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第十三条第七項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に改める。

第四十四条第一項、第三項、第五項及び第八項、第四十六条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第七項並びに第四十七条第七項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第四十八条第二項ただし書中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。

第四十九条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に改め、同条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令」に改める。

第五十三条第五項並びに第五十四条第四項及び第九項中「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。

第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に改める。

第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。

第六十四条第二項、第四項及び第五項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第八十七条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律の一部改正）

第三十条　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第三号、第五十八条、第六十二条第二項第二号、第六十三条第一項及び第六十五条中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第三十一条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条中「復興庁又は」を「防災庁、復興庁又は」に、「復興庁令」を「防災庁令（告示を含む。）、復興庁令」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第三十二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第　号）第十五条」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第三十三条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第五条第六項第二号中「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改める。

第六条第一項第二号中「長並びに」を「長、」に改め、「執行機関」の下に「並びに指定公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。次条において同じ。）及び指定地方公共機関（同法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。次条において同じ。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　次条の規定により本部長の権限に属する事務

第六条第二項中「次条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（本部長の権限）

第六条の二　本部長は、当該本部の所管区域における特定大規模災害からの復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部長は、前項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。

3　本部長は、復興現地対策本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を復興現地対策本部長に委任することができる。

4　本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第十条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第七項並びに第十一条第七項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第十二条第二項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改め、同条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「防災庁令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令」に改める。

第十三条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「防災庁令・農林水産省令」に改め、同条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「防災庁令・国土交通省令・環境省令」に改める。

第十七条第四項並びに第十八条第四項及び第九項中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

第十九条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「防災庁令・農林水産省令」に改める。

第二十条第三項中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

第二十八条第二項、第四項及び第五項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第五十七条の二　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正）

第三十四条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同号ロ中「二」を「ホ」に改め、同号中ヘをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　防災庁設置法（令和八年法律第　号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第四号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　防災庁（への政令で定める施設等機関を除く。）

（首都直下地震対策特別措置法の一部改正）

第三十五条　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項、第二十一条第三項第八号及び第八項、第二十四条第一項、第二十六条第一項並びに第三十一条第七項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第四十条中「政令」を「国土交通省令」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第三十六条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同条第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第　号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第三条第一項中「前条第四号及び第五号」を「前条第五号から第七号まで」に改める。

（情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部改正）

第三十七条　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に、「及び各省」を「、防災庁及び各省」に改める。

第十四条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

（官報の発行に関する法律の一部改正）

第三十八条　官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は」を「、防災庁設置法（令和八年法律第　号）第七条第五項又は」に改める。

（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部改正）

第三十九条　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第　号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第二条第二項第二号中「前項第四号及び第五号」を「前項第五号から第七号まで」に改める。

（食料供給困難事態対策法の一部改正）

第四十条　食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第　号）第十五条」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第四十一条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十七条」を「・第十七条」に改める。

第三条第二項中「災害」を「原子力災害」に改める。

第四条第一項第十七号の二中「第三項第七号の九」を「第三項第十号」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八　原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。次号において同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

第四条第一項第十九号中「災害」を「原子力災害」に、「防災」を「原子力防災」に改め、同条第三項第八号から第十一号までを削り、同項第七号の十中「防災」を「原子力防災」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号の九を第十号とし、第七号の八を第九号とし、第七号の七を第八号とし、第十二号から第十四号の二までを削り、第十四号の二の二を第十二号とし、第十四号の二の三を第十三号とし、第十四号の三か

ら第十四号の四の二までを削り、同項第十四号の五中「第四条第九項」を「第四条第一項」に改め、「調整に関すること」の下に「（原子力防災に関するものに限る。）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十五号中「第七号の十」を「第十一号」に、「防災」を「原子力防災」に改める。

第五条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第九条の二を削る。

第十条中「第九条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第十六条の二を削る。

第十八条第二項の表中央防災会議の項を削る。

第四十条の四第一項中「第七号の九」を「第十号」に改める。

第四十条の六第一項中「第七号の八」を「第九号」に改める。

附則第二条第三項第三号を削る。

附則第二条の二第一項中「第三項第七号の十」を「第三項第十一号」に改め、「第三項及び」を削り、「第四条第三項第十四号の五」を「第四条第三項第十四号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第二条の三中「デジタル庁」を「防災庁」に改める。

附則第三条の二第一項中「復興庁設置法」の下に「（平成二十三年法律第百二十五号）」を加える。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第四十二条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「内閣府」の下に「、防災庁」を加える。

第九条第二項及び第十条第二項中「他省」を「防災庁又は他省」に改める。

第十五条第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

（復興庁設置法の一部改正）

第四十三条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第九条第二項及び第十条第二項中「府省」の下に「又は防災庁」を加える。

第十四条第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

附則第三条第一項の表財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表国家公務員法の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の項中「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）」を「防災庁設置法（令和八年法律第　　号）」に改め、同表国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の項から行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）の項までの規定中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の項中「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に、「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に、「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）の項中「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に、「デジタル庁並びに」を「防災庁並びに」に、「デジタル庁、」を「防災庁、」に改め、同表重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の項中「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）」を「防災庁設置法（令和八年法律第　　号）」に、「各府省及びデジタル庁」を「及び防災庁の事務」に、「各府省、デジタル庁及び復興庁」を「、防災庁及び復興庁の事務」に、「及びデジタル庁、デジタル庁及び復興」を「及び防災庁、防災庁及び復興庁」に改め、同表武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の項及び公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の項第三欄中「内閣府令・」を「防災庁令」に改め、同項第四欄中「内閣府令・復興庁令・」を「復興庁令」に改め、同表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の項中「内閣府」を「防災庁」に改め、同表情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の項及び食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表に次のように加える。

防災庁設置法（令和八年法律第　　号）	第五条第二項及び第九条第二項	デジタル庁、復興庁

附則第三条第二項中「三　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）を「四　防災庁設置法（令和八年法律第　　号）」に、「たるデジタル庁」を「たる防災庁」に、「三の二」を「四の二」に改め、同条第三項中「、第十八条」を削り、「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に、「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」を「内閣府令（告示を含む。）・防災庁令（告示を含む。）・主務省令」に、「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に、「内閣府」を「防災庁」に、「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に、「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に、「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令」に、「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第四十四条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第四十五条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「第五条第二項及び」を「第五条第二項、」に、「の規定」を「及び防災庁設置法（令和八年法律第　　号）第五条第二項の規定」に、「及びデジタル庁の」を「、デジタル庁及び防災庁の」に改め、同項第十号中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、防災庁設置法（令和八年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条の規定　公布の日

二　第八条中災害対策基本法第百十一条の次に一条を加える改正規定、第二十条中南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第二十二条を同法第二十三条とし、同法第二十一条の次に一条を加える改正規定、第二十五条中日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第二十二条を同法第二十三条とし、同法第二十一条の次に一条を加える改正規定、第三十三条中大規模災害からの復興に関する法律第五十七条の次に一条を加える改正規定及び第三十五条中首都直下地震対策特別措置法第四十条の改正規定　防災庁設置法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（処分等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条　旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令、防災庁設置法第七条第三項の防災庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の災害対策基本法（以下この条において「旧災害対策基本法」という。）第十一条第一項の規定により内閣府に置かれている中央防災会議（次項において「旧中央防災会議」という。）、旧災害対策基本法第二十三条の三第一項の規定により内閣府に設置されている特定災害対策本部（次項において「旧特定災害対策本部」という。）、旧災害対策基本法第二十四条第一項の規定により内閣府に設置されている非常災害対策本部（次項において「旧非常災害対策本部」という。）及び旧災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定により内閣府に設置されている緊急災害対策本部（次項において「旧緊急災害対策本部」という。）は、それぞれ、第八条の規定による改正後の災害対策基本法（以下この条において「新災害対策基本法」という。）第十一条第一項の規定により防災庁に置かれる中央防災会議（次項において「新中央防災会議」という。）、新災害対策基本法第二十三条の三第一項の規定により防災庁に設置することができる特定災害対策本部（次項において「新特定災害対策本部」という。）、新災害対策基本法第二十四条第一項の規定により防災庁に設置することができる非常災害対策本部（次項において「新非常災害対策本部」という。）及び新災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定により防災庁に設置することができる緊急災害対策本部（次項において「新緊急災害対策本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧中央防災会議の委員（旧災害対策基本法第十二条第五項第二号の規定により任命された委員に限る。）又は専門委員、旧特定災害対策本部の特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員、旧非常災害対策本部の非常災害対策本部員その他の職員及び旧緊急災害対策本部の緊急災害対策本部員（旧災害対策基本法第二十八条の三第六項第四号の規定により任命された緊急災害対策本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、新災害対策基本法

第十二条第五項第二号又は第七項、第二十三条の四第五項、第二十五条第六項各号及び第七項並びに第二十八条の三第六項第四号及び第七項の規定により、新中央防災会議の委員又は専門委員、新特定災害対策本部の特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員、新非常災害対策本部の非常災害対策本部員その他の職員及び新緊急災害対策本部の緊急災害対策本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に第十一条の規定による改正前の大規模地震対策特別措置法（次項において「旧大規模地震対策特別措置法」という。）第十条第一項の規定により内閣府に設置されている地震災害警戒本部（次項において「旧地震災害警戒本部」という。）は、第十一条の規定による改正後の大規模地震対策特別措置法（次項において「新大規模地震対策特別措置法」という。）第十条第一項の規定により防災庁に設置される地震災害警戒本部（次項において「新地震災害警戒本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧地震災害警戒本部の地震災害警戒本部員（旧大規模地震対策特別措置法第十一条第六項第四号の規定により任命された地震災害警戒本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に新大規模地震対策特別措置法第十一条第六項第四号及び第七項の規定により新地震災害警戒本部の地震災害警戒本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に第三十三条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律（次項において「旧大規模災害復興法」という。）第四条第一項の規定により内閣府に設置されている復興対策本部（次項において「旧復興対策本部」という。）は、第三十三条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律（次項において「新大規模災害復興法」という。）第四条第一項の規定により防災庁に設置することができる復興対策本部（次項において「新復興対策本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧復興対策本部の本部員（旧大規模災害復興法第五条第六項第二号の規定により任命された本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に新大規模災害復興法第五条第六項第二号及び第七項の規定により新復興対策本部の本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「若しくはデジタル庁設置法」を「、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法」に改める。

一　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十条の二

二　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十八条

三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第二十一条

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第五項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

審査報告書

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十日

政治改革に関する特別委員長　櫻井　充

参議院議長　関口　昌一　殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、選挙に関するインターネット等の利用の状況に対応するため、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る規制の廃止、インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務及び選挙に関しインターネット等を利用する者の責務並びに大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法の趣旨を踏まえ、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一、政府は、大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関する指針を定めようとするときは、大規模特定電気通信役務提供者が役務の特性に応じ選挙の公正に対する悪影響を軽減するために必要な措置を適確に講ずることができるよう、「選挙運動に関する各党協議会」における議論を経て、その合意内容に基づき、公職の候補者に対する悪質な誹謗中傷等を含む選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減する措置について具体例を明記するとともに、虚偽の情報の流通への対処を含む当該措置と表現の自由との関係について基本的な考え方を示すなど、選挙に関する表現の自由に配慮しつつ、できる限り明確となるようにすること。

二、大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関する指針には、大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置として、「収益化停止措置」「収益化アカウントの表示」「本人確認済である旨の表示機能の実装」「ＡＩ生成コンテンツである旨の表示機能の実装」「ＡＩ生成コンテンツ

の検知と利用者への警告表示」「オフィシャルサイト等の信頼できる情報の優先表示」「選挙に関わる各主体との連携」「迅速・着実な対応のための体制整備」等を例示すること。

三、インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告に係る規制の在り方については、引き続き検討するものとすること。

四、政府は、次期統一地方選挙前に本法が施行されることを念頭に、本法による改正内容について、大規模特定電気通信役務提供者とも連携しつつ、効果的な周知広報を行うこと。あわせて、インターネット上の情報の受け手のリテラシー向上に資するよう、主権者教育の充実を図ること。

五、在外選挙インターネット投票については、附則第八条第一項の規定に従い、令和十三年の参議院議員通常選挙も念頭に、可能な限り早期の実現を目指して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとすること。

六、附則第八条第一項の検討に当たっては、船員の洋上投票制度についても、併せて検討を行うこと。

右決議する。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年六月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律

（公職選挙法の一部改正）

第一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条の三の見出し中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改め、同条第一項中「ウェブサイト等を利用する方法（及び「。」のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。」を削り、同条第二項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改め、同条第三項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改め、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第二十六号）」を加え、「。以下同じ。」を削り、「（以下「次条において」に改める。

第百四十二条の四を削る。

第百四十二条の五第一項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改め、同条第二項を削り、同条を第百四十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務）

第百四十二条の五　人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定する人工知能関連技術をいう。以下この条において同じ。）を利用して作成され又は改変された画像又は映像（その改変の内容が社会通念に照らして軽微であるもの又は実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものを除く。）が掲載された次に掲げる文書図画をインターネット等を利用する方法により頒布する者は、当該画像又は映像が人工知能関連技術を利用して作成され又は改変されたものである旨が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

一　選挙運動のために使用する文書図画

二　当選を得させないための活動に使用する文書図画であつて、選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に頒布されるもの

第百四十二条の六第三項及び第四項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改める。

第百四十二条の七の見出しを「（選挙に関しインターネット等を利用する者の責務）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならない。

第百九十七条の二第二項及び第二百一条の四第六項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改める。

第二百四十三条第一項中第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

第二百四十四条第一項第二号の二及び第二号の三を削る。

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正）

第二条　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「権利の侵害等があった場合について」を「発生する権利の侵害等への対処のため」に改め、「図る」の下に「等の」を加える。

第四条第二号中「第百四十二条の五第一項」を「第百四十二条の四」に改める。

第二十条第一項中「必要性」の下に「その他この章の規定に基づく措置を講ずる必要性」を加え、同項第三号中「侵害」の下に「等」を加える。

第二十七条中「次条第三号」を「第二十八条第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置）

第二十七条の二　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通のうち、法令に違反する情報の流通、虚偽の情報の流通、事実をゆがめた情報の流通その他の選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2　総務大臣は、前項の規定に基づき大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関し

て、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

3　総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二十八条第三号中「前条」を「第二十七条」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　前条第一項の規定による措置の実施状況

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年三月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条　第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第四条において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（大規模特定電気通信役務提供者の指定に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二十条第一項の規定による指定を受けている大規模特定電気通信役務提供者に係る当該指定は、第二条の規定による改正後の同法（次条において「新法」という。）第二十条第一項の規定による指定とみなす。

（指針に関する経過措置）

第四条　総務大臣は、施行日前においても、新法第二十七条の二の規定の例により、大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関してその適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された指針は、施行日において、新法第二十七条の二の規定により定められ、公表された指針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第七条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十九条のうち特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二十五条の改正規定の前に次のように加える。

第二十七条中「第二十八条第三号」を「第二十九条第三号」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

（検討）

第八条　在外選挙人名簿に登録されている選挙人の衆議院議員又は参議院議員の選挙におけるインターネットを利用する方法による投票の導入については、公職選挙法第四十九条の二第一項第二号の規定による投票の状況を踏まえつつ、選挙の公正を確保する観点から、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかの確認を確実に行うための手段に係る事項、選挙人が投票に用いる電子計算機の映像面において公職の候補者に関し表示すべき事項及びその表示の方法その他の必要な事項について、この法律の公布後一年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

2　選挙運動のためにする街頭演説その他公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）をいう。）が実施する演説を妨げる行為に対応するための施策の在り方については、政治活動の自由に配慮しつつ、当該演説が選挙人の意思決定等のための重要な機会であることに鑑み、その機会を保障する観点から、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

審査報告書

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月十日

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長　松下　新平

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境を整備するため、特定先端技術に関する基礎的な研究開発の成果の実用化のために必要な研究開発に対する支援を行うとともに、特定先端技術に関する研究開発を行う者、成果活用事業者及びこれに対する支援を行う者の交流の促進等を行うことを目的とする先端技術研究成果活用推進機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、先端技術研究成果活用推進機構の設立時期等を踏まえてその予算措置を講ずることになる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に当たっては、東京圏への過度な一極集中の是正や付加価値創出型の地方経済の創生のため、地域スタートアップ・エコシステムとの連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開すること。その際、地域におけるスタートアップに係る取組を阻害することがないよう留意すること。

二　民間事業者が運営するスタートアップのアクセラレーターやインキュベーション施設が既に存在することを踏まえ、こうした民間の活動を阻害することがないよう、相乗効果を発揮するための十分な連携が図られるようにすること。

三　フラッグシップ拠点の規模については、当該土地を活用した全体的な拠点構想を計画した上で、当初は令和六年の文部科学省の成果報告書で示された案以下の規模から始め、建設費を抑制するとともに、必要に応じ見直すこと。

四　先端技術研究成果活用推進機構（以下「機構」という。）への土地その他行政財産の貸付けに当たっては、国有財産法、財政法等の規定に基づいた適正な貸付料とすること。その際、機構へ行政財産を有償貸付することに伴い発生する費用について、精査の上、必要な財政的措置を講ずること。

五　機構の業務内容、事業計画、財務状況等について、分かりやすい形での情報公開を行うこと。また、機構の活動状況及び成果について、客観的な評価を定期的に行い、その結果を公表するとともに、運営の改善のために必要な措置を講ずること。

六　研究者、起業家等の人材の育成及び海外からの受入れが円滑かつ適切に行われるよう、関係行政機関等が緊密に連携し、必要に応じて制度面及び環境面の整備を進めるとともに、機構の取組を効果的に支援すること。

右決議する。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二十五日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

（小字及び┃┃は衆議院修正）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等（第四十七条・第四十七条の二）」を

「第六章　先端技術研究成果活用推進機構（第五十三条―第五十八条）
第一節　総則（第四十七条―第五十一条）
第二節　設立（第五十二条―第五十四条）
第三節　役員等（第五十五条―第七十六条）
第四節　評議員会（第七十七条―第八十三条）
第五節　業務（第八十四条―第九十一条）
第六節　財務及び会計（第九十二条・第九十三条）
第七節　監督（第九十四条―第九十八条）
第八節　雑則（第九十九条・第百条）」

に、「第七章」を「第八章」に、「主務大臣」を「通則法主務大臣」に、「第四十八条」を「第百一条」に、「第八章」を「第九章」に、「第四十九条―第五十一条」を「第百二条―第百四条」に、「第九章」を「第十章」に、「第五十二条」を「第百五条―第百九条」に改める。

第二条第十六項中「主務大臣（」を「通則法主務大臣（」に、「第四十八条及び第五十二条」を「第百一条及び第百七条第二号」に改める。

第三条第一項第五号中「人材が」を「主体が相互に連携を図りながら協力して」に改める。

第二十七条の二第一項中「第四十八条第一項」を「第百一条第一項」に改める。

第二十七条の三中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改める。

第三十四条の三の次に次の一条を加える。

（研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備）

第三十四条の三の二　国は、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出のためには、基礎的な研究開発の成果を実用化につなげることができるようにすることが重要であることに鑑み、当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

3　国は、研究者等、成果活用事業者（研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者をいう。以下同じ。）及び成果活用事業者を支援する者が、相互に連携を図りながら協力して、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展に向けた活動を主体的かつ積極的に行うことができるよう、これらの者の間の交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三十四条の四の見出しを「（研究開発法人及び大学等の研究開発の成果に係る成果活用事業者への支援）」に改め、同条第一項中「国は」の下に「、前条に規定する施策のほか」を加え、「を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）を」に係る成果活用事業者」に改める。

第三十四条の六第二項及び第三項中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改める。

第五十二条第二号中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改め、同条を第百七条とし、第九章中同条の前に次の二条を加える。

第百五条　第七十条（第七十六条及び第七十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百六条　第九十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九章を第十章とする。

第八章中第五十一条を第百四条とし、第五十条を第百三条とし、第四十九条を第百二条とし、同章を第九章とする。

第四十八条中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改め、第七章中同条を第百一条とする。

第七章の章名中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改め、同章を第八章とする。

第六章中第四十七条の二を第百条とし、第四十七条を第九十九条とし、同章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　先端技術研究成果活用推進機構

第一節　総則

（機構の目的）

第四十七条　先端技術研究成果活用推進機構（以下「機構」という。）は、特定先端技術に関する実用化研究開発に対する支援を行うとともに、特定先端技術に関する研究開発を行う者、成果活用事業者及び支援事業者の交流の促進等を行うことにより、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境を整備し、もって我が国におけるイノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする。

２　前項の「特定先端技術」とは、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な分野における技術であって、これらの技術に関する研究開発の成果を実用化し、広く普及させた場合に経済社会の大きな変化を創出する可能性があるものをいう。

３　第一項の「実用化研究開発」とは、基礎的な研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発をいう。

４　第一項の「支援事業者」とは、成果活用事業者に対し、研究開発の成果を活用した事業活動の実施のために必要な助言、資金供給その他の支援を行う者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合並びに外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。）をいう。

（法人格）

第四十八条　機構は、法人とする。

（数）

第四十九条　機構は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第五十条　機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

２　機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

３　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（名称）

第五十一条　機構は、その名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いなければならない。

２　機構でない者は、その名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いてはならない。

（登記）

第五十二条　機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

２　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第五十三条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二節　設立

（発起人）

第五十四条　機構を設立するには、第四十七条第二項に規定する特定先端技術（以下この章において「特定先端技術」という。）に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

（定款の作成等）

第五十五条　発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

２　前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金及び出資に関する事項

五　役員に関する事項

六　評議員会に関する事項

七　業務及びその執行に関する事項

八　財務及び会計に関する事項

九　定款の変更に関する事項

十　公告の方法

（設立の認可等）

第五十六条　発起人は、前条第一項の規定による募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

２　主務大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

３　前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第六十一条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

（事務の引継ぎ）

第五十七条　発起人は、設立の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

２　前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）

第五十八条　第五十六条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

２　機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三節　役員等

（役員）

第五十九条　機構に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第六十条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

２　理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

３　監事は、機構の業務を監査する。

４　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第六十一条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

２　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第六十二条　役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

（役員の解任）

第六十四条　主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

２　主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第六十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

三　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第六十五条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（監事の兼職禁止）

第六十六条　監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第六十七条　機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

（代理人の選任）

第六十八条　理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第六十九条　機構の職員は、理事長が任命する。

（役員等の秘密保持義務）

第七十条　機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第七十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節　評議員会

（設置）

第七十二条　機構に、第七十七条に規定する業務の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

２　評議員会は、第七十七条に規定する業務の運営に関する重要事項を審議する。

３　評議員会は、前項に規定するもののほか、第七十七条に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第七十三条　評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

（評議員）

第七十四条　評議員は、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

２　評議員の任期は、二年とする。ただし、評議員が欠けた場合における補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第七十五条　理事長は、評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四　職務上の義務違反があるとき。

（評議員の秘密保持義務等）

第七十六条　第七十条及び第七十一条の規定は、評議員について準用する。

第五節　業務

（業務の範囲）

第七十七条　機構は、第四十七条第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　特定先端技術に関する第四十七条第三項に規定する実用化研究開発（以下この項において「実用化研究開発」という。）を行う者に対して、次に掲げる支援を行うこと。

イ　特定先端技術のうち直ちに実用化することが困難なものに関する実用化研究開発に対する助成

ロ　機構が所有し、又は使用する施設又は設備を当該実用化研究開発を行う者の利用に供すること。

二　特定先端技術のうち直ちに実用化することが困難なものに関する基礎的な研究開発の成果を保有する国内外の研究者を招へいして当該特定先端技術に関する実用化研究開発を行い、並びにその成果の普及及び活用の促進を行うこと。

三　第四十七条第四項に規定する支援事業者（以下この章において「支援事業者」という。）に対し、特定先端技術に関する研究開発の成果に係る成果活用事業者の支援を行うために必要となる資金の貸付け及び出資を行うこと。

四　機構が所有し、又は使用する施設又は設備を、第一号に掲げる業務により支援を受けた者の実用化研究開発又は第二号に掲げる業務により実施する実用化研究開発の成果に係る成果活用事業者及び前号の資金の貸付け又は出資を受けた支援事業者の利用に供すること。

五　特定先端技術に関する研究開発を行う者、成果活用事業者及び支援事業者の交流を促進するための事業を行うこと。

六　前号に規定する者に対し、研究開発の計画的な管理、研究開発の成果を有効に活用した事業活動及びその効果的な支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の技術的援助を行うこと。

七　研究開発の計画的な管理、研究開発の成果を有効に活用した事業活動及びその効果的な支援を行うために必要となる専門的な知識及び技能の向上を図るための研修を行うこと。

八　国内外の特定先端技術に関する研究開発、当該研究開発の成果を活用した事業活動及び当該事業活動に対する支援の動向に関する調査研究を行い、並びにその成果を普及すること。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、機構が所有し、又は使用する土地又は施設若しくは設備を一般の利用に供することができる。

（関係機関との連携）

第七十八条　機構は、前条第一項に規定する業務を円滑に遂行するため、国内外の研究開発機関又は研究開発等を支援するための業務を行う機関との連携を組織的に推進するよう努めるものとする。

（業務の委託）

第七十九条　機構は、主務大臣の認可を受けて、第七十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

2　第七十条の規定は、前項の規定による委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

（業務方法書）

第八十条　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（機構が従うべき基準）

第八十一条　主務大臣は、特定資金貸付等業務（機構が第七十七条第一項第三号に掲げる業務により支援事業者に対して行う資金の貸付け又は出資をいう。以下同じ。）の対象となる支援事業者及び当該特定資金貸付等業務の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「特定資金貸付等基準」という。）を定めるものとする。

2　主務大臣は、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展の状況並びに経済事情の変動により必要が生じたときは、特定資金貸付等基準を変更するものとする。

3　主務大臣は、特定資金貸付等基準を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（特定資金貸付等対象等の決定）

第八十二条　機構は、特定資金貸付等業務を行うときは、特定資金貸付等基準に従って、その対象となる支援事業者及び当該特定資金貸付等業務の内容（以下この条及び次条において「特定資金貸付等対象等」という。）を決定しなければならない。

2　機構は、特定資金貸付等対象等を決定するときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、特定資金貸付等業務に係る資金の貸付け又は出資の額が一定の額以下である場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

3　機構は、前項ただし書に規定する場合において、特定資金貸付等対象等を決定したときは、速やかに、主務大臣にその旨及びその内容を報告しなければならない。

（特定資金貸付等対象等の決定の撤回）

第八十三条　機構は、次に掲げる場合には、速やかに、特定資金貸付等対象等の決定を撤回しなければならない。

一　当該決定に係る支援事業者が特定先端技術に関する研究開発の成果に係る成果活用事業者の支援を行わないとき。

二　当該決定に係る支援事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2　機構は、前項の規定により特定資金貸付等対象等の決定を撤回したときは、直ちに、当該決定に係る支援事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

第六節　財務及び会計

（事業年度）

第八十四条　機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第八十五条　機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（財務諸表等）

第八十六条　機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3　機構は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八十七条　機構は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　機構は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第七十七条に規定する業務に要する費用に充てることができる。

4　機構は、政令で定める事業年度（第二号及び第三号において「中間事業年度」という。）に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除してなお残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

一　第一項の規定による積立金の額に相当する金額

二　中間事業年度以前において第五十条第三項の規定による出資を受けた額から業務に要する費用に充てられた額を控除して得た額に相当する金額

三　中間事業年度の翌事業年度以降において業務に要すると見込まれる費用として主務大臣の承認を受けた金額

5　主務大臣は、前項第三号の承認をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（借入金及び先端技術研究成果活用推進機構債）

第八十八条　機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は先端技術研究成果活用推進機構債（以下この条及び次条において「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2　主務大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなってはならない。

4　第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第八十九条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項に規定する借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

（余裕金の運用）

第九十条　機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二　主務大臣の指定する金融機関への預金

三　その他主務省令で定める方法

（主務省令への委任）

第九十一条　この章に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七節　監督

（監督）

第九十二条　機構は、主務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第九十三条　主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八節　雑則

（定款の変更）

第九十四条　定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

第九十五条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

２　前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

（主務大臣等）

第九十六条　機構に係るこの章及び第百八条における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員、職員及び評議員に関する事項については、内閣総理大臣

二　前号に規定する事項以外の事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣

２　機構に係る主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（行政財産の無償貸付け）

第九十七条　内閣総理大臣は、機構が行う第七十七条に規定する業務の用に供させるため必要があると認めるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項及び同法第十九条において準用する同法第二十二条の規定にかかわらず、別表第四に掲げる土地その他政令で定める行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を機構に無償で貸し付けることができる。

２　国有財産法第二十一条、第二十四条及び第二十五条の規定は、前項の規定による貸付けについて準用する。

（主務省令への委任）

第九十八条　この章に定めるもののほか、この章の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

本則に次の二条を加える。

第百八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第六章の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三　第七十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四　第八十二条第二項の規定に違反して主務大臣に通知をしなかったとき。

五　第八十六条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

六　第九十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七　第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第百九条　第五十一条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第九十七条関係）

一　東京都目黒区中目黒二丁目十六番三　所在
　宅地　一万三千二百六十八・一八平方メートル
二　東京都目黒区中目黒二丁目十六番五　所在
　宅地　二百十八・一四平方メートル
三　東京都目黒区中目黒二丁目二十四番　所在
　山林　三百二十七平方メートル
四　東京都目黒区中目黒二丁目二十四番二　所在
　宅地　二百三十一・〇二平方メートル
五　東京都目黒区中目黒二丁目三十一番十二　所在
　宅地　一千百七十七・〇二平方メートル
六　東京都目黒区中目黒二丁目三十一番十三　所在
　宅地　二百八十一・七二平方メートル
七　東京都目黒区中目黒二丁目二百八十三番二十八　所在
　宅地　一千五十二・一六平方メートル
八　東京都目黒区中目黒二丁目三百三番一　所在
　宅地　四百五十五・二七平方メートル
九　東京都目黒区中目黒二丁目三百四番　所在
　宅地　三百十二・六八平方メートル
十　東京都目黒区中目黒二丁目三百五番一　所在
　宅地　二千百四十一・五七平方メートル
十一　東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番一　所在
　宅地　三千百九十一・六五平方メートル
十二　東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番八　所在
　公衆用道路　五百六十平方メートル
十三　東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番十　所在
　宅地　三千九百七十一・八九平方メートル

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項第五号の改正規定、第三十四条の三の次に一条を加える改正規定及び第三十四条の四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いている者については、この法律による改正後の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「新法」という。）第五十一条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条　機構の最初の事業年度は、新法第八十四

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第四条　機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第八十五条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後十年を目途として、新法の施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国立国会図書館法の一部改正）

第七条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一使用済燃料再処理・廃炉推進機構の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び日本学術会議」を「、日本学術会議及び先端技術研究成果活用推進機構」に改める。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第九条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（所得税法の一部改正）

第十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（法人税法の一部改正）

第十一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（登録免許税法の一部改正）

第十二条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十五の項の次に次のように加える。

十五の二　先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第十七条第一項（業務の範囲）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）

第十三条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十五条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立大学法人の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第十六条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の一部改正）

第十七条　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条から第六条までを削る。

投票者氏名

日程第二　防災庁設置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三　防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三六名

青木　一彦君　赤松　健君　こやり隆史君　酒井　庸行君　郡山りょう君　古賀　千景君　原田大二郎君　平木　大作君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　櫻井　充君　佐藤　啓君　古賀　之士君　小島とも子君　三浦　信祐君　宮崎　勝君
阿達　雅志君　有村　治子君　自見はなこ君　清水　真人君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　横山　信一君　青島　健太君
生稲　晃子君　石井　準一君　進藤金日子君　末松　信介君　塩村あやか君　柴　愼一君　浅田　均君　石井　苗子君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　鈴木　大地君　鈴木　宗男君　杉尾　秀哉君　高木　真理君　石井めぐみ君　猪瀬　直樹君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　田島麻衣子君　田名部匡代君　上野ほたる君　岡崎　太君
猪口　邦子君　今井絵理子君　鶴保　庸介君　出川　桃子君　辻元　清美君　徳永　エリ君　嘉田由紀子君　片山　大介君
岩本　剛人君　いんどう周作君　寺田　静君　友納　理緒君　長浜　博行君　羽田　次郎君　金子　道仁君　串田　誠一君
上野　通子君　臼井　正一君　永井　学君　中曽根弘文君　広田　一君　福士　珠美君　佐々木りえ君　柴田　巧君
江島　潔君　大家　敏志君　中西　祐介君　西田　昌司君　牧山ひろえ君　三上　えり君　石　平君　高木かおり君
岡田　直樹君　小川　克巳君　西田　英範君　野上浩太郎君　水岡　俊一君　村田　享子君　中条きよし君　新実　彰平君
越智　俊之君　小野田紀美君　野村　哲郎君　橋本　聖子君　森　ゆうこ君　森本　真治君　松沢　成文君　松野　明美君
梶原　大介君　加田　裕之君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　山内佳菜子君　横沢　高徳君　安達　悠司君　安藤　裕君
片山さつき君　加藤　明良君　馬場　成志君　東野　秀樹君　吉川　沙織君　吉田　忠智君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君
かまやち敏君　神谷　政幸君　福岡　資麿君　福山　守君　蓮　舫君　足立　康史君　大津　力君　神谷　宗幣君
北村　経夫君　木村　義雄君　藤井　一博君　藤川　政人君　礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君
見坂　茂範君　上月　良祐君　藤木　眞也君　船橋　利実君　伊藤　辰夫君　上田　清司君　塩入　清香君　杉本　純子君
古賀友一郎君　古庄　玄知君　古川　俊治君　星　北斗君　牛田　茉友君　江原くみ子君　中田　優子君　初鹿野裕樹君
小林　一大君　小林孝一郎君　堀井　巌君　本田　顕子君　奥村　祥大君　かごしま彰宏君　松田　学君　宮出　千慧君
　　　　　　　舞立　昇治君　松川　るい君　川合　孝典君　後藤　斎君　山中　泉君　岩渕　友君
　　　　　　　松下　新平君　松村　祥史君　小林さやか君　榛葉賀津也君　吉良よし子君　小池　晃君
　　　　　　　松山　政司君　三原じゅん子君　竹詰　仁君　田村　まみ君　白川　容子君　大門実紀史君
　　　　　　　宮沢　洋一君　宮本　和宏君　堂込麻紀子君　庭田　幸恵君　仁比　聡平君　山添　拓君
　　　　　　　宮本　周司君　森　まさこ君　芳賀　道也君　浜口　誠君　北村　晴男君　伊波　洋一君
　　　　　　　山下　雄平君　山田　太郎君　浜野　喜史君　原田　秀一君　高良　沙哉君　安野　貴博君
　　　　　　　山田　宏君　山谷えり子君　平戸　航太君　舟山　康江君　尾辻　朋実君　福島みずほ君
　　　　　　　山本　啓介君　山本佐知子君　水野　孝一君　山田　吉彦君　ラサール石井君　齊藤健一郎君
　　　　　　　山本　順三君　吉井　章君　秋野　公造君　石川　博崇君　ながえ孝子君　平山佐知子君
　　　　　　　若井　敦子君　若林　洋平君　伊藤　孝江君　上田　勇君　福山　哲郎君　望月　良男君
　　　　　　　脇　雅昭君　渡辺　猛之君　川村　雄大君　窪田　哲也君
　　　　　　　青木　愛君　石垣のりこ君　佐々木雅文君　里見　隆治君
　　　　　　　石橋　通宏君　打越さく良君　下野　六太君　杉　久武君
　　　　　　　小沢　雅仁君　鬼木　誠君　高橋　光男君　竹内　真二君
　　　　　　　勝部　賢志君　岸　真紀子君　竹谷とし子君　谷合　正明君
　　　　　　　木戸口英司君　熊谷　裕人君　司　隆史君　西田　実仁君

反対者氏名　五名

伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君

日程第四　公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三九名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　直樹君　小川　克巳君　越智　俊之君　小野田紀美君　梶原　大介君　加田　裕之君　片山さつき君　加藤　明良君　かまやち敏君　神谷　政幸君　北村　経夫君　木村　義雄君　見坂　茂範君　上月　良祐君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　小林　一大君　小林孝一郎君　こやり隆史君　酒井　庸行君　櫻井　充君　佐藤　啓君　自見はなこ君　清水　真人君　進藤金日子君　末松　信介君　鈴木　大地君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　鶴保　庸介君　出川　桃子君　寺田　静君　友納　理緒君　永井　学君　中西　祐介君　西田　昌司君　西田　英範君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　橋本　聖子君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　馬場　成志君　東野　秀樹君　福岡　資麿君　福山　守君　藤井　一博君　藤川　政人君　藤木　眞也君　船橋　利実君　古川　俊治君　星　北斗君　堀井　巌君　本田　顕子君　舞立　昇治君　牧野たかお君　松川　るい君　松下　新平君　松村　祥史君　松山　政司君　三原じゅん子君　宮沢　洋一君　宮本　和宏君　宮本　周司君　森　まさこ君　山下　雄平君　山田　太郎君　山田　宏君　山谷えり子君　山本　啓介君　山本佐知子君　山本　順三君　吉井　章君　若井　敦子君　若林　洋平君　脇　雅昭君　渡辺　猛之君　青木　愛君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　泉　房穂君　打越さく良君　小沢　雅仁君　鬼木　誠君　勝部　賢志君　岸　真紀子君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　郡山りょう君　古賀　千景君　古賀　之士君　小島とも子君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　柴　愼一君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　田名部匡代君　辻元　清美君　徳永　エリ君　長浜　博行君　羽田　次郎君　広田　一君　福士　珠美君　牧山ひろえ君　三上　えり君　水岡　俊一君　村田　享子君　森　ゆうこ君　森本　真治君　山内佳菜子君　横沢　高徳君　吉川　沙織君　吉田　忠智君　蓮　舫君　足立　康史君　礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君　上田　清司君　牛田　茉友君　江原くみ子君　奥村　祥大君　かごしま彰宏君　川合　孝典君　後藤　斎君　小林さやか君　榛葉賀津也君　竹詰　仁君　田村　まみ君　堂込麻紀子君　庭田　幸恵君　芳賀　道也君　浜口　誠君　浜野　喜史君　原田　秀一君　平戸　航太君　舟山　康江君　水野　孝一君　山田　吉彦君　秋野　公造君　石川　博崇君　伊藤　孝江君　上田　勇君　川村　雄大君　窪田　哲也君　佐々木雅文君　里見　隆治君　下野　六太君　杉　久武君　高橋　光男君　竹内　真二君　竹谷とし子君　谷合　正明君　司　隆史君　西田　実仁君　原田大二郎君　平木　大作君　三浦　信祐君　宮崎　勝君　横山　信一君　青島　健太君　浅田　均君　石井　苗子君　石井めぐみ君　猪瀬　直樹君　上野ほたる君　岡崎　太君　嘉田由紀子君　片山　大介君　金子　道仁君　串田　誠一君　佐々木りえ君　柴田　巧君　石　平君　高木かおり君　中条きよし君　新実　彰平君　松沢　成文君　松野　明美君　安達　悠司君　安藤　裕君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君　大津　力君　神谷　宗幣君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　塩入　清香君　初鹿野裕樹君　中田　優子君　松田　学君　宮出　千慧君　山中　泉君　岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　白川　容子君　大門実紀史君　仁比　聡平君　山添　拓君　北村　晴男君　百田　尚樹君　伊波　洋一君　高良　沙哉君　安野　貴博君　尾辻　朋実君　福島みずほ君　ラサール石井君　齊藤健一郎君　ながえ孝子君　平山佐知子君　福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名　五名

伊勢崎賢治君　大島九州男君　奥田ふみよ君　木村　英子君　天畠　大輔君

日程第五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一二名

青木　一彦君　赤松　健君　西田　昌司君　西田　英範君　田名部匡代君　石井　苗子君　石井めぐみ君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　辻元　清美君　猪瀬　直樹君　上野ほたる君
阿達　雅志君　有村　治子君　橋本　聖子君　長谷川　岳君　徳永　エリ君　長浜　博行君　岡崎　太君　嘉田由紀子君
生稲　晃子君　石井　準一君　長谷川英晴君　馬場　成志君　羽田　次郎君　広田　一君　片山　大介君　金子　道仁君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　東野　秀樹君　福岡　資麿君　福士　珠美君　牧山ひろえ君　串田　誠一君　佐々木りえ君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君　福山　守君　藤井　一博君　三上　えり君　水岡　俊一君　柴田　巧君　石　平君
猪口　邦子君　今井絵理子君　藤川　政人君　藤木　眞也君　村田　享子君　森　ゆうこ君　高木かおり君　中条きよし君
岩本　剛人君　いんどう周作君　船橋　利実君　古川　俊治君　森本　真治君　山内佳菜子君　新実　彰平君　松沢　成文君
上野　通子君　臼井　正一君　星　北斗君　堀井　巌君　横沢　高徳君　吉川　沙織君　松野　明美君　北村　晴男君
江島　潔君　大家　敏志君　本田　顕子君　舞立　昇治君　吉田　忠智君　蓮　舫君　百田　尚樹君　安野　貴博君
岡田　直樹君　小川　克巳君　牧野たかお君　松川　るい君　足立　康史君　礒﨑　哲史君　尾辻　朋実君　齊藤健一郎君
越智　俊之君　梶原　大介君　松下　新平君　松村　祥史君　伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君　ながえ孝子君　平山佐知子君
加田　裕之君　片山さつき君　松山　政司君　三原じゅん子君　上田　清司君　牛田　茉友君　福山　哲郎君　望月　良男君
加藤　明良君　かまやち敏君　宮沢　洋一君　宮本　和宏君　江原くみ子君　奥村　祥大君
神谷　政幸君　北村　経夫君　宮本　周司君　森　まさこ君　かごしま彰宏君　川合　孝典君
木村　義雄君　見坂　茂範君　山下　雄平君　山田　太郎君　後藤　斎君　小林さやか君
上月　良祐君　古賀友一郎君　山田　宏君　山谷えり子君　榛葉賀津也君　竹詰　仁君
古庄　玄知君　小林　一大君　山本　啓介君　山本佐知子君　田村　まみ君　堂込麻紀子君
小林孝一郎君　こやり隆史君　山本　順三君　吉井　章君　庭田　幸恵君　芳賀　道也君
酒井　庸行君　櫻井　充君　若井　敦子君　若林　洋平君　浜口　誠君　浜野　喜史君
佐藤　啓君　自見はなこ君　脇　雅昭君　渡辺　猛之君　原田　秀一君　平戸　航太君
清水　真人君　進藤金日子君　青木　愛君　石垣のりこ君　舟山　康江君　水野　孝一君
末松　信介君　鈴木　大地君　石橋　通宏君　泉　房穂君　石川　博崇君　秋野　公造君
鈴木　宗男君　高橋はるみ君　打越さく良君　小沢　雅仁君　上田　勇君　伊藤　孝江君
滝波　宏文君　鶴保　庸介君　鬼木　誠君　勝部　賢志君　窪田　哲也君　川村　雄大君
出川　桃子君　寺田　静君　岸　真紀子君　木戸口英司君　里見　隆治君　佐々木雅文君
友納　理緒君　永井　学君　熊谷　裕人君　郡山りょう君　杉　久武君　下野　六太君
中曽根弘文君　中西　祐介君　古賀　千景君　古賀　之士君　竹内　真二君　高橋　光男君
　　小島とも子君　小西　洋之君　谷合　正明君　竹谷とし子君
　　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　西田　実仁君　司　隆史君
　　柴　愼一君　杉尾　秀哉君　平木　大作君　原田大二郎君
　　高木　真理君　田島麻衣子君　宮崎　勝君　三浦　信祐君
　　　　青島　健太君　横山　信一君
　　　　浅田　均君

反対者氏名　三一名

安達　悠司君　安藤　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君
中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　学君　宮出　千慧君
山中　泉君　岩渕　友君
吉良よし子君　小池　晃君
白川　容子君　大門実紀史君
仁比　聡平君　山添　拓君
伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君　伊波　洋一君
高良　沙哉君　福島みずほ君
ラサール石井君

ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一　殿

ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問主意書

商品購入時の代金支払や電子マネーへの交換に利用可能なポイント等のデジタル上の経済的利益（以下「ポイント等」という。）が、近年広く流通している。また、ＳＮＳ等を活用した情報発信が、選挙運動や政治活動において大きな影響力を有するようになっている。

このような状況の下で、特定の候補者又は政党に関する情報の投稿・共有・拡散等を行った者に対し、ポイント等を付与する仕組みが導入された場合、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）上の買収罪との関係が問題となり得る。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　公職選挙法第二百二十一条における「金銭、物品その他の財産上の利益」には、ポイント等が含まれると理解してよいか示されたい。

二　公職選挙法第二百二十一条における「供与」には、ポイント等を付与する行為が含まれると理解してよいか示されたい。

三　公職選挙法第二百二十一条における「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的」とは、特定の候補者又は政党に関する情報の投稿・共有・拡散等を促進することを通じて、当該候補者の「当選を得若しくは得しめ又は得しめない」ことを意図する場合を含み得ると理解してよいか示されたい。

四　特定の候補者又は政党に関する情報の投稿・共有・拡散等を行った者に対し、ポイント等を付与する行為は、公職選挙法第二百二十一条が適用され得ると理解してよいか示されたい。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員石垣のりこ君提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ポイント等」が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百二十一条第一項第一号に規定する「金銭、物品その他の財産上の利益」に該当するか否かについては、個別具体の事実に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「ポイント等を付与する行為」が法第二百二十一条第一項第一号に規定する「供与」に該当するか否かについては、個別具体の事実に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの場合が法第二百二十一条第一項第一号に規定する「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的」をもってされたものか否かについては、個別具体の事実に即して判断されるべきものと考える。

四について

法第二百二十一条第一項に規定する買収罪については、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込み又は約束をした場合等に成立するものであるが、いずれにしても、お尋ねの行為が同罪に該当するか否かについては、個別具体の事実に即して判断されるべきものと考える。

我が国における難民認定の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日

石橋　通宏

参議院議長　関口　昌一　殿

我が国における難民認定の実態に関する質問主意書

一　難民認定申請者について

1　二〇二六年三月に公表された「令和七年における難民認定者数等について」によれば、二〇二五年の難民認定申請者のうち、千七十三人が二十歳未満であった。そのうち、難民認定申請時に在留資格を有していなかった者の数を示されたい。また、難民認定申請回数別の内訳を示されたい。

2　「令和七年における難民認定者数等について」によれば、二〇二五年に仮滞在を許可した者は七十三人であった。このうち、二十歳未満の者の数及びその年齢の内訳を示されたい。

3　二〇二五年の難民認定制度の「濫用」の件数を示されたい。

二　案件振り分けについて

「難民認定等事務取扱要領」（二〇二四年六月十日一部改正）は、難民認定申請案件を「難民条約上の難民若しくは法第二条第三号の二に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件」（Ａ案件）、「難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件」（Ｂ案件）、「再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件」（Ｃ案件）及び「上記以外の案件」（Ｄ案件）の四類型（以下「四類型」という。）に振り分けている。

1　現時点において四類型の定義に変更があるか示されたい。変更がある場合、その内容を示されたい。

2　Ｂ案件について、「難民認定等事務取扱要領」は「…生命、身体若しくは身体の自由が脅威にさらされている若しくはその他の人権の重大な侵害のおそれがあるとは言えないこと又は国籍国の保護を受け得る状態にあることが明白なもの」を対象案件の一つとしている。一方、出入国在留管理庁出入国管理部長発出「難民等認定申請においてＢ案件に振り分けるのが適当な案件の指定について（通知）」（二〇二五年五月一日）において、政府は「各国の出身国情報等に基づき、早期にＢ案件へ振り分けるのが適当な案件を別紙のとおり指定します」としている。

（1）　当該通知を定めるに当たり、参照した出身国情報等を国別に示されたい。

（2）　申請者が「国籍国の保護を受け得る状態にあることが明白」か否かの判断は、申請者の個別事情に応じて判断されるべきものである。同通知において「早期にB案件へ振り分けるのが適当な案件」を指定しているとのことだが、どのような場合において、申請者の個別事情を考慮することなく「国籍国の保護を受け得る状態にあることが明白な」案件に指定することが可能と考えるか、政府の見解を示されたい。

3　B案件への振り分け後の対応について、「難民認定等事務取扱要領」は、「申請書等の提出資料により難民該当性及び補完的保護対象者該当性を判断できるとき」等については、「面接による事情聴取を要しない」としている。迅速な難民保護、手続の効率化の観点から、A案件へ振り分けられた案件についても、同様に判断できるときは、「面接による事情聴取を要しない」とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　難民審査体制について

1　二〇二五年五月に公表された「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）において、政府は「二〇二六年中に新規受理した申請の六か月以内（平均）の処理を目指す」としている。二〇二三年、二〇二四年及び二〇二五年中に新規受理した申請について、平均の処理期間をそれぞれ示されたい。統計をとっていない場合、ゼロプランの評価に支障を来すと考えるが、政府の見解を示されたい。

2　ゼロプランにおいて、政府は「※ただし、今後の難民等認定申請者数や長期未処理案件の処理状況等によって変動があり得る」としており、長期未処理案件の処理状況は政府にとって重要な課題であると考える。以上を踏まえて、以下の統計を明らかにされたい（速報値でも差し支えない）。統計をとっていない場合、ゼロプランの評価に支障を来すと考えるが、政府の見解を示されたい。

（1）　直近時点の難民認定申請中の者のうち、案件振り分けの導入前に難民認定申請をした者の数。

（2）　直近時点の難民不認定処分に対する審査請求中の者のうち、案件振り分けの導入前に難民認定申請をした者の数。

（3）　二〇一五年から二〇二五年までの各年における難民認定申請受理案件のうち、直近時点の難民認定申請係属件数。

（4）　二〇一五年から二〇二五年までの各年における難民認定申請受理案件のうち、直近時点の難民不認定処分に対する審査請求係属件数。

（5）　二〇一五年以前の難民不認定処分に対する審査請求受理案件のうち、直近時点の未処理の案件数。

（6）　前記（5）のうち、審理終結件数。

（7）　二〇一五年から二〇二五年までの各年における難民不認定処分に対する審査請求受理案件のうち、直近時点の未処理の各案件数。

（8）　前記（7）のうち、各年の審理終結件数。

3　二〇二六年四月一日現在の難民調査官に指定されている者の数を地方局別に示されたい。

4　二〇二六年四月一日現在の出身国情報の収集等に専従する職員の数を示されたい。

四　難民認定者等について

1　二〇二五年に難民として認定された者（審査請求手続における認定者を含む。以下同じ。）について、以下を明らかにされたい。

（1）　難民認定申請回数別の複数回申請者の数。

（2）　退去強制令書発付後に難民として認定された者の数。

（3）　難民認定申請から難民の認定を受けるまでに要した期間別の内訳。

（4）　難民認定申請から難民の認定を受けるまでの平均日数、最短日数及び最長日数。

（5）　四類型別の内訳。

2　二〇二五年に難民としては認定されなかったものの、補完的保護対象者と認定された者（審査請求手続の結果、在留を認められた者を含む。以下同じ。）について、以下を明らかにされたい。

（1）　難民認定申請回数別の複数回申請者の数。

（2）　退去強制令書発付後に補完的保護対象者として認定された者の数。

（3）　四類型別の内訳。

3　二〇二五年に難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた者（審査請求手続の結果、在留を認められた者を含む。以下同じ。）について、以下を明らかにされたい。

（1）　難民認定申請回数別の複数回申請者の数。

（2）　退去強制令書発付後に在留特別許可された者の数。

（3）　四類型別の内訳。

（4）　審査請求により当該在留が認められた者の数及びその国籍の内訳。

4　政府は、本国における情勢不安を理由に本邦への在留を希望する者に対して、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしている。「入国・在留審査要領」第十二編第二章第三十節によれば、当該「特定活動」で在留している者について、政府は在留資格「定住者」への変更を原則認めていない。

（1）　当該「特定活動」で在留する者に対して、当該「定住者」への変更が認められる場合はあるか示されたい。ある場合、どのような場合に認められ得るか、政府の見解を示されたい。

（2）　「令和七年における難民認定者数等について」によれば、二〇二五年には四百九十三人が、本国情勢等を理由に人道配慮による在留許可を受けている。この四百九十三人の中に、当該「特定活動」が付与された者は含まれているか示されたい。含まれている場合、その人数及び国籍別の内訳を示されたい。統計をとっていない場合、本国における情勢不安を理由に本邦への在留を希望する者への保護の実態を把握することが困難と考えるが、政府の見解を示されたい。

五　審査請求について

1　「令和七年における難民認定者数等について」によれば、二〇二五年に審査請求により「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされ

た者のうち、三百九十人に口頭意見陳述等期日が実施され、三千四十人には実施されていない。口頭意見陳述等期日が実施されていない三千四十人のうち、「口頭意見陳述申立書」を提出していた者の数を示されたい。

2　難民審査参与員について、二〇二六年四月一日時点の東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局における「常設班」の数をそれぞれ示されたい。

3　難民審査参与員のうち、現時点で常設班を構成しない者はいるか示されたい。いる場合、当該人数及び理由について、政府の見解を示されたい。

六　訴訟について

難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、二〇二五年に提起された件数及び終局裁判がなされた件数をそれぞれ明らかにされたい。また、難民不認定処分の取消し若しくは無効が確定した後又は難民認定処分の義務付け訴訟で国側が敗訴した後、難民認定がなされず、在留資格が付与されなかったケースはあるか示されたい。ある場合、当該理由について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の実態に関する質問に対する答弁書

一の1について

令和七年に難民認定申請（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。）をした者のうち、難民認定申請時に二十歳未満であったもので在留資格を有していなかったものの数は二百十三人（速報値）であり、このうち入管法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留していたものの数は百四十七人、一時庇護上陸（入管法第十八条の二第一項の一時庇護のための上陸をいう。）の許可を受けたもので当該許可に係る許可書に記載された期間を経過していないものの数は零人、不法に本邦に在留していたものの数は六十四人（いずれも速報値）である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の2について

令和七年に仮滞在（入管法第六十一条の二の四第一項の仮滞在をいう。）の許可を受けた者のうち、当該許可を受けた時点で二十歳未満であったものの数は三十三人（速報値）であり、その年齢別の内訳は、零歳が十四人、一歳が十人、二歳が三人、十二歳が一人、十三歳が一人、十四歳が一人、十七歳が二人、十九歳が一人（いずれも速報値）である。

一の3について

令和七年に地方出入国在留管理局等（地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。）における振り分けの段階で明らかに誤用・濫用的な案件として振り分けられたB案件又はC案件（「難民認定等事務取扱要領」（平成十七年五月十三日付け法務省管総第八百二十三号法務省入国管理局長通知別添）に「B案件」又は「C案件」として記載されているものをいう。以下同じ。）の数は、B案件が千六百十五件、C案件が九百八十一件である。

二の1について

お尋ねの「四類型の定義」について、現時点で変更はない。

二の2の(1)について

出入国在留管理庁においては、令和七年五月に取りまとめた「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）を踏まえ、御指摘の「当該通知」により、B案件を類型化し、地方出入国在留管理局等における振り分けの基準として活用することとしているところ、当該基準の内容や策定過程については、お尋ねの「参照した出身国情報等」を含め、これらを明らかにすることにより、難民認定等に係る審査の事務に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二の2の(2)について

御指摘の「同通知」において「B案件への振分け及び在留制限の実施に当たっては・・出身国情報を始めとした申請者の本国における一般的事情や申請者の個別的事情などといった事情を総合的に考慮し判断する必要があります」としているとおり、お尋ねのように「申請者の個別事情を考慮することなく「国籍国の保護を受け得る状態にあることが明白な」案件に指定することは行っていない。

二の3について

お尋ねについては、「難民認定等事務取扱要領」において、「面接による事情聴取を要しない案件として、①A案件のうち、申請書等の提出資料から難民該当性又は補完的保護対象者該当性があることを判断できる案件（中略）が挙げられる」としているとおりである。

三の1について

前段のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについて、出入国在留管理庁としては、ゼロプランにおいて「二千二十六年中に新規受理した申請の六か月以内（平均）の処理を目指す」としていることを踏まえ、令和八年になされた難民認定申請について、お尋ねの「平均の処理期間」を把握することとしており、必ずしも、御指摘のように「ゼロプランの評価に支障を来す」とは考えていない。

三の2の(1)及び(3)について

令和七年末時点において未処理の難民認定申請のうち、お尋ねの「案件振り分けの導入前」である平成二十七年九月以前に受理したものは零件（速報値）である。

また、令和七年末時点において未処理の難民認定申請のうち、平成二十七年から令和七年までの各年に受理したものは、平成二十七年が零件、平成二十八年が六件、平成二十九年が二十四件、平成三十年が五十六件、平成三十一年及び令和元年が百八十二件、令和二年が九十九件、令和三年が百六十一件、令和四年が四百四件、令和五年が二千百二十七件、令和六年が五千四百三十件、令和七年が七千四百八十件（いずれも速報値）である。

三の２の(2)及び(4)から(8)までについて
　お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難であるが、出入国在留管理庁としては、ゼロプランにおいて、「二千二十六年中に新規受理した申請の六か月以内(平均)の処理を目指す」等、難民認定申請に対する「平均処理期間」に係る目標を掲げていることを踏まえ、「難民認定申請の平均処理期間」を把握することとしており、お尋ねのような「審査請求」に係る「統計をとっていない場合」に「ゼロプランの評価に支障を来す」とは考えていない。
三の３について
　令和八年四月一日現在の難民調査官に指定されている者の数は三百四十四人であり、その内訳は札幌出入国在留管理局が三十三人、仙台出入国在留管理局が十八人、東京出入国在留管理局が百五十二人、名古屋出入国在留管理局が二十三人、大阪出入国在留管理局が三十一人、広島出入国在留管理局が三十五人、高松出入国在留管理局が十人、福岡出入国在留管理局が四十二人である。
三の４について
　令和八年四月一日現在の出入国在留管理庁におけるお尋ねの「出身国情報の収集等に専従する職員の数」は十二人である。
四の１の(1)及び(2)について
　令和七年に難民と認定した者(審査請求(入管法第六十一条の二の十二第一項の審査請求をいう。以下同じ。)手続において認定した者を含む。以下同じ。)百八十七人のうち、二回目の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は二人(速報値)、三回目の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は二人(速報値)であり、退去強制令書発付後に難民と認定したものの数は三人(速報値)である。
四の１の(3)及び(4)について
　お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。
四の１の(5)について
　令和七年に難民と認定した者百八十七人のうち、お尋ねの「四類型別の内訳」は、把握している限りにおいて、Ａ案件が百六十三人、Ｂ案件が零人、Ｃ案件が二人、Ｄ案件が十二人(いずれも速報値)である。ただし、三の２の(1)及び(3)についてで述べた「案件振り分けの導入前」に難民認定申請をした者及び導入当初に難民認定申請をした者であって統計をとっていないため振り分け状況を把握していないものが十人いる。
四の２の(1)及び(2)について
　令和七年に難民と認定しなかったものの、補完的保護対象者と認定した者(審査請求手続において認定した者を含む。以下同じ。)八十三人のうち、二回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、補完的保護対象者と認定したものの数は十四人(速報値)、三回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、補完的保護対象者と認定したものの数は四人(速報値)であり、退去強制令書発付後に、難民と認定しなかったものの、補完的保護対象者と認定したものの数は三人(速報値)である。
四の２の(3)について
　令和七年に難民と認定しなかったものの、補完的保護対象者と認定した者八十三人のうち、お尋ねの「四類型別の内訳」は、把握している限りにおいて、Ａ案件が四十四人、Ｂ案件が零人、Ｃ案件が十三人、Ｄ案件が二十人(いずれも速報値)である。ただし、三の２の(1)及び(3)についてで述べた「案件振り分けの導入前」に難民認定申請をした者及び導入当初に難民認定申請をした者であって統計をとっていないため振り分け状況を把握していないものが六人いる。
四の３の(1)及び(2)について
　令和七年に御指摘の「難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた者」(審査請求で「理由なし」とされたものの人道上の配慮を理由に在留を認めた者を含む。以下「当該者」という。)五百二十二人のうち、二回目の難民認定申請に対する当該者の数は五十三人(速報値)、三回目の難民認定申請に対する当該者の数は十四人(速報値)、四回目の難民認定申請に対する当該者の数は五人(速報値)であり、退去強制令書発付後に在留を特別に許可したものの数は二十五人(速報値)である。
四の３の(3)について
　令和七年の当該者五百二十二人のうち、お尋ねの「四類型別の内訳」は、把握している限りにおいて、Ａ案件が百八十二人、Ｂ案件が一人、Ｃ案件が六十三人、Ｄ案件が二百五十八人(いずれも速報値)である。ただし、三の２の(1)及び(3)についてで述べた「案件振り分けの導入前」に難民認定申請をした者及び導入当初に難民認定申請をした者であって統計をとっていないため振り分け状況を把握していないものが十八人いる。
四の３の(4)について
　令和七年に審査請求で「理由なし」とされたものの人道上の配慮を理由に在留を認めた者三人の国籍別の内訳は、スーダンが二人、アフガニスタンが一人である。
四の４の(1)について
　お尋ねの「当該「特定活動」で在留する者」であっても、人道上の配慮を必要とする特別な事情がある場合には、「定住者」の在留資格への変更を許可することもあり得るが、具体的にどのような場合に許可するか否かについては、個別具体的な事情により判断すべきものであるため、一概にお答えすることは困難である。
四の４の(2)について
　御指摘の「本国情勢等を理由に人道配慮による在留許可」を受けた「四百九十三人」のうち、「当該「特定活動」が付与された者」は二百四人であり、国籍別の内訳は、ミャンマーが百九十五人、アフガニスタンが七人、ロシアが二人(いずれも速報値)である。
五の１について
　審査請求に係る口頭意見陳述(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述をいう。以下同じ。)及び質問(同法第三十六条に規定する質問をいう。)の期日が開かれなかった三千四十人のうち、口頭意見陳述を申し立てた人数の合計は、千三百十三人である。
五の２について
　お尋ねの「常設班」の数は、令和八年四月一日時点で、東京出入国在留管理局に二十七班、名古屋出入国在留管理局に五班、大阪出入国在留管理局に七班である。
五の３について
　令和八年四月一日時点で、お尋ねの「常設班」を構成しなかった難民審査参与員は二十四人いるが、その理由については、難民審査参与員の班の構成について、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第

五十八条の九第一項の規定に基づき異なる専門分野の難民審査参与員によって班が構成されるよう配慮されているほか、諸般の事情を勘案して個別具体的に判断されていることから、一概にお答えすることは困難である。

六について

出入国在留管理庁において把握しているところでは、難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、令和七年に提起された件数は三十八件、同年に終局裁判がなされた件数は第一審、控訴審及び上告審の合計で三十七件である。

また、難民不認定処分取消請求訴訟、難民不認定処分無効確認請求訴訟又は難民認定義務付け訴訟のうち、同年において国の敗訴が確定した事案については、その確定後、難民の認定が行われた。

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日

石橋　通宏

参議院議長　関口　昌一殿

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書

一　空港等での庇護申請関係の統計について

政府は二〇一五年九月から「難民の迅速かつ確実な庇護」を推進するための難民認定制度の運用の見直しを行っている。空港は難民保護の正に最前線であり、上陸審査時に難民認定申請を希望した者に適切に対処できているかどうかは、「難民を迅速に庇護」できているか否かを示す、重要な指標である。

1　「令和七年における難民認定者数等について」によれば、政府は二〇二五年にミャンマー出身者十五人に対して一時庇護上陸不許可の決定を行っている。政府は、ミャンマー等の出身者について、本国における情勢不安を理由に本邦への在留を希望する者に在留資格「特定活動」での在留を認める措置（以下「緊急避難措置」という。）を行っている。一方、空港において、緊急避難措置の対象国の者に上陸を認めず退去を促しているならば、矛盾した対応であり誠に遺憾である。緊急避難措置の対象国の出身者において一時庇護上陸を認めない場合、一般的にどのような事情が考えられるか、政府の見解を示されたい。

2　二〇二五年の我が国の空港支局等（成田・羽田・中部・関西空港支局及び福岡空港出張所）における難民認定申請件数を申請が行われた空港支局等ごとに示されたい。

3　「令和七年における難民認定者数等について」によれば、二〇二五年に仮滞在を許可した者は七十三人、仮滞在の許否を判断した人数は千三百七十九人である。そのうち、仮滞在が許可された人数及び許可されなかった人数を空港支局等ごとに示されたい。

4　二〇二五年に避難を目的とする短期滞在の在留資格による上陸を許可した者はいるか示されたい。いる場合、当該人数を国籍別に示されたい。

5　二〇二五年の出国待機施設の利用状況について、①定員、②年間の使用者数、③平均及び最長滞在日数、④施設内での傷病発生件数を空港支局別に示されたい。

二　難民認定申請者の収容について

1　二〇二五年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数、そのうち、難民認定申請中、審査請求中及び難民不認定処分の取消しを求める訴訟係属中の者の数をそれぞれ明らかにされたい。

2　二〇二五年の被収容者の自殺件数、自傷行為（自殺未遂含む）の件数、精神科医の利用実績、庁外診療数及び救急搬送件数を収容施設別に示されたい。統計がない場合、収容施設における医療体制の充実を図ることが困難であると考えるが、集計が困難な理由について、政府の見解を示されたい。

3　二〇二五年における仮放免の申請、許可及び不許可件数について、収容施設別に示されたい。

三　保護費の支給状況について

1　二〇二五年度（全期間の統計がとれていない場合はとれている期間。以下三の7まで同じ。）について、保護費を申請した者の数及び保護費を受給していた者の数をそれぞれ明らかにされたい。

2　二〇二五年度に保護費を受給していた者について、家族構成、性別、在留資格及び難民申請回数別の内訳を示されたい。

3　二〇二五年度に保護費を受給していた者の申請から受給決定までの平均待機期間及び平均受給期間をそれぞれ示されたい。

4　二〇二五年度に保護費を申請したが受給できなかった者の数、国籍の内訳及び申請から結果が出るまでの平均待機期間を明示されたい。

5　二〇二五年度の難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「ＥＳＦＲＡ」という。）の利用者数を性別及び国籍別に示されたい。また、保護費の申請からＥＳＦＲＡの利用開始までの平均日数、最短日数及び最長日数をそれぞれ示されたい。

6　二〇二五年度末及び現時点における、ＥＳＦＲＡの利用者数及び家族構成をそれぞれ示されたい。

7　二〇二五年度について、①保護費、②生活費、③住居費、④医療費のそれぞれの支給額を示されたい。また、二〇二五年度のＥＳＦＲＡの予算額及び執行額をそれぞれ示されたい。

8　保護費の申請から受給決定までの待機期間の短縮を図ることを目的として二〇二五年度中に政府及び委託先において行われた取組があるか示されたい。ある場合、当該取組の詳細を示されたい。

四　難民認定制度の在り方について

1　法務省は、二〇一五年九月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」の５の（1）において、いわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関して「難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組み」を構築するとしている。

この「仕組み」に関して、私が提出した「我が国における難民認定の状況に関する質問主意書」（第二百十三回国会質問第一八四号）に対する答弁（内閣参質二一三第一八四号）の「五の1について」において、政府は「手引の内容に関する提言を行う取組を開始し、御指

摘の「仕組み」を構築した」と答弁している。当該「仕組み」について、現時点までの運用状況を示されたい。また、難民審査参与員に、当該「仕組み」について説明を行ったことはあるか示されたい。

2　二〇二一年七月に行われた出入国在留管理庁とＵＮＨＣＲとの協力覚書の交換において、「難民調査官の調査の在り方について、ＵＮＨＣＲとケース・スタディを実施」するとされている。二〇二五年六月から現時点までのケース・スタディの実施件数及び今後の予定を示されたい。また、同ケース・スタディの結果、地方官署に対して発出した文書を示されたい。

五　二〇二三年改正入管法の運用状況について

1　二〇二五年の三回目以降の難民認定申請者二百九十六人のうち、申請日時点で十八歳未満の者の数を示されたい。

2　二〇二六年三月に公表された「令和七年における入管法違反事件について」によれば、二〇二五年に五十九人が送還停止効の例外となり、送還されている。この五十九人のうち、難民認定申請時に十八歳未満であった者の数を示されたい。

3　二〇二五年に出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十二条第十二項の規定により旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為として法務省令で定める行為をすべきことを命じられた者の数を示されたい。

4　二〇二五年に出入国管理及び難民認定法第五十五条の二第一項の規定により退去を命じられた者の数を示されたい。

5　「令和七年における入管法違反事件」によれば、退去強制令書発付前の者について、二〇二五年に二千百三件の監理措置が決定されている。二〇二五年中に、収容令書により収容された者の数を示されたい。

6　「令和七年における入管法違反事件」によれば、退去強制令書発付後の者について、二〇二五年に千六百八十件の監理措置が決定されている。二〇二五年中に、退去強制令書により収容された者の数を示されたい。

六　条約難民に対する定住支援プログラムについて

二〇二五年度（全期間の統計がとれていない場合はとれている期間）における、条約難民に対する定住支援プログラムの実施状況について、以下明らかにされたい。

1　定住支援プログラムの受講者数。

2　①生活援助費、②医療費、③定住手当のそれぞれの予算額及び執行額。

3　条約難民宿泊施設の予算額及び執行額。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書

一の1について

一時庇護上陸（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十八条の二第一項の一時庇護のための上陸をいう。以下同じ。）の許否については、個別の事案に応じて判断すべきものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、例えば、難民又は補完的保護対象者に該当する可能性がないことが明白な場合等には、お尋ねの「緊急避難措置の対象国の出身者」を含め、一時庇護上陸を許可しないものと考えている。

一の2について

令和七年に、地方出入国在留管理局の各空港支局及び福岡出入国在留管理局福岡空港出張所（以下「福岡空港出張所」という。）において、難民認定申請（入管法第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。）を行った者の数は、東京出入国在留管理局成田空港支局（以下「成田空港支局」という。）については二十九人、東京出入国在留管理局羽田空港支局（以下「羽田空港支局」という。）については三人、名古屋出入国在留管理局中部空港支局（以下「中部空港支局」という。）については零人、大阪出入国在留管理局関西空港支局（以下「関西空港支局」という。）については三十二人、福岡空港出張所については零人である。

一の3について

令和七年に入管法第六十一条の二の四第一項の仮滞在の許否の判断をした者のうち、成田空港支局におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」は零人、「許可されなかった人数」は二十一人であり、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」及び「許可されなかった人数」は、いずれも零人であるが、福岡空港出張所におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」及び「許可されなかった人数」については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の4について

令和七年にウクライナからの避難を目的として「短期滞在」の在留資格により上陸の許可を受けた者の数は百十六人である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の5について

出国待機施設（入管法第五十五条の十四第一項に規定する出国待機施設をいう。）のうち、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十二条の二第一項第一号に掲げるものについて、令和七年における成田空港支局、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局の別の①同年末時点の定員、②年間の使用者数、③使用者の平均滞在日数は、それぞれ次のとおりである。

成田空港支局　①四十九人　②三千四百五十人　③二・二二日

羽田空港支局　①三十八人　②千三百二十四人　③一・八六日

中部空港支局　①十六人　②五百十六人　③一・九八日

関西空港支局　①五十五人　②千五十人　③四・四五日

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二の1について

令和七年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数は五百七十人であり、このうち、難民認定申請中のものの数は四

十一人、審査請求（入管法第六十一条の二の十二第一項の審査請求をいう。）中のものの数は百三十一人（いずれも速報値）であるが、難民不認定処分取消請求訴訟係属中のものの数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二の2について

令和七年における被収容者の自殺件数は、零件である。

同年における被収容者の庁外診療数（速報値）は、入国者収容所東日本入国管理センターが百十六件、入国者収容所大村入国管理センターが四十四件、札幌出入国在留管理局が六件、仙台出入国在留管理局が九件、東京出入国在留管理局が千三百五十五件、成田空港支局が五十五件、羽田空港支局が十件、東京出入国在留管理局横浜支局が八十一件、名古屋出入国在留管理局が九十件、大阪出入国在留管理局が九十件、関西空港支局が三件、広島出入国在留管理局が十三件、福岡出入国在留管理局が十七件、福岡出入国在留管理局那覇支局が四件である。

同年における被収容者の自傷行為（自殺未遂を含む。）の件数、精神科医の利用実績及び救急搬送件数は、いずれも集計に当たって被収容者の処遇を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、通常の業務において集計していないものであり、お答えすることは困難である。

二の3について

令和七年における①仮放免請求件数、②請求に基づく仮放免許可件数、③職権による仮放免許可件数、④仮放免不許可件数は、それぞれ次のとおり（いずれも速報値）である。

入国者収容所東日本入国管理センター　①二十二件　②四件　③二件　④十九件

入国者収容所大村入国管理センター　①三件　②一件　③三件　④三件

札幌出入国在留管理局　①零件　②零件

③零件　④零件

仙台出入国在留管理局　①零件　②零件

③零件　④零件

東京出入国在留管理局　①三十件　②十件

③二百三件　④五件

成田空港支局　①零件　②零件　③零件

④零件

羽田空港支局　①零件　②零件　③三十二件　④零件

東京出入国在留管理局横浜支局　①零件

②零件　③三件　④零件

名古屋出入国在留管理局　①一件　②零件

③十九件　④二件

中部空港支局　①零件　②零件　③零件

④零件

大阪出入国在留管理局　①十三件　②二件

③五件　④九件

関西空港支局　①零件　②零件　③二件

④零件

大阪出入国在留管理局神戸支局　①零件

②零件　③零件　④零件

広島出入国在留管理局　①零件　②零件

③零件　④零件

高松出入国在留管理局　①零件　②零件

③零件　④零件

福岡出入国在留管理局　①零件　②零件

③零件　④零件

福岡出入国在留管理局那覇支局　①零件

②零件　③零件　④零件

三の1について

令和七年度において、難民認定申請をしている者のうち生活に困窮するものに対する支援としてする保護費の支給（以下「難民認定申請者保護措置」という。）の申請をした者の数は、八百七人であり、難民認定申請者保護措置を受けた者の数は、五百十八人である。

三の2について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

三の3について

出入国在留管理庁においては、難民認定申請者保護事業等の実施を公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「委託先」という。）に委託しているところ、令和七年度において、委託先が難民認定申請者保護措置の申請を受け付けてから難民認定申請者保護措置の開始の決定をするまでの期間又は難民認定申請者保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を同庁から受けるまでの期間の平均は、約五十日である。また、同年度において、難民認定申請者保護措置を受けた者の平均受給期間は、約十二箇月である。

三の4について

令和七年度において、難民認定申請者保護措置の申請をしたものの難民認定申請者保護措置の開始が不適当と判断された者の数は、三百二十九人であり、その国籍は、アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、エジプト、ガーナ、カメルーン、ギニア、ギリシャ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、シエラレオネ、スリランカ、セネガル、タイ、タジキスタン、タンザニア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、バングラデシュ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、レバノン、ロシア、英国、大韓民国、中国、米国及び南アフリカ共和国である。また、同年度において、委託先が当該申請を受け付けてから難民認定申請者保護措置の開始が不適当と判断するまでの期間又は難民認定申請者保護措置の開始が不適当である旨の結果通知を出入国在留管理庁から受けるまでの期間の平均は、約七十五日である。

三の5について

令和七年度において、難民認定申請者保護措置の対象者のうち直ちに住居を確保する必要があるものに対する支援として提供している難民認定申請者緊急宿泊施設を利用した者の数は、二十六人であり、その男女別の内訳は、男性が十三人、女性が十三人であり、国籍別の内訳は、コンゴ民主共和国が六人、シリアが六人、コンゴ共和国が五人、アルジェリアが四人、アンゴラが一人、ガボンが一人、カメルーンが一人、マレーシアが一人、ミャンマーが一人である。また、難民認定申請者保護措置の申請から難民認定申請者緊急宿泊施設の利用開始までの平均日数は約二日、最短日数は零日、最長日数は二十五日である。

三の6について

お尋ねの「利用者数」については、令和八年六月二十八日時点において二十人である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

三の7について

出入国在留管理庁においては、難民認定申請者に対する保護事業に加え、補完的保護対象者

認定申請者（入管法第六十一条の二第二項の補完的保護対象者の認定の申請をした者をいう。以下同じ。）に対する保護事業を実施しているところ、お尋ねの令和七年度の「保護費」、「生活費」、「住居費」及び「医療費」の支給額について、難民認定申請者の保護に係るものと補完的保護対象者認定申請者の保護に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ、「保護費」が約二億二千六百万円、「生活費」が約一億七千百万円、「住居費」が約四千六百万円、「医療費」が約九百万円である。また、同年度の緊急宿泊施設の「予算額」及び「執行額」についても、難民認定申請者の保護に係るものと補完的保護対象者認定申請者の保護に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ、約五千万円及び約三千万円である。

三の8について

お尋ねについては、従前から、委託先において、難民認定申請者保護措置の申請をする者に記載させる事項、当該者に対し面接において聴取する事項及び外務省又は出入国在留管理庁に提出する調査報告書に記載する事項を、それぞれ簡素化する取組に加え、申請者において対面での面接の実施が困難な事情がある場合には、当該申請者の状況等に鑑み、オンラインで面接を行う取組を実施しており、令和七年度においては、当該取組を継続したほか、難民認定申請者保護措置の開始に係る判断基準の明確化、委託先における難民認定申請者保護措置の開始の許否の審査を実施する職員の増員等の取組を実施した。

四の1について

前段のお尋ねについては、「仕組み」を構築して以降、現時点までに難民審査参与員からの「提言」は行われていない。

後段のお尋ねについては、出入国在留管理庁において、御指摘の「仕組み」を構築した令和六年二月に、難民審査参与員に対し、当該「仕組み」の内容等を記載した文書を送付した。

四の2について

前段のお尋ねについては、先の答弁書（令和七年六月二十四日内閣参質二一七第一九一号）の閣議決定以降これまでに、国連難民高等弁務官事務所に対し、ケース・スタディの対象として四件の事案に関する資料を送付した。現在、同事務所と調整しながら、新たな事案を対象として、ケース・スタディを実施している。

後段のお尋ねについては、当該ケース・スタディの結果、地方出入国在留管理局等に対して「難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディを踏まえた、申請者から効率的に供述録取を行う上での留意事項等について」（令和七年十二月二十五日付け出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課難民認定室長事務連絡）を発出した。

五の1について

お尋ねの「二〇二五年の三回目以降の難民認定申請者」のうち、難民認定申請時に十八歳未満であったものの数は四十二人（速報値）である。

五の2、5及び6について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

五の3について

お尋ねの「二〇二五年に・・・法務省令で定める行為をすべきことを命じられた者」の数は零人である。

五の4について

お尋ねの「二〇二五年に・・・退去を命じられた者」の数は零人である。

六の1について

令和七年度における条約難民（難民の地位に関する条約（昭和五十六年条約第二十一号）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書（昭和五十七年条約第一号）第一条の規定により難民の地位に関する条約の適用を受ける者をいう。以下同じ。）に係るお尋ねの「定住支援プログラムの受講者数」は、四十六人である。

六の2について

出入国在留管理庁においては、条約難民への御指摘の「定住支援プログラム」の提供に加え、補完的保護対象者の認定を受けた者への「定住支援プログラム」の提供を行っているところ、お尋ねの「生活援助費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが「生活費」を意味するのであれば、令和七年度における「定住支援プログラム」の受講者に対する①「生活費」、②「医療費」、③「定住手当」の「予算額及び執行額」については、条約難民に係るものと補完的保護対象者の認定を受けた者に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ次のとおりである。

令和七年度予算額　①約一億七百万円　②約二百万円　③約三千九百万円

令和七年度執行額　①約七千八百万円　②約三百万円　③約二千六百万円

六の3について

お尋ねの令和七年度における宿泊施設の予算額及び執行額については、条約難民に係るものと補完的保護対象者の認定を受けた者に係るものを個別にお示しすることは困難であるものの、その合計額は、それぞれ次のとおりである。

令和七年度予算額　約千九百万円

令和七年度執行額　約二千百万円

六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日

福島みずほ

参議院議長　関口　昌一　殿

六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問主意書

二〇〇五年五月十六日の青森県議会議員全員協議会（以下「協議会」という。）において、後藤収原子力委員会事務局企画官（当時）は、中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策について、「六ヶ所再処理工場の運転実績（略）を踏まえて二〇一〇年ごろから検討を開始する、この検討は、（略）六ヶ所再処理工場の操業終了に十分間に合う時期までに結論を得る」と答弁した。また、第二再処理工場については「その処理に必要な施設として今後検討される」と答弁した。

しかし、六ヶ所再処理工場はまだ竣工していない。協議会における答弁と矛盾するが、このような事態に至った理由を示されたい。また、過去の答弁と矛盾する原子力政策は、国民の信頼を失い、理解、協力が得られないと考えるが、政府の認識と今後の対応を示されたい。

二　協議会において、東京電力株式会社（社名変更後の「東京電力ホールディングス株式会社」を

含め、以下「東京電力」という。）の勝俣恒久代表取締役社長（当時）は、東京電力及び日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）が事業者としての責任を持って五十年後の搬出を約束する旨答弁した。また、「国の基本方針として全量再処理の方針というものは確たるものとして進むものとして事業者として受けとめている」と答弁した。政府として全量再処理の基本方針は現在も変更ないか示されたい。また、全量再処理に係るスケジュールを示されたい。

三　協議会において、後藤企画官（当時）は、「利用可能になる再処理能力（略）を超えて発生する」使用済燃料は中間貯蔵すると答弁した。一九九九年六月に資源エネルギー庁が一般財団法人日本原子力文化財団に委託して作成した「使用済燃料の中間貯蔵」に関する広報資料によれば、「わが国の一年間の使用済燃料の発生量は、約九百トンで、二〇一〇年頃には約千四百トンになる見通しで、再処理するまでの間、中間貯蔵施設が必要で、二〇一〇年頃には約七千七百トン規模の中間貯蔵施設が必要」とされた。

1　東京電力が二〇〇五年一月に公表した「リサイクル燃料備蓄センター」の概要」には、前記広報資料の一部が引用されている。同概要資料によれば、原発からの使用済燃料の年間発生量は、東京電力が五百トン程度、日本原電が百トン程度、そのうち六ヶ所再処理工場への搬出は、東京電力が三百トン程度、日本原電が五十トン程度である。それぞれの差分である二百トン程度、五十トン程度をリサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵想定量としたと説明している。同想定量は政府の考え方に基づくものと理解してよいか示されたい。

2　二〇二四年十二月時点における国内に貯蔵されている使用済燃料は約一・七万トンであり、既に国内の貯蔵管理容量の約七十七％を占めている。その最大の要因は、六ヶ所再処理工場の竣工が遅れていることにあると考える。再処理能力がない状況下において、再処理能力を超えて発生する使用済燃料を中間貯蔵するとした前記三の答弁は成り立たないと考えるが、政府の認識を示されたい。

3　前記広報資料及び前記概要資料は、二〇一一年三月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以前にまとめられたものである。そのため、事故後の原発の運転状況を反映しておらず、中間貯蔵については抜本的な見直しが必要と考えるが、政府の認識と対応を示されたい。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗　殿

参議院議長　関口　昌一

参議院議員福島みずほ君提出六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、日本原燃株式会社が、同社が運営する六ヶ所再処理工場について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえて制定した、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）等の基準に係る適合性審査に対応する必要性が生じ、現在もその対応を行っていることから、竣工に至っていないためであると承知している。なお、御指摘の「第二再処理工場」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、六ヶ所再処理工場に続く再処理工場の在り方については、政府としては、六ヶ所再処理工場の稼働状況、全国の原子力発電所の稼働状況及びその見通し、これらを踏まえた核燃料の需要量及び使用済燃料の発生量等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する方針である。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「過去の答弁と矛盾する原子力政策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、「エネルギー基本計画」（令和七年二月十八日閣議決定）に記載したとおり、原子力政策について、「国が前面に立ち、原子力立地地域のみならず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地も含め、幅広い層を対象として理解醸成に向けた取組を強化していく」方針である。

二について

お尋ねの「全量再処理の基本方針」及び「全量再処理に係るスケジュール」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、使用済燃料の再処理について、政府としては、「エネルギー基本計画」に記載したとおり、一貫して「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としている。また、使用済燃料再処理・廃炉推進機構が、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第五十四条第一項の規定に基づき、使用済燃料の再処理等の実施に関する中期的な計画を作成し、使用済燃料の「再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量」を公表している。

三の1について

御指摘の「東京電力が二〇〇五年一月に公表した「リサイクル燃料備蓄センター」の概要」」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、東京電力株式会社（当時）が作成した資料の具体的な内容については、政府としてお答えする立場にない。

三の2について

お尋ねの「再処理能力がない状況下」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。その上で、政府としては、「エネルギー基本計画」において、「六ヶ所再処理工場・・・の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題であり、同工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組む」こととしている。

三の3について

お尋ねの「中間貯蔵」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「事故以前」から、原子力政策において御指摘の「中間貯蔵施設」は重要であるとの認識に変わりはなく、「エネルギー基本計画」においても、「安定的かつ継続的に原子力発電を利用する上で、使用済燃料について、再処理するまでの間、貯蔵する能力の拡大が重要である。・・・中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建

設・活用を促進する」との方針を示しているところ、当該方針の見直しが必要であるとは考えていない。

むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日　　福島みずほ

参議院議長　関口　昌一　殿

むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問主意書

一　二〇二五年七月に東京電力ホールディングス株式会社（社名変更前の「東京電力株式会社」を含め、以下「東京電力」という。）等が公表した「リサイクル燃料貯蔵（株）（ＲＦＳ）に関する中長期搬入・搬出計画」（以下「中長期計画」という。）によれば、使用済燃料について、二〇五〇年代前半までに青森県むつ市のリサイクル燃料備蓄センター（以下「むつ中間貯蔵施設」という。）への搬入が完了し、二〇九〇年代初頭までに六ヶ所再処理工場への搬出が完了することとされている。しかし、その根拠が示されていないため、国民の不安や疑問は多い。

1　二〇二五年九月時点での東京電力の発電用原子炉は、運転年数三十年以上が五基、三十年未満が二基である。また、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）には三十八年、四十六年のものが一基ずつある。運転可能年数を六十年とする場合、四十年後に運転可能なものは存在せず、三十年後に運転しているものは、東京電力の二基のみである。しかし、六ヶ所再処理工場への搬出は、二〇六四年頃から二〇七四年頃までと二〇八〇年代中頃から二〇九〇年代初頭までの予定とされている。両社の稼働している原発が存在しない時期に再処理するとの中長期計画は実現不可能である。中間貯蔵を進めている政府として、このような計画を看過すべきでない。中長期計画が将来の廃炉、老朽化等を踏まえた実現可能なものとなるよう、東京電力及び日本原電に見直しを求めるべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

2　二〇二六年二月時点でのプルトニウム保有量は、東京電力が約十三・五トン、日本原電が約五トンである。使用済燃料の貯蔵量は、東京電力が七千四十トン、日本原電が千百八十トンである。これを再処理する場合、プルトニウム保有量は、東京電力が約五十八トン、日本原電が約九・七トン増え、東京電力が約七十一・五トン、日本原電が約十四・七トンとなる。

　また、プルトニウム年間利用目安量は、東京電力のプルトニウム利用計画（二〇一〇年三月時点）によれば、三基から四基の原発で約〇・九トンから一・六トンである。日本原電のプルトニウム利用計画（二〇二六年二月時点）によれば、二基の原発で約〇・八トンである。全てのプルトニウムの利用には、保有量を年間利用目安量で除した場合、最短で東京電力は約四十四年、日本原電は約十八年必要となる。しかし、むつ中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に搬出が開始される二〇六四年以降、原発の廃炉と老朽化により、両社に稼働している原発は存在せず、再処理する必要がない。

　実現不可能な中長期計画は、プルトニウムの余剰を招き、むつ中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に搬入された場合でも、再処理されずに長期貯蔵されるか、むつ中間貯蔵施設から搬出されずに長期貯蔵される可能性が高い。したがって、中間貯蔵を進めている政府として、両社に使用済燃料貯蔵量と今後の発生見込量及び再処理・プルトニウム利用に係る計画の策定を求めるべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

3　原発の廃炉及び老朽化によるプルトニウム余剰は、東京電力及び日本原電だけでなく全国の原発の課題である。政府として二〇九〇年代以降も全量再処理政策を進める場合、全国の原発の将来にわたる稼働計画、使用済燃料の貯蔵、発生見込量及び再処理・プルサーマル計画等を政府として取りまとめ、公表する必要があると考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

4　二〇〇五年五月十六日の青森県議会議員全員協議会（以下「協議会」という。）において、勝俣恒久東京電力代表取締役社長（当時）は、貯蔵を五十年間とするに当たっては、「二十一世紀半ばごろのエネルギーの状況に応じた対応を考慮して設定した」、「百年というと（略）難しい問題もいろいろ出てくる」、「国の基本方針として全量再処理の方針というものは確たるものとして進むものとして事業者として受けとめている」と答弁した。中間貯蔵施設からの搬出完了予定は、現在から約七十年後の二〇九〇年代初頭である。勝俣社長（当時）の答弁にある「難しい問題もいろいろ出てくる」百年になる。

　原発の廃止と老朽化を抱え、全量再処理に一事業者だけで対応するのは困難と思料する。政府として全量再処理の方針を見直す必要があると考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

5　中長期計画の前提は、六ヶ所再処理工場が二〇二六年度末に竣工し、二〇九〇年代初頭以降も年間八百トンを安定的に再処理することにある。しかし、同工場には、経年劣化やプルトニウム等の放射性物質汚染により人間が直接アクセスできない、いわゆるレッドセル施設や設備も多く、同工場の長期的安全性・安定性の確保に不安や疑問は多い。同工場の長期的安全性・安定性確保のための政府の対応を示されたい。

二　協議会において、勝俣社長（当時）は、むつ中間貯蔵施設で貯蔵する使用済燃料について、東京電力と日本原電の「二社の原子力発電所で発生する」もののみとする予定であり、全国の使用済燃料を貯蔵することはない旨答弁した。しかし、二〇二〇年十二月には、電気事業連合会が、むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討を表明した。また、二〇二五年十二月には、東京電力及び日本原電が、「事業者間連携」との名目で、二社以外の使用済燃料の搬入を検討すると説明した。これは、協議会における答弁と矛盾し、青森県及びむつ市からの信頼が失われたと考えるが、政府の認識を示されたい。あわせて、協議会における答弁は政府も認識していることから、政府として二社以外の利用を容認しないことを明言すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「リサイクル燃料貯蔵（株）（ＲＦＳ）に関する中長期搬入・搬出計画」の内容の見直しの必要性については、同計画を作成した東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）及びリサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「リサイクル燃料貯蔵」という。）において判断すべきものであると考えており、政府としてお答えする立場にない。

一の2及び3について

御指摘の「全量再処理政策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、東京電力及び日本原電を含めた実用発電用原子炉を保有する十一社の電気事業者（以下「電気事業者」という。）が保有する又は今後発生させる使用済燃料の取扱い及び実用発電用原子炉の運用の在り方については、電気事業者において判断すべきものであるため、お尋ねの「使用済燃料貯蔵量と今後の発生見込量及び再処理・プルトニウム利用に係る計画」及び「全国の原発の将来にわたる稼働計画、使用済燃料の貯蔵、発生見込量及び再処理・プルサーマル計画等」の策定の必要性についても、電気事業者において判断すべきものと考えている。なお、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）が六ヶ所再処理工場において再処理を行う、東京電力及び日本原電の使用済燃料を含めた使用済燃料の量については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第五十四条第一項の規定に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構が「使用済燃料再処理等実施中期計画」を、東京電力及び日本原電を含む電気事業者が保有するプルトニウムの利用量については、電気事業連合会が「プルトニウム利用計画」をそれぞれ作成していると承知している。

一の4について

御指摘の「全量再処理の方針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、使用済燃料の再処理について、政府としては、「エネルギー基本計画」（令和七年二月十八日閣議決定）に記載したとおり、一貫して「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としている。

一の5について

政府としては、「エネルギー基本計画」に記載したとおり、日本原燃が運営する六ヶ所再処理工場について、「安全性を確保した安定的な長期利用を行うため、メンテナンス技術の高度化、サプライチェーン・技術の維持など、中長期での取組が必要な項目について、官民で対応を進める」方針である。

二について

前段のお尋ねについて、御指摘の「むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討を表明した」については、御指摘の「電気事業連合会」が自らの見解を表明したものであり、東京電力の「勝俣社長（当時）」によるお尋ねの「協議会における答弁」と「矛盾し」ているか否かについて、政府としてお答えすることは困難である。また、御指摘の「二〇二五年十二月には、東京電力及び日本原電が、「事業者間連携」との名目で、二社以外の使用済燃料の搬入を検討すると説明した」については、これにより、お尋ねのように「信頼が失われた」との認識が青森県及びむつ市から示されたとは承知していない。

後段のお尋ねについては、政府としては、御指摘の「むつ中間貯蔵施設」の運用の在り方は、東京電力、日本原電及びリサイクル燃料貯蔵において判断すべきものと考えている。

高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日　　福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問主意書

一　田中眞紀子科学技術庁長官（当時）が北村正哉青森県知事（当時）に提出した「高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について」（一九九四年十一月十九日六原第一四八号）において、政府は、「青森県六ヶ所村で建設が進められている返還高レベル放射性廃棄物ガラス固化体に関する廃棄物管理施設（略）において（略）貯蔵管理されるガラス固化体については、管理期間は三十年間から五十年間とされ、管理期間終了時点では、電気事業者が最終的な処分に向けて搬出する」と回答した。現在の政府の認識も同回答のとおりか示されたい。

二　「高レベル放射性廃棄物の二〇四五年四月二十五日搬出期限の約束を守らせるヒアリング集会」が二〇二六年五月二十七日に開催された。同集会では、「搬出について、国は誰に何を指導しているのか。また、指導を受けている機関団体に処分場開始時期の責任があるのか」との質問に対し、経済産業省担当職員が「責任は国とＮＵＭＯにある」と回答した。政府の認識は同回答のとおりか示されたい。また、責任を果たすための政府の対応を示されたい。

三　二〇四五年四月二十五日までに最終処分場（以下「処分場」という。）が開始されなければ、事業者は搬出できない。この場合の責任は政府にあるか示されたい。また、責任を果たすための政府の対応を示されたい。

四　処分場の開始時期の遅れにより、六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターからの搬出期限が守られないことはあってはならない。事業者が約束を守るための条件と環境を整備する責任を政府が果たすべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

五　二〇四五年四月二十五日までに処分場の開始が不可能な場合、処分場以外への搬出について政府が事業者と協議・検討すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

六　高市早苗内閣総理大臣は二〇二六年二月二十五日の参議院本会議において、「事業者において地元との搬出期限の約束をしっかり遵守するよう、国としても指導いたします。」と答弁した。岸田文雄内閣総理大臣（当時）も二〇二二年十月六日の参議院本会議において同様に答弁している。また、池辺和弘電気事業連合会会長は二〇二三年八月二十九日の第十三回核燃料サイ

クル協議会において、青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限を遵守し、そのための取組についても検討する旨発言した。

1　政府の指導、事業者の検討から相当の期間が経過しているにもかかわらず、検討内容は公表されていない。政府の指導に対する事業者の対応状況及び検討内容を示されたい。

2　事業者の今後の対応について、二〇二六年十月末までに検討内容の報告を求めるべきと考えるが政府の見解と対応を示されたい。

3　政府の指導にもかかわらず検討に進展が見られない要因は、処分場の開始が二〇四五年四月二十五日に間に合うか不透明なことにあると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について」（一九九四年十一月十九日六原第一四八号）において回答したとおり、「青森県六ヶ所村で建設が進められている返還高レベル放射性廃棄物ガラス固化体に関する廃棄物管理施設・・・において・・・貯蔵管理されるガラス固化体については、管理期間は三十年間から五十年間とされ、管理期間終了時点では、電気事業者が最終的な処分に向けて搬出する」との認識に変わりはない。

二について

御指摘の「処分場開始時期の責任」については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第三十四条等の規定に基づき、原子力発電環境整備機構が特定放射性廃棄物の最終処分の実施主体とされており、政府は同機構を監督の上、特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向け取り組むこととしている。御指摘の「経済産業省担当職員」はその旨を「回答した」ものである。

三から五までについて

御指摘の「二〇四五年四月二十五日までに最終処分場・・・が開始されなければ、事業者は搬出できない」及び「事業者が約束を守るための条件と環境」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに貯蔵されているガラス固化体（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固型化したものをいう。以下同じ。）については、青森県及び六ヶ所村と日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）が締結した「六ケ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「協定書」という。）において、「ガラス固化体の一時貯蔵管理」・・・の期間・・・は、それぞれのガラス固化体について、貯蔵管理センターに受け入れた日から三十年間から五十年間とし」、日本原燃は、「管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする。」と定められていることから、ガラス固化体の発生者としての基本的な責任を有する、実用発電用原子炉を有する十社の電気事業者（以下「電気事業者」という。）がその搬出の責任を負うものと認識している。政府としては、日本原燃及び電気事業者に対し、協定書の内容を遵守するよう指導していく考えである。

六について

御指摘の「公表されていない」及び「検討に進展が見られない」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、お尋ねの「検討内容」について、令和八年六月十八日に開催した「第九回使用済燃料対策推進協議会」において、電気事業連合会から「青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限を確実に守るため、搬出に向けた施設の設計・改造や、安全かつ貯蔵可能な輸送容器の開発と設計・製造に係る実施項目や進め方について検討して」いるとの報告を受けている。また、政府としては、同協議会において、電気事業者に対し、「青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限を遵守するために必要な取組について、・・・各項目の具体化に向け、検討の加速」を要請したところである。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日

福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問主意書

一　「高レベル放射性廃棄物の二〇四五年四月二十五日搬出期限の約束を守らせるヒアリング集会」（以下「集会」という。）が二〇二六年五月二十七日に開催された。集会では、「現時点での政府として目指している処分場開始時期及びその根拠」についての質問に対し、経済産業省担当職員（以下「担当職員」という。）が「早期に実現したい。時期は未定でその根拠は最終処分計画」と回答した。しかし、二〇〇〇年、二〇〇五年及び二〇〇八年に閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）では、「最終処分は、平成四十年代後半を目途として開始する。」と明確に記載され、「早期」とは記載されていない。

1　最終処分場（以下「処分場」という。）の開始時期が「早期」である場合、閣議決定等の手続がいつ、どのように行われたか示されたい。

2　二〇〇八年に閣議決定された最終処分計画によれば、「平成二十年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成四十年前後を目途に最終処分施設建設地を選定する」とされた。しかし、担当職員は、処分場の開始時期を未定と回答しており、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定時期も未定と思われる。これは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の趣旨及び最終処分計画に反すると考えるが、政府の見解を示されたい。

3　山崎誠衆議院議員（当時）が提出した「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書」（第二百

十八回国会質問第一〇号）に対する答弁（内閣衆質二一八第一〇号）において、政府は、最終処分計画において、「平成四十年代後半を目途に最終処分を開始するものとする。」としている。」と答弁した。同答弁と担当職員の回答は矛盾しているため、政府として現時点で目指している処分場の開始時期及びその根拠を示されたい。あわせて、政府として現時点で目指している精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定時期及びその根拠を示されたい。

4　処分場の開始時期に係る回答が「早期」のみでは、政府として無責任である。政府はこれまで開始時期を最終処分計画において示し、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定に関する国民の理解を得ようとしてきた。そのため、開始時期を「早期」ではなく、具体的に示す必要があると考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

5　処分場の開始が搬出期限の二〇四五年四月二十五日に間に合うか示されたい。青森県民の不安が募っている点及び搬出期限の約束遵守の点から、開始時期を「早期」ではなく具体的に示すべきと考えるが、政府の見解及び対応を示されたい。

二　小笠原村等の地方自治体向け説明会において、処分場の開始時期をどのように説明しているか示されたい。また、処分場の開始までの調査、建設工事等に三十年程度必要であることを説明しているか示されたい。さらに、それぞれの説明の根拠に最終処分計画を引用したか、又は、別の資料を用いたか示されたい。

三　最終処分計画において示された最終処分の開始時期まで残り約九年となり、その実現は不可能と考える。最終処分計画について、実現の可否を曖昧にすることは許されず、政府として実現不可能であることを公表すべきと考えるが、政府の認識と対応を示されたい。

四　集会では、処分場の開始が搬出期限の二〇四五年四月二十五日に間に合う場合、合計で三十年程度掛かる各工程の年数の内訳について質問があった。これに対し、担当職員は「必ずしもこれにこだわらず、技術の進展等で早期に実現する」と回答したが、搬出期限に間に合う保証はない。政府は、処分場の開始が二〇四五年四月二十五日に間に合うと考えているか示されたい。間に合う場合、概要調査、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定、処分場の開始のスケジュールを示すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問に対する答弁書

一の1から4まで及び5の後段について

お尋ねの「処分場の開始時期」及び「精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定時期」については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「最終処分法」という。）第四条第一項の規定に基づき策定した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」（平成二十年三月十四日閣議決定）において、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、「平成二十年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成四十年前後を目途に最終処分施設建設地を選定する」とともに、「最終処分施設を建設し、平成四十年代後半を目途に最終処分を開始する」としており、政府としては、可能な限り早期の特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向け取り組むこととしている。御指摘の「集会」における「経済産業省担当職員」の「回答」はその旨を述べたものである。

一の5の前段、三及び四の前段について

お尋ねの「処分場の開始が搬出期限の二〇四五年四月二十五日に間に合うか」、「政府として実現不可能であることを公表すべき」及び「処分場の開始が二〇四五年四月二十五日に間に合うと考えているか」については、これまで北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村、佐賀県東松浦郡玄海町並びに東京都小笠原村において、機構が、最終処分法第六条第一項の規定に基づく文献調査（以下「文献調査」という。）を開始しており、このうち北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、機構が、文献調査の報告書を令和六年十一月に公表するとともに、最終処分法第二条第十項に規定する概要調査地区の選定に向け、同規則第九条第一項の規定に基づく説明会の開催等の手続を進めているところ、政府としては、可能な限り早期の特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向け取り組むこととしている。

二について

お尋ねの「小笠原村等の地方自治体向け説明会」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、令和八年三月十四日に東京都小笠原村において開催した同村の住民に対する説明会においては、政府としては、特定放射性廃棄物の最終処分は長期にわたる事業であり、最終処分法第二条第十四項に規定する最終処分施設（以下「最終処分施設」という。）の建設については、文献調査を実施する可能性のある地域の住民等の理解を得ながら進める必要があることから、お尋ねの「処分場の開始時期」について特定の時期を念頭に置いた説明をするのではなく、当該地域の住民等に対し、特定放射性廃棄物の最終処分に係る情報を分かりやすく提供することが重要と考えているため、お尋ねの「処分場の開始時期」について説明していない。また、当該説明会においては、最終処分施設建設地の選定に向けた調査及び最終処分施設の建設に必要な期間について、それぞれ二十年程度及び十年程度と説明している。これらの期間は、最終処分法第三十四条等の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分の実施主体とされている機構が、総合エネルギー調査会原子力部会（当時）において平成十一年三月二十三日に取りまとめられた「総合エネルギー調査会原子力部会中間報告―高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方―」における「処分スケジュール」に基づき、諸外国の状況なども参考にしつつ、あくまで目安として示している期間を根拠としている。

四の後段について

お尋ねの「スケジュール」については、政府としては、最終処分施設建設地の選定に向けた調査及び最終処分施設の建設に必要な期間を三十

年間程度と示しているが、実際に必要となる期間については、技術の進展や、個々の調査地点における安全審査、地域の合意形成の在り方などの状況に応じて変わり得るものであると認識している。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月二十九日　　福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問主意書

一　高レベル放射性廃棄物の最終処分場（以下「処分場」という。）の調査、建設工事等に要する期間について、政府はこれまで三十年程度としてきたが、これは目安であり地区によって異なると説明している。

1　同説明によれば、調査、建設工事等に要する期間は、三十年を上回ることがあり得ると理解するが、その認識でよいか示されたい。

2　三十年を上回ることがあり得る場合、二〇四五年四月二十五日に六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターから処分場に搬出できないこともあり得ると考えるが、その認識でよいか示されたい。政府がその認識である場合、青森県及び六ヶ所村に説明すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

二　二〇〇〇年五月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号、以下「法」という。）が成立した。同年十月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）が閣議決定され、二〇〇二年十二月から、概要調査地区の公募を開始している。二〇〇八年に閣議決定された最終処分計画によれば、「文献調査を実施した後、概要調査を実施し、平成二十年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成四十年前後を目途に最終処分施設建設地を選定する」とされている。また、「最終処分施設建設地において（略）最終処分施設を建設し、平成四十年代後半を目途に最終処分を開始する」とされている。政府は、公募及び計画策定に当たって、文献調査に二年程度、概要調査に四年程度、精密調査に十四年程度、建設工事に十年程度要するとし、処分場の開始までに三十年程度要すると公表している。

1　概要調査地区内で行うべき調査は法第二条第十項及び特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十二号、以下「施行令」という。）第四条、精密調査地区内で行うべき調査は法第二条第十一項及び施行令第五条、最終処分施設として設置すべき施設等は法第二条第十四項及び施行令第六条にそれぞれ規定されている。

　政府が処分場の開始に要する期間としてきた三十年程度は、法に規定された調査等に要する年数であり、単なる目安ではないと考える。政府が三十年程度と説明してきた根拠を示されたい。

2　前記の各調査のほかに、場所によっては用地買収、港湾建設、工事用道路確保、農地等開発許可手続、各段階における知事・市町村長等との合意手続、安全審査手続、地下三百メートル以深にトンネルを通すための二百から三百キロメートルの工事等が必要になると考える。そのため、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターからの搬出は、二〇四五年四月二十五日には開始できないと考える。政府が搬出を開始できると考える場合、例示した各手続等に要する期間をどのように見込んでいるか示されたい。

3　法第四条第一項には、「経済産業大臣は（略）五年ごとに、十年を一期とする」最終処分計画を定め、「これを公表しなければならない」と規定されている。しかし、二〇〇八年以降、最終処分計画は閣議決定されていない。早期に閣議決定すべきと考えるが、二〇〇八年以降に閣議決定していない理由及び今後の閣議決定に向けた政府の認識と対応を示されたい。

4　政府として処分場の開始時期を決定する手続は、最終処分計画を閣議決定することと考えるが、政府の認識を示されたい。また、それ以外の手続がある場合、どのような手続によるか示されたい。

三　二〇二六年五月二十七日に開催された「高レベル放射性廃棄物の二〇四五年四月二十五日搬出期限の約束を守らせるヒアリング集会」において、経済産業省担当職員は、文献調査地区を十箇所程度まで増やし、その中から最終処分施設建設予定地を選定したいと説明した。文献調査地区を十箇所程度確保する時期を示されたい。

四　現時点で二〇四五年まで十九年しか残されていないが、文献調査地区を十箇所確保するには更に時間を要すると考える。調査、建設工事に三十年程度必要である場合、処分場の開始時期を見通すことは不可能で、二〇四五年四月二十五日までに処分場を開始できる可能性はないと考えるが、政府の見解を示されたい。また、政府はこの現状を青森県に説明すべきと考えるが政府の見解と対応を示されたい。

　右質問する。

令和八年七月十日　　内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問に対する答弁書

一の1について

　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「最終処分法」という。）第二条第十二項に規定する最終処分施設建設地（以下「最終処分施設建設地」という。）の選定に向けた調査及び同条第十四項に規定する最終処分施設（以下「最終処分施設」という。）の建設に必要な期間として政府がお示ししている御指摘の「三十年程度」は、最終処分法第三十四条等の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分の実施主体とされている原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）が、総合エ

ネルギー調査会原子力部会（当時）において平成十一年三月二十三日に取りまとめられた「総合エネルギー調査会原子力部会中間報告―高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方―」における「処分スケジュール」に基づき、諸外国の状況なども参考にしつつ、あくまで目安として示している期間を根拠としたものであるため、これに基づいて、お尋ねの「調査、建設工事等」に実際に必要となる期間が「三十年を上回ることがあり得る」か否かについて、断定的にお答えすることは困難である。

一の2及び四の前段について

お尋ねの「二〇四五年四月二十五日に六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターから処分場に搬出できないこともあり得ると考える」及び「二〇四五年四月二十五日までに処分場を開始できる可能性はないと考える」については、これまで北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村、佐賀県東松浦郡玄海町並びに東京都小笠原村において、機構が、最終処分法第六条第一項の規定に基づく文献調査（以下「文献調査」という。）を開始しており、このうち北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、機構が、文献調査の報告書を令和六年十一月に公表するとともに、最終処分法第二条第十項に規定する概要調査地区の選定に向け、同規則第九条第一項の規定に基づく説明会の開催等の手続を進めているところ、政府としては、可能な限り早期の特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向け取り組むこととしている。

二の1について

一の1についてで述べたとおり、最終処分施設建設地の選定に向けた調査及び最終処分施設の建設に必要な期間として政府がお示ししているお尋ねの「三十年程度」は、最終処分法第三十四条等の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分の実施主体とされている機構が、総合エネルギー調査会原子力部会（当時）において平成十一年三月二十三日に取りまとめられた「総合エネルギー調査会原子力部会中間報告―高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方―」における「処分スケジュール」に基づき、諸外国の状況なども参考にしつつ、あくまで目安として示している期間を根拠としている。

二の2について

最終処分施設建設地の選定に向けた調査及び最終処分施設の建設に必要な期間は、政府としては、三十年間程度と示しているが、実際に必要となる手続、工事等及びそれらの期間については、技術の進展や、個々の調査地点における安全審査、地域の合意形成の在り方などの状況に応じて変わり得るものであると認識しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二の3について

お尋ねの「二〇〇八年以降に閣議決定していない理由」については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の発生を受け、地層処分の技術的信頼性の再評価を含めた、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策の見直しなどを行ってきたためであり、当該見直しを踏まえ、最終処分法第三条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定を行っている。お尋ねの「今後の閣議決定」については、当該基本方針に即して、適切な時期に御指摘の「最終処分計画」を改定することを検討している。

二の4について

お尋ねの「処分場の開始時期を決定する手続」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、最終処分法第四条第二項第二号及び第四項の規定に基づき、経済産業大臣が、閣議決定を経て、御指摘の「最終処分計画」において、特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期を定めることとされている。

三について

政府としては、最終処分施設建設地の選定に当たり、諸外国が五箇所から十箇所程度の地域において調査等を実施していることを踏まえ、我が国においても複数の地域における文献調査が必要であると考えているが、個々の文献調査を開始する時期については、地域の合意形成の在り方などの状況に応じて変わり得るものであると認識しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四の後段について

お尋ねの「この現状」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、可能な限り早期の特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向けた、最終処分施設建設地の選定に係る政府の取組については、令和八年二月二十五日に開催された「第二回青森県原子力・エネルギー対策県民会議」等において、青森県に対し、説明してきている。

不当労働行為に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月一日

塩村あやか

参議院議長　関口　昌一　殿

不当労働行為に関する質問主意書

東京都労働委員会は令和八年三月、鉄道事業者（以下「当該事業者」という。）の社員に対して駅長が労働組合からの脱退を働き掛けた言動及び副長が昇任試験等に言及しながら同組合からの脱退を働き掛けた言動について、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）が禁止する不当労働行為に当たると認定した。また、同委員会は、当該事業者に対して、同様の行為を繰り返さない旨を記載した文書の交付及び掲示を命令した。

これ以前にも、当該事業者における労働組合からの脱退勧奨行為を労働委員会や裁判所が不当労働行為と認定する事案が報道されており、脱退勧奨が常態的に行われていることが懸念される。また、当該事業者が、労働組合の要件を満たさない社員の親睦団体を優遇し、友好的な労使関係を築く一方で、既存の労働組合に対しては脱退勧奨等により活動を妨害し、弱体化させているとの指摘がある。さらに、当該事業者においては、近年、長時間にわたる運転見合せを伴うインシデント等が相次いで発生している。この背景として、労働者の保護において重要な役割を果たす労働組合が組織率の低下により弱体化し、労働環境の悪化や現場の疲弊を招いているとの指摘もある。

日本国憲法第二十八条は、労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障し、労働組合法第七

条は、使用者による労働組合や労働者に対する不利益取扱い、団体交渉の拒否、支配介入を不当労働行為として禁止している。個別の事案における不当労働行為の該当性は労働委員会や裁判所において判断されるものと承知している。その上で、一般論として、使用者によるどのような言動が不当労働行為に当たるか確認するとともに、労働委員会による救済命令の実効性の担保に課題があることを指摘するため、以下質問する。

一　使用者が労働者に対し、特定の労働組合からの脱退を勧奨、誘導又は示唆する行為は、日本国憲法第二十八条が保障する労働者の団結権の侵害、労働組合法第七条第三号が規定する支配介入に該当し、不当労働行為に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

二　労働組合の組合員であること又は組合の正当な活動を行ったことを理由として、使用者が当該労働者に対して査定上の差別、賞与の減額、昇進・昇格の見送り又は配置転換等を行うことは、労働組合法第七条第一号が規定する不利益取扱いに該当し、不当労働行為に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

三　使用者が労働者に対し、特定の労働組合に所属し続けることにより人事評価や昇進・昇格に不利益をもたらす可能性がある旨を伝達する行為は、労働組合を威嚇し、活動を萎縮させるものであり、労働組合法第七条第三号が規定する支配介入に該当し、不当労働行為に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

四　同一の企業に複数の労働組合が併存する場合、使用者は全ての労働組合に対して中立的な態度を保持する義務（中立保持義務）を負うと解されている。労働組合法第二条が規定する労働組合の要件を満たさない労働者の親睦団体の代表が過半数代表者に選出されている場合、使用者が同団体との間では労使協議や便宜供与を行う一方、労働組合からの協議申入れを拒絶し、又は、協議を不当に遅延させる行為は、労働組合法第七条第一号が規定する不利益取扱いや同条第三号が規定する支配介入に該当し、不当労働行為に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

五　労働委員会において、使用者による不当労働行為が認定され救済命令が発出されたにもかかわらず、使用者が従前と同様に組合員に対する差別的扱いを継続することは、不当労働行為救済制度を形骸化させるものである。労働委員会による救済命令の実効性の担保に対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員塩村あやか君提出不当労働行為に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のような「行為」については、一般に、「団結権の侵害」に当たる「支配介入」に当たり得るものと考えているが、いずれにせよ、不当労働行為に当たるか否かについては、関係労働組合等の申立て等に基づき、個別具体的な事情等に応じて、労働委員会等の権限ある機関において判断されるべきものと考えている。

二について

御指摘のように「行うこと」については、一般に、「不利益取扱い」に当たり得るものと考えているが、いずれにせよ、不当労働行為に当たるか否かについては、関係労働組合等の申立て等に基づき、個別具体的な事情等に応じて、労働委員会等の権限ある機関において判断されるべきものと考えている。

三について

御指摘のような「行為」については、一般に、「支配介入」に当たり得るものと考えているが、いずれにせよ、不当労働行為に当たるか否かについては、関係労働組合等の申立て等に基づき、個別具体的な事情等に応じて、労働委員会等の権限ある機関において判断されるべきものと考えている。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘のような「行為」については、一般に、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第七条第二号に規定する「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」に当たり得るものと考えているところ、いずれにせよ、不当労働行為に当たるか否かについては、関係労働組合等の申立て等に基づき、個別具体的な事情等に応じて、労働委員会等の権限ある機関において判断されるべきものと考えている。

五について

労働組合法第二十七条の十二第一項の規定に基づき労働委員会が発した救済命令等については、お尋ねの「実効性の担保」を図る観点から、その交付の日から効力を生ずることとされるとともに、同法第二十七条の十三第一項の規定に基づき確定した場合に使用者がこれを履行しなければ、同法第三十二条に基づき過料に処せられ、また、確定判決によって救済命令等が支持された場合に使用者がこれを履行しなければ、同法第二十八条に基づき拘禁刑若しくは罰金に処せられ、又はこれらが併科されることとされているものと考えている。

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月一日

仁比　聡平

参議院議長　関口　昌一殿

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書

一　独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）の船橋中央病院の移転用地取得について

1　二〇二三年十月三日、船橋中央病院投資検討会議において、野村不動産株式会社（以下「野村不動産」という。）等が所有する土地（以下「本件土地」という。）の購入交渉を進めることが決定され、二〇二四年三月二十一日、本件土地の購入契約が締結されたことは事実か示されたい。また、同年五月三十一日に代金

の約二十％に当たる約二十二億円、同年十二月十九日に残りの約八十％に当たる約八十九億円の合計百十一億六千万円が支払われたことは事実か示されたい。

2　しんぶん赤旗（二〇二五年二月二日付け）によれば、二〇二三年十月二十五日に野村不動産がＪＣＨＯに示した土地売却価格見積りには、野村不動産の逸失利益三十四億七百万円が計上されていた。政府は事実関係を確認しているか示されたい。事実である場合、同逸失利益の具体的な内容を示されたい。

3　野村不動産等が三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）子会社の工場跡地である本件土地を取得したのは二〇二三年三月二十九日だが、同年十月三日にＪＣＨＯに示された見積りには、既に三十三億七千八百万円の逸失利益が計上されていたことは事実か示されたい。

4　前記2及び3の逸失利益の請求根拠について、ＪＣＨＯは、野村不動産からどのように説明を受け、正当な請求と判断したか示されたい。

5　ＪＣＨＯは、二〇二二年十二月二十日の三菱電機主催の内覧会に参加していたか示されたい。参加していた場合、遅くとも同時期には本件土地を移転候補地としていたと考えるが、政府の見解を示されたい。

6　本件土地を購入した野村不動産等から、ＪＣＨＯに対して売却の打診があった日付を示されたい。

7　野村不動産等が本件土地を取得した二〇二三年三月二十九日以前から、ＪＣＨＯは本件土地取得のために内覧会へ参加している。また、ＪＣＨＯの山本修一理事長は、野村不動産やそれ以外の購入候補者と接触を図っていた。野村不動産は本件土地の購入決定直後からＪＣＨＯに購入を働きかけ、価格交渉を経て本件土地を売却した。ＪＣＨＯが三菱電機の入札公告以前から購入に向けて動いていた経過を考慮すると、本件土地購入を前提として購入候補者の土地利用計画にＪＣＨＯの計画を反映させることができたと考える。反映させなかった理由を示されたい。また、前記のような努力をせずに約三十五億円の逸失利益を支払うことについて、政府として問題ないと考えているか示されたい。

二　ＪＣＨＯの大阪みなと中央病院の旧病院解体（以下「当該解体」という。）における高額な違約金の支払について

1　違約金約四億円は支払済みか示されたい。また、同違約金は、当該解体に当たり必要とされた杭抜き及び土壌汚染対策（以下「杭抜き等」という。）が、後に中止になったことにより発生したものか示されたい。

2　当該解体において、杭抜き等を必要として交渉を進める判断をした主体、時期及び具体的根拠を示されたい。また、杭抜き等は大阪市の条例にのっとり必須だったか示されたい。さらに、杭抜き等の中止が決まった時期及び理由を示されたい。

3　ＪＣＨＯは十分な事前調査をせずに杭抜き等が必要と判断したと考えるが、政府の見解を示されたい。また、そのようなずさんな判断により当該解体が発注され、違約金が支払われたことについて、政府の認識を示されたい。さらに、現在のＪＣＨＯの執行体制に問題があるため、同違約金の支払が発生したと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年七月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）からの報告によれば、いずれも「事実」であるとのことである。

一の2について

前段のお尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、御指摘のような「事実関係」であったとのことである。また、後段のお尋ねについては、当該報告によれば、ＪＣＨＯは御指摘の株式会社から、仮に一の1で御指摘の「本件土地」をマンションとして開発した場合にマンション各戸を売却した際に得られる利益であるとの説明を受けたとのことである。

一の3について

お尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、「事実」であるとのことである。

一の4について

お尋ねの「正当な請求」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ＪＣＨＯからの報告によれば、一の2についてで述べたとおりの説明を受け、「逸失利益」を含めた一の1で御指摘の「本件土地」の購入代金を支払うこととしたとのことである。

一の5について

前段のお尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、「参加していた」とのことである。後段のお尋ねについては、当該報告によれば、「本件土地」を「移転候補地」として検討していたとのことである。

一の6について

御指摘の「売却の打診」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ＪＣＨＯからの報告によれば、令和五年六月以降、一の1で御指摘の株式会社に対して「本件土地」の見積書の提示を求め、複数回にわたり見積書の提示を受けたとのことである。

一の7について

前段のお尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、「本件土地」については、一の1で御指摘の株式会社が購入する時点では、「本件土地」を含む敷地全体及び残存する建築物とを一体で購入する必要があり、土地の一部のみの購入には応じないこととされていたこと、また、「本件土地」の購入の募集期間が約三箇月間であったところ、理事長、関係役員等を構成員とし、ＪＣＨＯ内の病院の建替え、整備等について検討する会議において、「本件土地」の購入を含むＪＣＨＯ船橋中央病院の建替え、整備等の方向性について確認してから、具体的に、同病院の移設に必要な土地面積、移設後に見込ま

れる収益を踏まえた購入に係る予算、償還計画等を確定させ、役員会に報告するまでに六箇月以上の期間を要したことからしても、ＪＣＨＯとしては、単独又は他の事業者と共同で、「本件土地」の購入の募集に参加し、直接に「本件土地」を購入することや、御指摘のように「購入を前提として購入候補者の土地利用計画にＪＣＨＯの計画を反映させる」ことは、困難であったとのことである。また、後段のお尋ねについては、前段で述べた事情等を踏まえれば、御指摘の「逸失利益」を含めた「本件土地」の購入について、その価格が不当に高額であったとは考えていないが、厚生労働省においてＪＣＨＯからの報告に基づき確認したところによれば、法令違反は確認されていないものの、「本件土地」の購入に関しては、ＪＣＨＯの内部規程上、役員会の審議が求められるところ、役員会への報告にとどまっていたといった手続上の課題等が確認されたため、「貴法人の土地取引について（要請）」（令和七年四月十四日付け医政発〇四一四第十四号厚生労働省医政局長通知）により、同省からＪＣＨＯに対し、「契約の透明性を確保するための関係規程の見直し、望ましいガバナンスのあり方やその実現に向けた取組等について検討を行うこと」等について要請し、令和七年六月及び十月に、ＪＣＨＯから同省に対し、当該要請に対する取組状況の報告がなされ、同省において、関係規程の改正等が行われていることについて確認しているところである。

二の1について

　前段のお尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、令和八年七月八日現在、「支払済み」ではないとのことである。後段のお尋ねについては、当該報告によれば、お尋ねのとおりであるとのことである。

二の2について

　前段のお尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、大阪市と協議した際に、同市から、「杭抜き等」が必要である旨の考えが示されたことを踏まえ、令和五年六月に開催されたＪＣＨＯの役員会において、「杭抜き等」を含めた「当該解体」について了承されたものであるとのことである。また、中段のお尋ねについては、当該報告によれば、「杭抜き等は大阪市の条例にのっとり必須だった」ものではないとのことである。さらに、後段のお尋ねについては、当該報告によれば、「当該解体」に係る工事の費用が高額であったこと等から、当該工事の実施について検討していく中で、改めて同市と協議した際に、原則として「杭抜き等」が必要であることに変わりはないが、「杭抜き等」が周辺の地盤に何らかの影響を及ぼす場合には杭の残置も可能である旨の考え方が示されたことを踏まえ、「旧病院」の跡地が埋立地であることや地盤が緩いこと等も考慮し、「杭抜き等」をしない方針へと変更し、その方針について、令和七年五月に開催された役員会での審議の上、了承されたとのことである。

二の3について

　お尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、二の2についてで述べた経緯等により、当初、「杭抜き等」が必要と「判断」されたものであり、こうした事情等を踏まえれば、必ずしも、「十分な事前調査」がなされていない、「ずさんな判断」がなされた及び「執行体制に問題」があったとは考えていない。